

厚生年金基金中途脱退者等移転等事務

# 事務処理要領

平成22年4月

企業年金連合会

厚生年金基金中途脱退者等移転等事務

# 事務処理要領

平成22年4月

# 目 次

## 中途脱退者移転申出事務

1 . 中途脱退者	3
2 . 中途脱退者の脱退一時金相当額の交付	6
3 . 中途脱退者への説明義務	7
4 . 中途脱退者移転申出の手続き	8
5 . 磁気媒体による中途脱退者移転申出の手続き	20
6 . 連合会における処理	25
7 . 現価相当額等の交付	34
8 . 養育特例配慮措置	60
9 . 離婚時の分割制度	62

## 基金への権利義務移転等

1 . 連合会から基金への権利義務の移転、 年金給付等積立金・積立金の移換	75
2 . 基金規約の規定	75
3 . 加入員への説明義務	76
4 . 申出の手続き	77
5 . 連合会における処理	82
6 . 年金給付等積立金・積立金の移換	86
7 . 権利義務等の承継等の通知	96

## 訂正および取消事務

1 . 訂正事務	98
2 . 取消事務	116
3 . 連合会における処理	120
4 . 現価相当額等の調整	128

## 再加入事務

1 . 従前の再加入処理	138
2 . 今後の再加入処理	138
3 . 再加入者	138
4 . 再加入者交付請求の手続き	138
5 . 連合会における処理	141
6 . 現価相当額の交付	144
7 . 連合会老齢年金受給者が再加入した場合の取扱い	145

## 事故処理事務

- 1 . 事故連絡票..... 149
- 2 . コード一覧表..... 150
- 3 . 事故処理方法..... 157

## その他

- 1 . 基金規約の管理..... 173
- 2 . 通算企業年金のご案内..... 180

本事務処理要領で使用する用語の略称

関係法令	略称	
厚生年金保険法（昭 29 法律第 115 号）	法	
厚生年金基金令（昭 41 政令第 324 号）	基金令	
厚生年金基金規則	規則	
厚生年金基金設立認可基準	認可基準	
厚生年金基金事務取扱い準則	準則	
企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について	ポータビリティ準則	
厚生年金基金規約	基金規約	
企業年金連合会規約	連合会規約	
厚生年金基金連合会規約	旧規約	
帳票名	略称	様式
厚生年金基金中途脱退者老齢年金給付支給義務移転等申出書	移転等申出書	様式第 1 号 (準則様式第 47 号)
厚生年金基金中途脱退者老齢年金給付支給義務移転等受理通知書	受理通知書	様式第 2 号・付表 (準則様式第 48 号・付表)
中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書	移転移換申出書	様式第 3 号
中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書	積立金等移換申出書	様式第 4 号
中途脱退者移転取消届	取消届	様式第 5 号
中途脱退者記録事項訂正届	記録事項訂正届	様式第 6 号
中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届	脱退一時金相当額等訂正届	様式第 6 号の 2
標準報酬額分割改定対象者訂正届	分割改定訂正届	様式第 6 号の 3
中途脱退者住所訂正届	住所訂正届	様式第 6 号の 4
現価相当額調整通知書	調整通知書	様式第 7 号
厚生年金基金加入員台帳	加入員台帳	準則様式第 35 号
厚生年金基金加入員台帳（標準報酬額分割改定明細）	分割改定明細	準則様式第 35 号付表
厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付請求書	再加入者交付請求書	
厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付書	再加入者交付書	
年金の引き継ぎのお知らせ（年金支給義務承継通知書）	承継通知書	
記録事項訂正処理結果報告書	訂正結果報告書	
住所訂正処理結果報告書	住所訂正結果報告書	
資格記録確認者一覧・基金回答リスト	回答リスト	様式第 8 号
一般事項	略称	
厚生年金保険	厚生年金	
厚生年金基金番号	基金番号	
厚生年金基金加入員番号	加入員番号	
企業年金連合会老齢年金	連合会老齢年金	

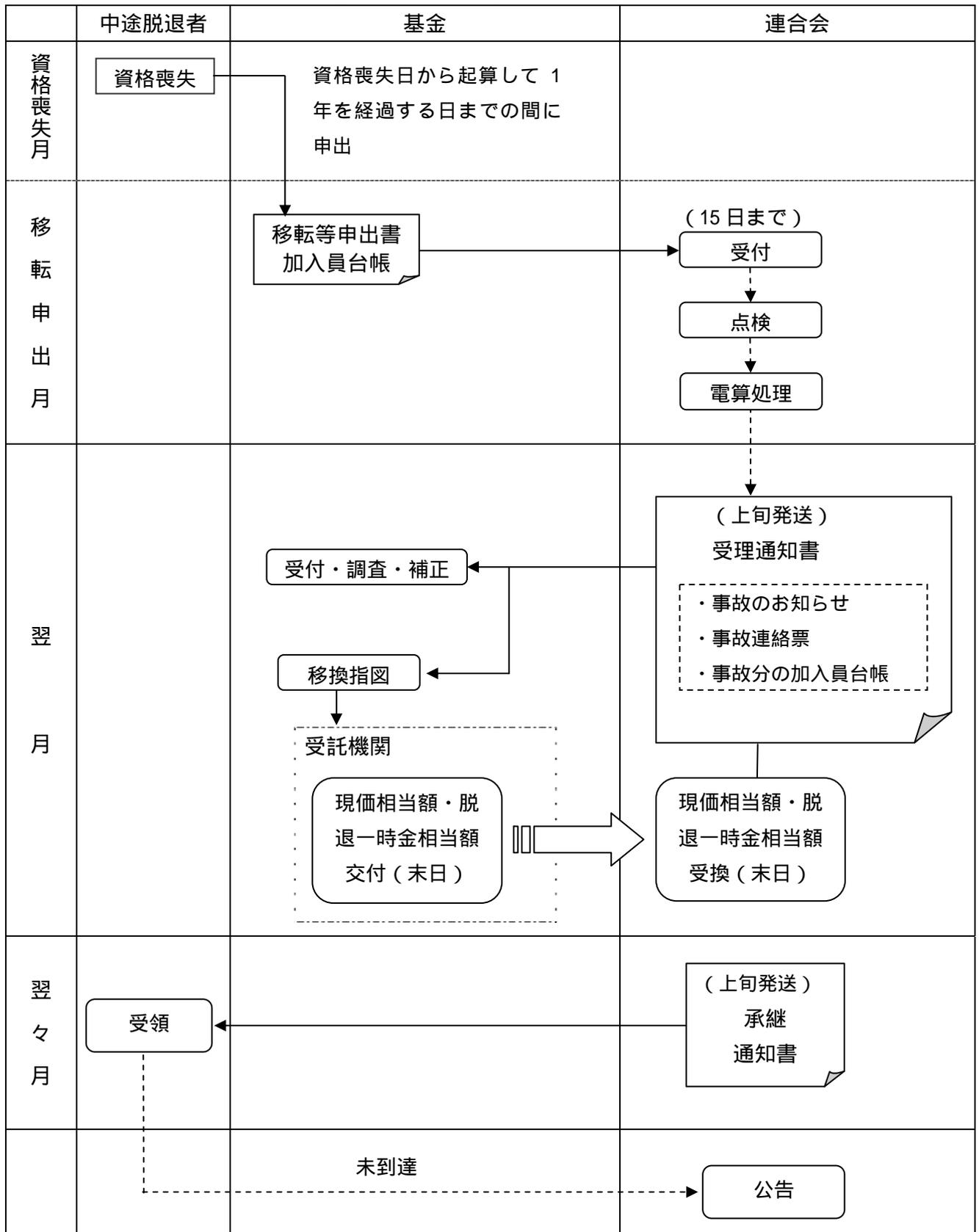
# 中途脱退者移転申出事務

(厚生年金基金 企業年金連合会)

## この章の概要

中途脱退者の要件  
申出の手続き  
年金額の計算  
現価相当額等の計算  
養育特例配慮措置  
離婚時の分割制度

事務の流れ・中脱移転申出（基金 連合会）



## 中途脱退者移転申出事務

厚生年金基金制度とは、企業が厚生年金基金（以下「基金」という。）という公法人を設立し、老齢厚生年金の一部を国に代わって給付するとともに、企業の実情に即した独自の上乗せ給付（プラスアルファ）を行うことにより、加入員の老後をより豊かにすることを目的としています。

基金の年金の受給要件を満たす前に、退職等により短期で加入員の資格を喪失した者を「中途脱退者」といいますが、企業年金連合会（以下「連合会」という。）は、この中途脱退者に係る年金給付の支給義務を引き継ぎ、一元的に年金給付を行うという通算センターとしての機能を有しています。

連合会がこのような業務を行う趣旨は以下のとおりです。

- ・複数の基金を中途脱退した者の年金を連合会が通算して支給することで、将来、その者が年金を受けようとするとき、年金の請求、年金の受け取り、現況届等の手続きが簡素化できること
- ・基金において中途脱退者の記録を長期間にわたって管理することは事務上極めて煩雑であり、事務コストの負担が大きいこと
- ・基金の年金に結びつかない脱退一時金について、本人の選択により、連合会から年金として受給できること

また、平成 17 年 10 月以降、企業年金の通算措置（ポータビリティの拡充）により、連合会は基金に加え確定給付企業年金の中途脱退者の脱退一時金相当額の移換を受けることが可能となり、企業年金の通算センターとしての機能が一層拡大されました。

## 1 . 中途脱退者

中途脱退者とは、加入員の資格を喪失した者（加入員の資格を喪失した日において基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。）であって、その者の加入員であった期間が20年に満たない者をいいます。（法第144条の3、基金令第41条3の3第2項）

### One Point 中途脱退者と連合会移換者の違いについて

平成17年10月からの企業年金の通算措置（ポータビリティの拡充）による基金規約の変更において、「連合会移換者」という定義が新たに加われました。

このような規約において、「中途脱退者」は、他の企業年金もしくは連合会への移換等を含めた広い対象者として規定し、その範囲の中で「連合会移換者」を連合会に支給義務の移転および脱退一時金相当額の交付をする者として規定します。

よって、連合会に移転申出をする対象者は「連合会移換者」となります。

また、「連合会移換者」を規約に規定していない基金においては、連合会に支給義務を移転する対象者を「中途脱退者」として規定しています。

本事務処理要領では、各基金における連合会に移転申出する対象者を便宜上すべて「中途脱退者」と表記しています。

### (1) 中途脱退者の範囲

主に加入員期間と資格喪失時の年齢を基準として、基金規約に定められています。なお、加入員期間を計算する場合は月単位で行い、加入員の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までを算入します。（基金令第20条第1項）

## (2) 中途脱退者にならない者

### 一定の加入員期間を超えている者

基金規約に中途脱退者の範囲として定められている加入員期間を超えている者です。

なお、過去勤務期間（基金設立前の従業員であった期間）・他の基金、連合会および確定給付企業年金から脱退一時金相当額等を移換された場合の移換元基金の加入員期間を老齢年金給付の支給要件に含める旨を基金規約に規定している場合は、これらの期間も含めて計算することになります。

### 一定年齢以上の高齢者

基金規約に定められている一定年齢以上の高齢者です。なお、この年齢は、加入員の資格を喪失した日における年齢になります。

### 基金が支給する老齢年金給付の受給権を取得した者

#### One Point

基金が連合会に対して、現価相当額および脱退一時金相当額の交付を終了しない間に当該中途脱退者が年金たる給付の受給権を取得した場合には、申出がなかったものとみなして、交付は行わないものであることとされています。（**準則第6の1の(3)**）

つまり、加入員期間や喪失時の年齢において中途脱退者に該当する者であっても、交付が終了するまでの間に基金の受給権を取得した場合は、基金が年金給付、脱退一時金の支給を行うこととなります。

### 出向者

基金設立事業所以外の基金規約により定められた事業所への出向に伴い、加入員の資格を喪失した者であって、再びその基金の加入員となることが明らかな者については、連合会に支給義務を移転しないことができます。（**認可基準第5の4**）

出向者となるものは資格喪失届に「出向」と表示されることになっています。（**準則第3の3の(3)**）

### 死亡喪失者等

死亡により加入員の資格を喪失した者、または連合会に中途脱退者の現価相当額が交付される前に死亡した者です。（**準則第6の1の(3)**）

死亡喪失者は、資格喪失届に「死亡」と表示されることになっています。（**規則第13条第4号**）

### 同月得喪者

加入員の資格を取得した月に、その資格を喪失した者（以下「同月得喪者」という。）です。

同月得喪者は、その資格を取得した日に遡って加入員でなかったものとみなされます。

（法第 125 条）



### 資格喪失後、一定の期間を経過しない者

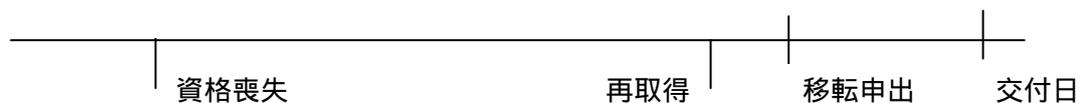
基金規約によりそれぞれ異なりますが、概ね次のように定められています。

ア．加入員の資格を喪失した日から起算して1月以内（1月を経過する前）に加入員の資格を取得した者（期間計算 民法第 143 条）



イ．中途脱退者の現価相当額等が交付される前に、加入員の資格を取得した者（準則第 6 の 1 の (3)）

(例)



### 基金内事業所間の異動者

同一基金内の他の事業所に異動した加入員です。

資格取得届に「加入員番号」が記載されることになっています。

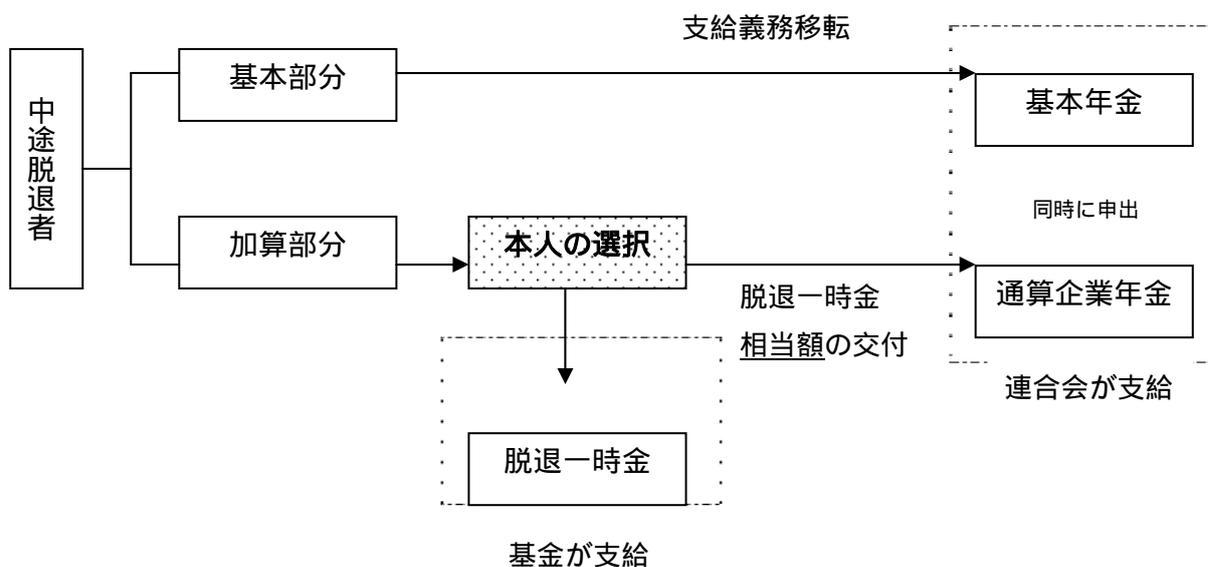
（規則第 12 条第 1 項第 4 号）

代行部分の将来期間分の停止の認可を受けている基金（以下「将来返上基金」という）で、脱退一時金を受給し基本年金プラスアルファ部分のみが残った者（基金令第 61 条）

将来返上基金においては、脱退一時金の年金化を選択し、基本年金プラスアルファ部分を含めて移転申出する者が連合会への申出対象となります。（基金令第 61 条第 1 項第 2 号）

## 2. 中途脱退者の脱退一時金相当額の交付

加算型等の給付設計を採用している基金においては、基金からの脱退を支給事由とする一時金（脱退一時金）を、本人の選択により「脱退一時金相当額」として連合会に交付することにより、年金化（通算企業年金）することができます。（法第160条の2第1項）



### One Point

脱退一時金相当額の交付申出が遅くなるにつれて、年金額計算時に使用する通算企業年金現価率も高くなり、通算企業年金額が逡減していきます。本人が通算企業年金を選択された場合は、なるべく速やかに移転等申出をいただくようお願いします。

### 3. 中途脱退者への説明義務

中途脱退者の移転等申出について、基金は資格喪失者に対し、以下の事項を喪失時に説明する義務があります。(基金令第55条の2第1項、規則第74条の2、ポータビリティ準則第2の1の(1))

- (1) 移転等申出期限 (喪失日から起算して1年を経過する日まで)
- (2) 脱退一時金相当額およびその算定の基礎となった期間 (以下「算定基礎期間」という。)
- (3) 資格喪失者のその後の就労状態によって移転・移換、または脱退一時金の受給等の選択肢を有すること
- (4) 連合会および国民年金基金連合会の制度概要、手数料および連絡先
- (5) 基金規約で以下の事項を定めている場合は、資格喪失者は次のいずれかを選択すること

資格喪失後、連合会へ支給義務の移転をする者については

- ・速やかに連合会へ支給義務の移転をすることと脱退一時金を受給すること
- ・速やかに連合会へ支給義務の移転をすることと脱退一時金相当額の交付をすること
- ・資格喪失日から1年を経過した時に連合会へ支給義務の移転および脱退一時金相当額の交付を行うこと、または脱退一時金の受給を行うこと

また、上記以外の者で規約に基づき資格喪失時に脱退一時金を支給する場合においては

- ・速やかに脱退一時金の受給を行うこと
- ・資格喪失日から1年を経過した時に脱退一時金の受給を行うこと

- (6) 退職時の脱退一時金受給については退職所得扱いとなり、退職所得控除が適用されること

## 4 . 中途脱退者移転申出の手続き

### (1) 移転申出の方法

中途脱退者に係る老齢年金給付の支給に関する義務の移転の申出（以下「移転申出」という。）は、「移転等申出書」（様式第1号（準則様式第47号））に「加入員台帳」（準則様式第35号）を添えて行います。なお、申出は月一回とし、「移転等申出書」には資格喪失月ごとに分けて記入します。（準則第6の1の(1)および(2)）

また、脱退一時金相当額の交付の申出は、この移転申出に併せて行います。

（法第160条の2第2項）

磁気媒体による申出の手続きは「5 . 磁気媒体による中途脱退者移転申出の手続き」を参照してください。

#### One Point

連合会に提出する「移転等申出書」等の様式は、すべて連合会ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

年金のしくみ・手続き      移受換の事務処理      様式等ダウンロード

（<http://www.pfa.or.jp/nenkin/ijukan/ijukan02.html>）

### (2) 移転申出の期限

移転申出は原則として、基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までに行います。連合会規約では基金の事務処理を考慮し、その経過する日以後最初に到来する15日までに行うこととなっています。

（連合会における事務処理の関係上、できるだけ5日までに申出願います。）

なお、天災その他やむを得ない理由があることにより、この期日までに申出をすることができないときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに申出をすることになっています。

（参考）

資格喪失年月日	1年を経過する日 (中途脱退者の申出期限)	移転申出期限 (基金にとっての申出期限)	申出月
平成22年4月1日	平成23年3月31日	平成23年4月15日	平成23年4月申出
平成22年4月16日	平成23年4月15日	平成23年4月15日	平成23年4月申出
平成22年4月17日	平成23年4月16日	平成23年5月15日	平成23年5月申出

**(3) 移転等申出書の記入要領**

「移転等申出書」は加入員番号順に記入します。

脱退一時金相当額の交付の申出がある者については、加入員番号の左上に「加算」と記入するとともに、その件数を( )書きで再掲します。

養育特例配慮措置<sup>1</sup> 該当者の申出については、加入員番号の左上に「育」と記入するとともに、その件数を( )書きで再掲します。

離婚分割、3号分割<sup>2</sup>の対象者(以下「分割対象者」という。)の申出については、加入員番号の左上に「分」と記入するとともに、その件数を( )書きで再掲します。

「移転等申出書」が2枚以上になる場合は、左上をホッチキスで留め、1枚目の「件数」欄に申出する合計件数を記入します。

- 1 養育特例配慮措置の詳細は、「8. 養育特例配慮措置」を参照してください。
- 2 離婚分割、3号分割の詳細は、「9. 離婚時の分割制度」を参照してください。

(様式例) 移転等申出書

様式第1号(準則様式第47号)

**厚生年金基金中途脱退者老齢年金給付支給義務移転等申出書**

厚生年金保険法第160条第1項及び第160条の2第1項の規定により、下記の者に係る老齢支給に関する義務の移転等を別紙加入員台帳を添えて申し出ます。

平成 年 月 日

厚生年金基金の名称及び所在地

厚生年金基金

理事長氏名

記

養育特例配慮措置該当者の件数を記入

分割対象者の件数を記入

脱退一時金相当額の交付を申し出た者の件数を記入

企業年金連合会理事長殿

基金番号	012X	件数	0004	加算	(3)	育	(1)	分	(1)	
喪失月	加入員番号									
2111	加算	000111X	CD	加算	000222X	CD	加算	000333X	CD	
2204	分	000444X	CD							

加入員番号の上位の「0」は省略することができます。

#### (4) 加入員台帳の記入要領

- ア． 厚生年金基金番号 各項目内の ㉔の番号は実際の加入員台帳に対応しています。
- ・ 4桁で記入します。
  - ・ 基金番号が4桁に満たない場合は、上位に「0」を付します。(例：123 0123 )
- イ． 厚生年金基金加入員番号
- ・ 10桁で記入します。
  - 10桁で記入されていない場合、連合会で上位に「0」を補っています。  
(例：123456 0000123456 )
  - ・ 「CD」(チェックデジット)を用いている基金は、「CD」欄に記入します。
- ウ． 加入員氏名
- ・ カタカナまたは漢字で記入します。
  - ・ 漢字での記入の場合は、上部にフリガナを付します。

		海外住所	国内住所
カナ氏名 欄	20文字以内 (磁気媒体申出：半角で20文字以内)	アルファベット	カナまたは アルファベット( )
漢字氏名 欄	10文字以内 (磁気媒体申出：全角で10文字以内)	空欄	漢字 (上記 の場合は空欄)

氏名登録の詳細は「One Point 氏名・住所登録」を参照してください。

- エ． 性別
- ・ 「男 ①」「女 ②」と、該当する性別符号を で囲みます。
  - ・ 電子計算機により処理を行う基金は、男性「01」・女性「02」と符号で印字します。
- オ． 生年月日
- ・ 「昭 ⑤」のように該当する元号符号を で囲み、年月日を和暦で記入します。
  - ・ 電子計算機により処理を行う基金は、昭和「5」・平成「7」と印字します。
- カ． 基礎年金番号
- ・ 記号4桁、番号6桁の10桁で記入します。
  - 「0」を省略することのないようにご注意ください。

#### キ．備考

- ・資格喪失届に記載されている住所を漢字またはカタカナで記入します。

#### (準則第6の3の(1))

- ・郵便番号を左端に記入し、都道府県名は省略します。

連合会では基金から現価相当額等の交付が行われた後、中途脱退者に対して「承継通知書」および「年金裁定請求書」を送付しているため、**本人に届く住所**を記入してください。

住所の記入のない場合は、事故となりますのでご注意ください。

		海外住所	国内住所
住所	100文字以内 (磁気媒体申出:半角で100文字以内)	アルファベット	カナまたは アルファベット
	50文字以内 (磁気媒体申出:全角で50文字以内)	空欄	漢字
〒	左端上部に記入 (磁気媒体申出:該当箇所入力)	999-9999 (固定)	123-4567 (任意の郵便番号)

#### One Point 氏名・住所登録

##### 指定文字数

連合会における電子計算機の処理上、指定の文字数を超える氏名・住所については、それぞれ調整(一部省略)を行った上で申出してください。

- ・台帳申出の場合...文字数の調整後、入力不要とした部分を「=」で抹消するか、「文字数オーバーの際は入るところまで入力」等の指示をしてください。
- ・磁気媒体申出の場合...申出データの作成時に指定文字数に収まるよう、データ内容を調整してください。

##### 外字

氏名登録の際、漢字が外字コードとなっている者については注意が必要です。

- ・台帳申出の場合...台帳の記載から、連合会で外字を検索し入力します。  
漢字が連合会の仕様でない場合、フリガナのみ登録となることがあります。
- ・磁気媒体申出の場合...連合会の外字コードにあてはまらない漢字が入力されていた場合、別の漢字が付されることがありますので注意願います。

##### 宛名優先項目

「承継通知書」発送時の宛名氏名の優先項目については、以下のようになります。

- ・カナ氏名・漢字氏名 共に登録 宛名は漢字氏名で表記
- ・カナ氏名のみ登録 宛名はカナ氏名で表記

ク．資格記録の年月日

- ・異動原因（資格取得・定時決定・随時改定・資格喪失・賞与等）の生じた年月日順に和暦で記入します。
- ・同年月日で複数の資格記録がある場合、どちらか一方の記録を「＝」（朱線）で抹消して申出を行ってください。同年月日で複数の資格記録を処理することはできません。（ただし、同日での資格喪失・資格取得の組合せと、同日での定時決定等・賞与の組合せは除きます。）

ケ．種別等の区分

- ・男性「5」・女性「6」・坑内員「7」と符号で記入します。

<b>One Point</b>	「エ．性別」の内容と矛盾がないよう、留意してください。			
	Ⓜ 01	種別 5	♀ 02	種別 6

コ．資格記録の異動原因（参照「ク．資格記録の年月日」）

- ・資格取得・・・「1」
- ・定時決定・随時改定・法改正・種別変更・・・「3」
- ・資格喪失・・・「4」
- ・賞与発生・・・「S」

上記以外の移転申出業務に必要なない加算記録および育児休業等の記録は「＝」（朱線）で抹消します。

養育特例配慮措置該当者の配慮措置後の異動原因については、掛金ベースの標準報酬月額の変動原因と同じ数字を付します。なお、養育特例配慮措置期間の開始・終了についての異動原因は「3」を使用します。

サ．資格記録の標準報酬月額(標準賞与額)および報酬標準給与月額(賞与標準給与額)

- ・左方に法第20条に規定された標準報酬月額（標準賞与額）、右方に基金規約に定められた報酬標準給与月額（賞与標準給与額）を記入します。
- ・千円単位とし、例えば220,000円であれば「0220」と記入します。
- ・賞与額については1,000円未満の端数は切捨てとし1,200,800円であれば「1200」と記入します。また、賞与額の上限は150万円とします。（記入時「1500」）
- ・資格喪失日についてこの欄の記入は必要ありません。
- ・養育特例配慮措置該当者は、配慮措置期間中については給付ベース（配慮措置後）の標準報酬月額等を記入します。掛金ベースと給付ベースの両方が記載されている場合は掛金ベースの記録を「＝」（朱線）で抹消してから申出します。
- ・分割対象者の場合は、標準報酬額（標準報酬月額、標準賞与額）については、分割改定前の額を記入します。

<一般的な記載例> 加入員台帳（表面）抜粋

事業所	年月日			種別等の区分		異動原因	標準報酬月額 (標準賞与額)	報酬標準給与月額 (賞与標準給与額)	加算給与月額	摘要
	年	月	日	種別	区分					
	21	05	01	5		1	0180	0180	千円	
	21	06	15	5		S	0300	0300		
	21	09	01	5		3	0200	0200		
	21	11	30	5		4				

<その他のよくある事例>

(事例1)

設立事業所間の異動は、資格喪失・資格取得の年月日をそれぞれ記入します。

事業所	年月日			種別等の区分		異動原因	標準報酬月額 (標準賞与額) 千円	報酬標準給与月額 (賞与標準給与額) 千円	加算給与月額 千円	摘要
	年	月	日	種別	区分					
	21	04	01	5		1	0180	0180		
	21	12	01	5		4				
	21	12	01	5		1	0200	0200		
	22	04	01	5		4				

(事例2)

9月1日定時決定の記入を行った後、同月での資格喪失が判明したときは、定時決定の欄を抹消します。

事業所	年月日			種別等の区分		異動原因	標準報酬月額 (標準賞与額) 千円	報酬標準給与月額 (賞与標準給与額) 千円	加算給与月額 千円	摘要
	年	月	日	種別	区分					
	20	04	01	5		1	0190	0190		
	20	09	01	5		3	0220	0220		
	<del>21</del>	<del>09</del>	<del>01</del>	<del>5</del>		<del>3</del>	<del>0240</del>	<del>0240</del>		
	21	09	10	5		4				

(事例3)

9月1日定時決定の記入を行った後、その定時決定の日より前に資格を喪失していたことが判明したときは、定時決定の欄を抹消します。

事業所	年月日			種別等の区分	異動原因	標準報酬月額	報酬標準給与月額	加算給与月額	摘要
						(標準賞与額)	(賞与標準給与額)		
						千円	千円	千円	
	20	04	01	5	1	0190	0190		
	20	09	01	5	3	0220	0220		
	<del>21</del>	<del>09</del>	<del>01</del>	<del>5</del>	<del>3</del>	<del>0240</del>	<del>0240</del>		
	21	08	31	5	4				

(事例4)

7月から9月までの間に随時改定があった場合は、定時決定の欄を抹消します。

事業所	年月日			種別等の区分	異動原因	標準報酬月額	報酬標準給与月額	加算給与月額	摘要
						(標準賞与額)	(賞与標準給与額)		
						千円	千円	千円	
	20	04	01	5	1	0190	0190		
	20	08	01	5	3	0220	0220		
	21	07	01	5	3	0280	0280		
	<del>21</del>	<del>09</del>	<del>01</del>	<del>5</del>	<del>3</del>	<del>0280</del>	<del>0280</del>		
	22	02	01	5	4				

(事例5)

基金設立年月日と同時の随時改定の記録は資格取得の記録と矛盾することから、誤った記録を抹消し、異動原因も併せて訂正します。

事業所	年月日			種別等の区分	異動原因	標準報酬月額	報酬標準給与月額	加算給与月額	摘要
						(標準賞与額)	(賞与標準給与額)		
						千円	千円	千円	
	<del>20</del>	<del>04</del>	<del>01</del>	<del>5</del>	<del>1</del>	<del>0180</del>	<del>0180</del>		
	20	04	01	5	<del>1</del> 3	0190	0190		
	20	08	01	5	3	0220	0220		
	21	01	09	5	4				

(事例6)

同月内に複数回の賞与があった場合は、その月で最終賞与のあった日に記録をまとめます。その際、賞与額は同月で合算します(上限150万円)。

事業所	年月日			種別等の区分	異動原因	標準報酬月額	報酬標準給与月額	加算給与月額	摘要
						(標準賞与額)	(賞与標準給与額)		
						千円	千円	千円	
	21	05	01	5	1	0180	0180		
	<del>21</del>	<del>07</del>	<del>01</del>	<del>5</del>	<del>S</del>	<del>0015</del>	<del>0015</del>		
	21	07	15	5	S	0120	0120		
						<del>0105</del>	<del>0105</del>		
	21	09	01	5	4				

(事例7)

加算記録(適用開始・終了)、育児休業(開始・終了)の記録は移転申出業務に必要がないため、抹消します。

事業所	年月日			種別等の区分	異動原因	標準報酬月額	報酬標準給与月額	加算給与月額	摘要
						(標準賞与額)	(賞与標準給与額)		
						千円	千円	千円	
	20	04	01	5	1	0190	0190		
	<del>21</del>	<del>07</del>	<del>01</del>	<del>5</del>	<del>5</del>			<del>0190</del>	加算開始
	21	09	01	5	3	0190	0190		
	<del>22</del>	<del>07</del>	<del>01</del>	<del>5</del>	<del>7</del>				加算終了
	22	11	01	5	4				

(事例8)

養育特例配慮措置期間において掛金ベース(配慮措置前)の標準報酬月額および報酬標準給与月額の記録は、移転申出業務に必要がないため、抹消します。

事業所	年月日			種別等の区分	異動原因	標準報酬月額	報酬標準給与月額	加算給与月額	摘要
						(標準賞与額)	(賞与標準給与額)		
						千円	千円	千円	
	19	11	01	5	1	0190	0190		
	20	04	01	5	3	0240	0240		
	<del>20</del>	<del>08</del>	<del>01</del>	<del>5</del>	<del>3</del>	<del>0220</del>	<del>0220</del>		
	20	08	01	5	3	0240	0240		
	21	01	01	5	4				

**One Point**

連合会では、養育特例配慮措置該当者の年金給付に必要な給付ベース(配慮措置後)のみの標準報酬月額等を管理することとなります。

シ． 老齢年金給付支給義務移転申出年月日

- ・ 連合会に移転申出をする年月日を和暦で記入します。

ス． ㊸脱退一時金相当額交付の申出の有無

- ・ 脱退一時金相当額を連合会へ交付申出をする場合は「有」を、交付申出をしない場合は「無」を記入、または該当する項目を○で囲みます。

セ． ㊹脱退一時金相当額（脱退一時金相当額交付の申出が「有」の者についてのみ）

- ・ 連合会へ交付申出をする脱退一時金相当額を記入します。

ソ． ㊺算定基礎期間（脱退一時金相当額交付の申出が「有」の者についてのみ）

- ・ 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間を月数で記入します。
- ・ 休職または停職の期間を2分の1とするなど、時の経過に従って計算した期間に一定の率を乗ずるなどにより短縮して計算されている場合には、その短縮をしない期間により計算することとなります。（ポータビリティ準則第3の1の ）
- ・ 休職もしくは停職の期間または掛金等を負担しなかった期間等を除外するなど、一部の期間を全く除外して計算されている場合には、その除外された期間を除いて計算することとなります。（ポータビリティ準則第3の1の ）

タ． 老齢年金給付額

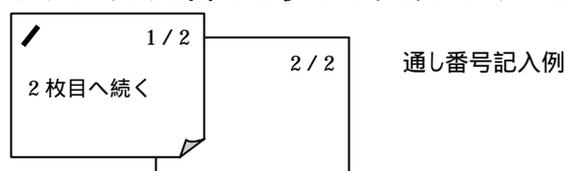
- ・ 基金規約に基づいて計算した基本年金額を記入します。
- ・ 将来返上基金で、将来返上認可日以後に資格喪失、移転申出する中途脱退者については、基本年金プラスアルファ部分の年金額を記入します。
- ・ 分割対象者の場合は、分割改定後の基本年金額を記入します。

チ． 養育特例配慮措置該当者、分割対象者

- ・ 加入員台帳の欄外右上に養育特例配慮措置該当者は（育）、分割対象者は（分）と朱書きします。
- ・ 分割対象者については「分割改定明細」（様式第35号付表）を作成します。

ツ． その他

- ・ 加入員台帳の「実加入員期間」から「基準加算給与月額」までと、「現価相当額」の各欄の記入は必要ありません。記入されていても連合会で管理している記録（以下「マスタ」という。）に反映しないため、「＝」で削除する必要もありません。
- ・ 一人の中途脱退者に対して加入員台帳が複数枚にわたる場合は、申出時に通し番号を欄外に付し、左上をホッチキスで留めたくうえで申出してください。



(様式) 加入員台帳

(注) 主に中途脱退者の移転申出に必要な箇所を表示しています。

養育特例配慮措置該当者は台帳右上に「育」と朱書する  
 分割対象者は台帳右上に「分」と朱書する

様式第35号

厚生年金基金加入員台帳

フリガナを付す

育 分

備考を住所記入欄として使用

種別を記入する  
(性別との相関性を確認)

異動原因欄にはその原因に即したコード(数字)を記入する

⑩老齢年金給付額欄  
基本年金額を記入する  
将来返上基金が将来返上認可日以降の資格喪失者の申出を行う場合は、基本年金プラスアルファ部分の額を記入する

① 厚生年金基金番号		基	② 厚生年金基金加入員番号		C/D	③ 加入員氏名		④ 性別	⑤ 生年月日						
⑥ 基礎年金番号					⑦ 加入員資格取得年月日		⑧ 加入員資格喪失年月日								
入社年月日			みなし加入員資格取得年月日			加算適用開始年月日		みなし加算適用開始年月日							
備考															
事業所	年月日	種別等の区分	異動原因	標準報酬月額賞与額	報酬標準給与月額	加算給与月額	摘要	事業所	年月日	種別等の区分	異動原因	標準報酬月額賞与額	報酬標準給与月額	加算給与月額	摘要
				千円	千円	千円						千円	千円	千円	
⑨ 実加入員期間		S61.3以前	⑩ 標準報酬月額総計	S61.3以前	⑩' 標準賞与額総計	⑪ 平均標準報酬額	⑫ 法第132条第2項に掲げる額	S61.3以前	⑬ 加入員期間	円	円	円	円	円	円
		S61.4~H15.3		S61.4~H15.3			⑭ 基準標準給与額	S61.4~H15.3	月						
		H15.4~H17.3		H15.4~H17.3				H15.4~H17.3	円						
		H17.4以後		H17.4以後				H17.4以後	円						
計			計	計	計	計		計							
⑮ 標準加算給与一時金支給の有無		⑯ 老齢年金給付額		⑰ 現価相当額		⑱ 政府負担率 3・4		⑲ 老齢年金給付支給義務移転申出年月日		⑳ 政府負担金控除後の額		㉑ 備考			
有・無		支払年月		㉒ 老齢年金給付額計算基礎算式						円					
⑳ 老齢年金給付支給の有無		裁定年月													
㉓ 脱退一時金相当額交付の申出の有無		㉔ 脱退一時金相当額		㉕ 算定基礎期間		㉖ 処理年月									

「㉕算定基礎期間」欄が台帳にない場合は、台帳欄外「㉓脱退一時金相当額交付の申出の有無」欄の下に「㉕算定基礎期間40ヶ月」などと記入する

脱退一時金相当額の交付の申出を行う場合は、㉓、㉔、㉕の欄を記入する

㉕算定基礎期間欄  
脱退一時金相当額の交付の申出者については、その算定の基礎となった期間を月単位で記入する

## (5) 分割改定明細の記入要領

ア． 厚生年金基金番号から 基礎年金番号まで

- ・ 加入員台帳同様に記入します。

イ． ． 婚姻年月日、 ． 離婚年月日

- ・ 日本年金機構から通知される「年金分割基金移換額計算対象者資格確認用リスト」(以下「対象者リスト」という。)の婚姻年月日、離婚年月日をそれぞれ和暦で記入します。

ウ． ． 改定請求年月日

- ・ 対象者リストの改定年月日を和暦で記入します。

エ． ． 改定請求取消年月日

- ・ 対象者リストの改定請求取消処理年月日に記載がある場合は、その年月日を和暦でこの欄に記入し、その情報の行を「=」(朱線)で抹消します。

オ． ． 改定割合

- ・ 離婚分割の場合、対象者リストの改定割合を記入します。
- ・ 3号分割の場合、すべて0(00000000)または空欄にします。

カ． 改定対象期間(自) 改定対象期間(至)

- ・ 離婚分割の場合で、対象者リストに「改定対象期間」が含まれている場合には、年月日を和暦で記入します。
- ・ 3号分割の場合、「特定期間」を和暦で記入します。  
平成20年4月1日以後の離婚について、婚姻期間中(制度施行後の期間)の当事者一方が第3号被保険者であった期間

キ． 備考

- ・ 離婚分割の場合は第一号改定者<sup>1</sup>、3号分割の場合は特定被保険者<sup>2</sup>と記入します。  
1 離婚分割により年金額が減額される者  
2 3号分割により年金額が減額される者

ク． その他

- ・ 3号分割の場合、婚姻年月日の左の欄に「\*」を記入します。



## 5 . 磁気媒体による中途脱退者移転申出の手続き

### 移転申出の方法

(1) 「移転等申出書(磁気媒体用)」に中途脱退者記録を収録した磁気テープまたはフロッピーディスクを添えて行います。なお、申出は月一回とし、脱退一時金相当額の交付の申出は、この移転申出に併せて行います。

なお、分割対象者を申出する場合は、「年金分割有無区分」に離婚分割の場合は「1」、3号分割の場合は「2」を入力します。また、標準報酬額については改定前の標準報酬額を、基本年金額については改定後の基本年金額を収録してください。

3号分割の場合、「改定割合」は、すべて0(00000000)又はスペースとし、「改定対象期間」に「特定期間」を収録してください。

(2) 移転申出した者のうち事故により申出が返戻となった者について、データ補正のうえ翌月以後再度移転申出を行う場合は、磁気テープまたはフロッピーディスクに改めて収録しなおした上で他の申出者と一緒に提出することとなります。なお、再度データを収録することが困難な場合は、加入員台帳(紙)で移転申出することもできます。

加入員台帳による申出は「4. 中途脱退者移転申出の手続き」を参照してください。

### (様式例)移転等申出書(磁気媒体用)

様式第1号(準則様式第47号)

厚生年金基金中途脱退者老齢年金給付支給義務移転等申出書(磁気媒体用)

厚生年金保険法第160条第1項及び第160条の2第1項の規定により、老齢年金給付の支給に関する義務の移転等(10)件をテープ又はフロッピーディスクを添えて申し出ます。

加算 (5)件 ← 脱退一時金相当額の交付を申し出た者の件数を記入してください。

育 (3)件 ← 養育特例配慮措置の該当者の件数を記入してください。

分 (1)件 ← 分割対象者の件数を記入してください。

平成 年 月 日

基金番号 0000

所在地

厚生年金基金

理事長

企業年金連合会理事長 殿

## フロッピーディスクによる移転申出の仕様

### (1) MS-DOSフォーマットの場合

#### ① フロッピーディスクの仕様

サイズ	3.5		
面数・密度	2HD	2HC	2HD
容量	1,230	1,200	1,440
トラック数	77	80	80

#### ② ラベル

ボリューム・ラベル、データセット・ラベルはありません。  
ファイル名称は「CHUDATU」としてください。

### (2) IBMフォーマットの場合

#### ① フロッピーディスクの仕様

サイズ	3.5		
面数・密度	2HD		
容量	1,000	1,150	1,230
トラック数	77	77	77

#### ② ボリューム・ラベル

項目	桁数	タイプ	
	4	英数字	「VOL1」
予備	6	スペース	
アクセス可否標識	1	スペース	
予備	60	スペース	
記録面標識	1	英字	スペース（片面）又は「M」（両面倍密度）
予備	3	スペース	
物理レコード長標識	1	数字	スペース（片面）又は「1」（両面倍密度）
予備	3	スペース	
	1	英字	「W」
予備	48	スペース	

③ データセット・ラベル

項 目	桁数	タイプ	
	4	英数字	「HDR 1」
予 備	1	スペース	
データセット名	8	英字	「CHUDATU」
予 備	9	スペース	
レコード長	5	数字	「00256」
予 備	1	スペース	
エクステンツの始め	5	数字	データセットの始まりのトラックとセクタを TTOSS (TT:トラック番号、SS:セクタ番号) で指定する。
予 備	1	スペース	
エクステンツの終わり	5	数字	データセットの終りのトラックとセクタを指定すること。
予 備	1	スペース	
バイパス標識	1	スペース	
アクセス可否標識	1	スペース	
書込み保護標識	1	スペース	
予 備	1	スペース	
複数ボリューム標識	1	スペース	
予 備	27	スペース	
ベリファイマーク	1	英字	「V」又は SPACE
予 備	1	スペース	
データの終り	5	数字	データセットの最後のレコードアドレスに「1」を加えた数字とすること。
予 備	49	スペース	

(3) その他

① その他のフォーマット

J I Sフォーマット、U N I Xフォーマットについては不可とします。

② データの格納（フロッピーディスク 1 枚にデータが収まらなかったとき）

M S - D O Sフォーマットについては、収まりきらないときは正常に終了しないので、容量に見合うだけの件数を収録し、同じ様式で 2 枚目以降のフロッピーディスクを作成してください。

I B Mフォーマットについては、連続して書き続ければ自動的に次のフロッピーディスクを表す区分がセットされます。





## 6 . 連合会における処理

連合会は、毎月 15 日までに受付した「移転等申出書」および「加入員台帳」等を取りまとめて処理を行います。(連合会における事務処理の関係上、できるだけ 5 日までに申出願います。なお、その他中途脱退者に係る帳票も同様です。)

### (1) 受付および点検

「移転等申出書」および「加入員台帳」等を受付し件数および記載内容の点検を行います。

### (2) 電子計算機処理

電子計算機により、次の各処理を行います。

処理の段階で正常に処理できなかったものについては、事故として基金へ連絡します。

事故の事例については、「 事故処理事務」を参照してください。

#### 編集処理

ア. 加入員台帳記録の入力データ相互間の論理的チェック

記載漏れ、記載ミス(ありえないコード・数字使用)等のチェック

イ. 加入員台帳記録の入力データと基金規約との論理的チェック

中脱年齢要件・加入員期間要件等のチェック

#### 移転申出件数のチェック

移転等申出書に記載してある件数と、実際に入力を行い電子計算機に取り込まれたデータとの件数チェックを行います。

申出総件数・脱退一時金相当額交付申出件数・養育特例配慮措置該当者申出件数・分割対象者申出件数のチェック

#### 検索処理

検索処理の段階では、マスタ と入力データを突合し、同一人が別人かの判定をするため基本項目(基金番号、加入員番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日)のチェックを行います。

以前に移転申出のあった者について連合会で管理している記録

#### 更新処理

更新処理の段階では、マスタと入力データを突合し、通算企業年金額・政府負担金控除後の額・現価相当額等の計算を行い、加入員記録の収録を行います。なお、現価相当額は、申出のあった月の翌月末日をもって算出します。(準則第 6 の 2 の (1))



(様式例) 受理通知書

厚生年金基金中途脱退者老齢年金給付支給義務移転等受理通知書 様式第2号 (準則様式第48号)

厚生年金基金理事長 殿

厚生年金保険法第160条第1項及び第160条の2第1項の規定により、老齢年金給付の支給に関する義務移転等の申出のあった下記の中途脱退者に係る加入員台帳を受理しましたので通知します。よって、下記の老齢年金給付の現価相当額等を本月末日までに連合会に交付してください。

記

基金番号		平成00年00月申出分			
0000					
項目 性別	件数	年金額(円)	政府負担金 控除後の額(円)	現価相当額等(円) (うち、事務費(円))	
男子	基本	4	327,700	1,752,027	
	通算企業	1	12,110	96,600 (4,485)	
			339,810	1,848,627 (4,485)	
女子	基本	3	125,500	669,026	
	通算企業	0	0	0 (0)	
			125,500	669,026 (0)	
合計	基本	7	453,200	2,421,053	
	通算企業	1	12,110	96,600 (4,485)	
			465,310	2,517,653 (4,485)	

平成 年 月 日

企業年金連合会

理事長 ○○ ○○ 印

厚生年金基金中途脱退者老齢年金給付支給義務移転等受理通知書（様式第2号付表）の区分の説明

- 1 「区分」欄の「B」の符号は、離婚等により標準報酬額が分割改定された者について表示しています。
- 2 「法改区分」欄の「K」の符号は、脱退一時金相当額の交付の申出がある者について表示しています。  
また、この場合、
  - (1) 「喪失年月日等」欄  
通算企業年金現価率を記載しています。
  - (2) 「年金額」欄（2段書き）  
上段は、通算企業年金額を記載しています。  
下段は、基本年金額と通算企業年金額との合計を記載しています。
  - (3) 「現価相当額等（うち、事務費）」欄（2段書き）  
上段は、脱退一時金相当額を記載しています。  
下段は、現価相当額と脱退一時金相当額との合計を記載しています。
- 3 「配慮措置区分」欄の「H」の符号は、養育特例配慮措置の該当者について表示しています。
- 4 「政府負担金控除後の額」欄の政府負担金は、平成17年4月以降の加入員期間に係る老齢年金給付のうち65歳未満の者に支給するものを除いています。
- 5 「標準報酬月額と標準賞与額の総額」欄については、離婚等により標準報酬額が分割改定された者は、分割後の総額を記載しています。



付支給義務移転等受理通知書

離婚分割、3号分割  
改定後の総額

1 ページ  
平成〇〇年〇〇月申出分

算定基礎 期 間	標準報酬月額と 標準賞与額の 総 額	報酬標準給与月 額と賞与標準 給与額の総額	年 金 額	政府負担金 控除後の額	現価相当額等 (うち、事務費)	一 時 金	区 分	法 区 改 分	配 置 区 分 度
月	円	円	円	円	円				
	553,000	553,000	3,100	3,100	17,433	2			
	11,971,000	11,971,000	71,800	71,800	248,945	1			
	2,722,000	2,722,000	15,200	15,200	103,538	2			H
	4,105,000	4,105,000	22,900	22,900	116,719	2			
	17,063,000	17,063,000	107,200	107,200	548,055	1			
	27,143,063	48,012,000	163,100	163,100	1,119,600		B		
59	11,998,000	11,998,000	69,900	69,900	266,763	2			
		基本年金額	(12,110 82,010)	現価相当額	(96,600 (4,485) 363,363)				K
		上段 通算企業年金額 下段 基本年金額+通算企業年金額		上段 脱退一時金相当額 下段 現価相当額+脱退一時金相当額					

「H」表示  
養育特例配  
慮措置の該  
当者

「B」表示  
離婚分割、  
3号分割対  
象者

「K」表示  
脱退一時金  
相当額の交  
付の申出が  
あった者

## (5) 承継通知書

### 承継通知書の送付

連合会は、基金から現価相当額の交付を受けると年金給付の支給義務を承継し、脱退一時金相当額の交付を受けると通算企業年金を支給することとなります。これらの場合、連合会は中途脱退者に対して「承継通知書」を送付します。(法第 160 条第 5 項および第 6 項、法第 160 条の 2 第 3 項および第 5 項)

承継通知書は、現価相当額等の交付が行われた月の翌月上旬に送付します。

### 承継通知書未到達の公告

連合会は、住所不明の理由により中途脱退者に通知ができないときは、通知すべき事項を公告しなければならないことになっています。この公告は、移転申出のあった月から起算して 3 ヶ月目の 20 日頃から連合会の掲示板に掲示するとともに、連合会ホームページ内に掲載します。(法第 160 条第 7 項)

(<http://www.pfa.or.jp/nenkin/hikitsugi/todoiteinai/index.html>)

なお、住所不明により「承継通知書」が返戻された方々の一覧表「年金支給義務承継通知未到達者一覧表」を当該基金宛てに 2 部送付しています。(連合会提出用・基金控用)

住所が判明しましたら、1 部に新住所をご記入のうえ連合会までご返送ください。処理を行った後、「承継通知書」を新住所に再送付します。(氏名の変更も判明した場合には、住所のみを訂正しても送付物が届かないため、「記録事項訂正届」(様式第 6 号)を併せて提出し、氏名の訂正手続きを行ってください。)

### その他

中途脱退者から「承継通知書」の未着等の連絡があった場合には、随時再発行処理を行っています。

#### One Point 「年金の請求と各種届出等について」の送付

平成 19 年 10 月申出(平成 19 年 12 月承継通知書送付分)より、「承継通知書」に「年金の請求と各種届出等について」というしおりを同封して、中途脱退者本人に対し各種手続きのご案内を行っています。

(<http://www.pfa.or.jp/nenkin/hikitsugi/index.html>)

(様式例1) 承継通知書 (基本年金のみ)

例1、2いずれも個人情報掲載欄のみ掲載

年金の引き継ぎのお知らせ (年金支給義務承継通知書)

あなたが加入していた厚生年金基金の年金の支給義務を平成22年5月31日付で企業年金連合会が引き継ぎましたのでお知らせします。

平成22年6月1日

企業年金連合会

- |                         |              |                |             |
|-------------------------|--------------|----------------|-------------|
| 1. 氏名                   | 姓 名<br>基金 太郎 |                |             |
| 2. 加入していた厚生年金基金の名称      | 0XXX 厚生年金基金  |                |             |
| 3. 厚生年金基金加入員番号          | 00000XXXXX   | 4. 年金手帳の基礎年金番号 | XXXX-XXXXXX |
| 5. 加入していた期間(資格取得年月日)    | 平成17年4月1日    | ~(資格喪失年月日)     | 平成22年1月1日   |
| 6. 将来支払われる年金額(年間の支払見込額) | 基本年金額        | 201,000 円      |             |
| 7. 支給開始年齢               | 65 歳         |                |             |

\* 年金額等は法律改正により改定される場合があります。

(様式例2) 承継通知書 (基本年金および通算企業年金)

年金の引き継ぎのお知らせ (年金支給義務承継通知書)

あなたが加入していた厚生年金基金の年金の支給義務を平成22年5月31日付で企業年金連合会が引き継ぎましたのでお知らせします。

平成22年6月1日

企業年金連合会

- |                              |              |                |             |
|------------------------------|--------------|----------------|-------------|
| 1. 氏名                        | 姓 名<br>基金 太郎 |                |             |
| 2. 加入していた厚生年金基金の名称           | 0XXX 厚生年金基金  |                |             |
| 3. 厚生年金基金加入員番号               | 00000XXXXX   | 4. 年金手帳の基礎年金番号 | XXXX-XXXXXX |
| 5. 加入していた期間(資格取得年月日)         | 平成17年4月1日    | ~(資格喪失年月日)     | 平成22年1月1日   |
| 6. 将来支払われる年金額(年間の支払見込額)      | 年金額          | 201,000 円      |             |
|                              |              | 年金額内訳: 基本年金額   | 180,000 円   |
|                              |              | 通算企業年金額        | 21,000 円    |
| 7. 通算企業年金額の計算のもととなった脱退一時金相当額 | 400,000 円    |                |             |
| 8. 支給開始年齢                    | 65 歳         |                |             |

\* 年金額等は法律改正により改定される場合があります。

## 7. 現価相当額等の交付

基金は、中途脱退者の移転申出を行った場合は、連合会へ現価相当額を交付することになります。(法第 160 条第 3 項)

また、基金規約の定めるところにより脱退一時金を脱退一時金相当額として連合会に申出した場合、その交付は現価相当額(基本部分)の交付に併せて行うこととなります。

(法第 160 条の 2 第 2 項)

### (1) 移換(交付)指図

「受理通知書」により連合会へ交付すべき現価相当額等について通知を受けた基金は、その内容を確認の上、「中途脱退者現価相当額移換指図書」(各受託機関で指定したもの)により、連合会へ現価相当額等を交付するよう受託機関に対し指図を行います。この移換指図書には「受理通知書」を 1 部添付します。

### (2) 移換(交付)期限

現価相当額等の交付は、「受理通知書」を受けた日の属する月の末日までに行うこととされています。(準則第 6 の 2)

末日が土・日・休日の場合は、その前日(前営業日)までに交付します。

12 月については 30 日までに交付します。(土・日の場合は、前記の取扱いに準じます。)

### (3) 中途脱退者に係る年金額等の計算

#### 基本年金額

平成 15 年 3 月以前と平成 15 年 4 月以降でそれぞれ計算過程の端数処理を行い、合算した後に更に端数処理を行うことが一般的です。

(例) 平成 15 年 3 月以前と平成 15 年 4 月以降で基金の給付乗率を変更し、端数処理を  
過程 1 円未満 1 円切上げ、結果 100 円未満 100 円切上げとしている場合

ア. 平成 15 年 3 月以前の基本年金額

$$\frac{\text{平均標準給与月額} \times \text{給付乗率}}{(1 \text{ 円未満 } 1 \text{ 円切上げ})} \times \text{加入月数} = A$$

イ. 平成 15 年 4 月以降の基本年金額

$$\frac{\text{平均標準給与額} \times \text{新給付乗率}}{(1 \text{ 円未満 } 1 \text{ 円切上げ})} \times \text{加入月数} = B$$

$$ウ. A + B = \text{基本年金額} \quad (100 \text{ 円未満 } 100 \text{ 円切上げ})$$

## (参考) 連合会における分割対象者に係る年金額等の計算

### ・ 分割対象者に係る年金額

「基本年金額」から「減額相当額」を控除して求めます。

結果端数処理 100 円未満切上げ

### ・ 減額相当額

第一号改定者の場合、離婚分割対象期間について、各月の標準報酬月額および各標準賞与額に改定割合を乗じた額の総額を当該離婚分割対象期間の月数で除し、改定後の平均標準報酬額を求め、代行部分の給付乗率および当該離婚分割対象期間の月数を乗じて得た額となります（総報酬制導入前後に分けて計算）。

特定被保険者の場合、特定期間について、各月の標準報酬月額および標準賞与額に2分の1を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除し、改定後の平均標準報酬額を求め、代行部分の給付乗率および当該特定期間の月数を乗じて得た額となります。

### 改定後の基本年金額（前述の例の場合）

#### ・ 平成 15 年 3 月以前の減額相当額

{(標準報酬月額 × 改定割合) の総計} ÷ 加入月数

(1 円未満切捨て) × 代行部分給付乗率 (平成 15 年 3 月以前分) × 加入月数 = A (1 円未満切捨て)

#### ・ 平成 15 年 4 月以降の減額相当額 (7.125 / 1000) (平成 15 年 3 月以前標準報酬額の総計)

{(標準報酬月額 × 改定割合) の総計 + (標準賞与額 × 改定割合) の総計}

÷ 加入月数 (1 円未満切捨て) × 代行部分給付乗率 × 加入月数 (1 円未満切捨て) = B

A (平成 15 年 4 月以降分) + B (7.692 ~ 5.481 / 1000) (平成 15 年 4 月以降分) = 減額相当額

基本年金額 - 減額相当額 = 改定後の基本年金額 (100 円未満 100 円切上げ)

## 通算企業年金額

平成 17 年 10 月 1 日以降の資格喪失者、あるいは平成 17 年 10 月前の資格喪失者であって、平成 18 年 2 月以降に脱退一時金相当額を交付した中途脱退者に、連合会が将来支給することとなる通算企業年金額は以下のように求めます。

( 連合会規約第 48 条 ~ 第 51 条 )

ア . 脱退一時金相当額より連合会規約別表第 10 で定めた額を控除し、その額を連合会規約別表第 2 で定める率で除する。

イ . 脱退一時金相当額より連合会規約別表第 10 で定めた額を控除し、さらにその額から連合会規約別表第 11 で定めた額を控除後、その額を連合会規約別表第 3 で定める率で除する。

ウ . ア、イのうちのいずれか大きい額を通算企業年金額とする。

ア . 脱退一時金相当額 - 1,100 円 = A

A ÷ 通算企業年金現価率 (1) = B

・ 連合会規約別表第 10 「定額事務費の額」...1,100 円

・ 連合会規約別表第 2 「通算企業年金現価率 (1)」

脱退一時金相当額を交付する月の末日における年齢および加入員の資格を喪失した日 (以下「中脱時算定日」という。) に応じた支給開始年齢別の率を用いる

・ 端数処理 結果、1 円未満の端数は 1 円に切上げ

イ . 脱退一時金相当額 - ( 1,100 円 + 35,000 円 ) = C

C ÷ 通算企業年金現価率 (2) = D

・ 連合会規約別表第 11 「定率事務費の上限額」...35,000 円

・ 連合会規約別表第 3 「通算企業年金現価率 (2)」

脱退一時金相当額を交付する月の末日における年齢および中脱時算定日に応じた支給開始年齢別の率を用いる

・ 端数処理 結果、1 円未満の端数は 1 円に切上げ

ウ . B と D を比較し、いずれか大きい額を通算企業年金額とする。

また、脱退一時金相当額の交付時において既に連合会が通算企業年金（または経過的  
基本加算年金・経過的代行加算年金）の給付の支給に関する義務を負っている場  
合の通算企業年金額の計算においては、別表第 2 とあるものを別表第 4 と読み替え  
て計算します。

**<既に連合会が対象者について通算企業年金の支給義務を負っていた場合>**

**ア． 脱退一時金相当額 - 1,100 円 = A**

**A ÷ 通算企業年金現価率(3) = B**

- ・ 連合会規約別表第 10 「定額事務費の額」...1,100 円
- ・ 連合会規約別表第 4 「通算企業年金現価率(3)」

別表第 2 を別表第 4 と読み替える

脱退一時金相当額を交付する月の末日における年齢および中脱時算定日に応じた  
支給開始年齢別の率を用いる

- ・ 端数処理 結果、1 円未満の端数は 1 円に切上げ

**イ． 脱退一時金相当額 - ( 1,100 円 + 35,000 円 ) = C**

**C ÷ 通算企業年金現価率(2) = D**

- ・ 連合会規約別表第 11 「定率事務費の上限額」...35,000 円
- ・ 連合会規約別表第 3 「通算企業年金現価率(2)」

脱退一時金相当額を交付する月の末日における年齢および中脱時算定日に応じた  
支給開始年齢別の率を用いる

- ・ 端数処理 結果、1 円未満の端数は 1 円に切上げ

**ウ． B と D を比較し、いずれか大きい額を通算企業年金額とする。**

### 脱退一時金相当額に係る事務費

連合会では、脱退一時金相当額の交付が行われたときに、脱退一時金相当額から事務費を控除します。(連合会規約第 59 条～第 61 条)

事務費については以下のように求めます。

ア．定額事務費 (連合会規約別表第 10 に掲げる額)

イ．定率事務費

脱退一時金相当額から定額事務費を控除して得た額(以下「定額事務費控除後の交付額」という。)から、定額事務費控除後の交付額を連合会規約別表第 2(場合により別表 4)で定める率で除した額に別表第 3 に定める率を乗じて得た額を控除して得た額。ただし、その額が別表第 11 に掲げる額を超える場合は、別表第 11 に掲げる額とする。

ウ．ア、イの額を合算した額を事務費とする。

ア．定額事務費 = 1,100 円 (連合会規約別表第 10 に掲げる額)

イ．定率事務費 =  $A - \{ B \times \text{通算企業年金現価率(2)} \}$  (連合会規約別表第 3 )

上記 A および B を求める計算は以下のとおりです。

$$A = \text{脱退一時金相当額} - 1.100 \text{ 円}$$

$$B = A \div \text{通算企業年金現価率(1)} \text{ (連合会規約別表第 2 ) (1円未満1円切上げ)}$$

もしくは、既に (脱退一時金相当額の交付時において) 連合会が通算企業年金等の支給義務を負っていた場合は

$$B = A \div \text{通算企業年金現価率(3)} \text{ (連合会規約別表第 4 ) (1円未満1円切上げ)}$$

↑ 別表第 2 を別表第 4 と読み替える

の場合、定率事務費に支払事務費相当分を含めないため、 の場合と使用する別表が異なります。

イの定率事務費の額が 35,000 円 (連合会規約別表第 11 に掲げる額) を超える場合は、35,000 円 (当該別表第 11 に掲げる額) とします。

ウ．定額事務費 (1.100 円) + 定率事務費 = 事務費の額 (1 円未満切捨て)

#### (4) 基本年金現価相当額の計算

現価相当額は、基本年金額を代行部分と基本年金プラスアルファ部分に分け、それぞれに対応する「移換現価率」を乗じたうえで、最後にすべての額を合算したものとなります。

代行部分の現価相当額の算出方法については、平成 17 年 3 月以前と 4 月以降のそれぞれの加入員期間に対する代行相当額（法第 132 条第 2 項に定める額）（政府負担金の対象者の場合は政府負担金を控除した額、また分割対象者の場合は改定後の代行相当額）に対し、それぞれに対応した移換現価率を乗じます。

基本年金プラスアルファ部分の現価相当額の算出方法については、資格記録の全期間を通しての基本年金プラスアルファ部分の年金額（分割対象者の場合は、改定後の基本年金額から改定後の代行相当額を控除した額）に対し、連合会規約「別表第 1」に掲げる移換現価率を乗じます。

平成 22 年 3 月 31 日までは経過措置により連合会規約「附則別表第 3」に読み替えていましたが、経過措置終了により平成 22 年 4 月 1 日（4 月交付）から連合会規約「別表第 1」が適用されます。

##### ア．代行部分の現価相当額

平成 17 年 3 月以前の代行部分の現価相当額（端数そのまま）

= (代行相当額 - 政府負担金) × 告示 ( 1 ) 別表第 1 で定める移換現価率・・・

平成 17 年 4 月以降の代行部分の現価相当額（端数そのまま）

= (代行相当額 - 政府負担金) × 告示 ( 1 ) 別表第 2 で定める移換現価率・・・

+ = 代行部分の現価相当額（1 円未満四捨五入）・・・

##### イ．基本年金プラスアルファ部分の現価相当額

= 基本年金プラスアルファ部分の年金額

× 連合会規約別表第 1 で定める移換現価率 ( 2 ) ・・・

( 1 円未満四捨五入 )

ウ．全体の現価相当額 = +

( 1 ) 平成 22 年 1 月 15 日改正後の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号

( 予定利率 4.1% : 平成 22 年 4 月交付分以降 )

( 2 ) 予定利率 2.25% ( 平成 22 年 4 月交付分以降 )

・移換現価率は、現価相当額を交付する月の末日における年齢に応じた率

## 分割対象者の場合（基金加入期間が全て分割対象期間となる場合）

### 改定後の代行相当額

・平成 15 年 3 月以前の改定後の代行相当額

$$\left[ \frac{\text{標準報酬月額} \times (1 - \text{改定割合})}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \text{の総計} \div \frac{\text{加入月数}}{(平成 15 年 3 月以前分)} (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

$$\times \text{代行部分給付乗率} \times \text{加入月数} = \text{（端数そのまま）}$$

(10 ~ 7.125 / 1000) (平成 15 年 3 月以前分)

・平成 15 年 4 月以降の改定後の代行相当額

標準報酬額の総計

$$\left[ \frac{\text{標準報酬月額} \times (1 - \text{改定割合})}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \text{の総計} + \left[ \frac{\text{標準賞与額} \times (1 - \text{改定割合})}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \text{の総計}$$

$$\div \frac{\text{加入月数}}{(平成 15 年 4 月以降分)} (1 \text{ 円未満四捨五入}) \times \text{代行部分給付乗率} \times \text{加入月数} = \text{（端数そのまま）}$$

(7.692 ~ 5.481 / 1000) (平成 15 年 4 月以降分)

$$+ = \text{改定後の代行相当額} (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

### 代行部分の現価相当額

平成 17 年 3 月以前の代行部分の現価相当額

$$(\text{代行相当額} - \text{政府負担金}) \times \text{告示(1)別表第1で定める移換現価率} = \text{（端数そのまま）}$$

平成 17 年 4 月以降の代行部分の現価相当額

$$(\text{代行相当額} - \text{政府負担金}) \times \text{告示(1)別表第2で定める移換現価率} = \text{（端数そのまま）}$$

$$+ = \text{代行部分の現価相当額} \dots (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

### 基本年金プラスアルファ部分の現価相当額

#### 基本年金プラスアルファ部分の年金額

(改定後の基本年金額 改定後の代行相当額)

$$\times \text{連合会規約別表第1で定める移換現価率(2)} = (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

### 全体の現価相当額

$$+ = \text{全体の現価相当額}$$

(1) 平成 22 年 1 月 15 日改正後の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号

(予定利率 4.1% : 平成 22 年 4 月交付分以降)

(2) 予定利率 2.25% (平成 22 年 4 月交付分以降)

・移換現価率は、現価相当額を交付する月の末日における年齢に応じた率

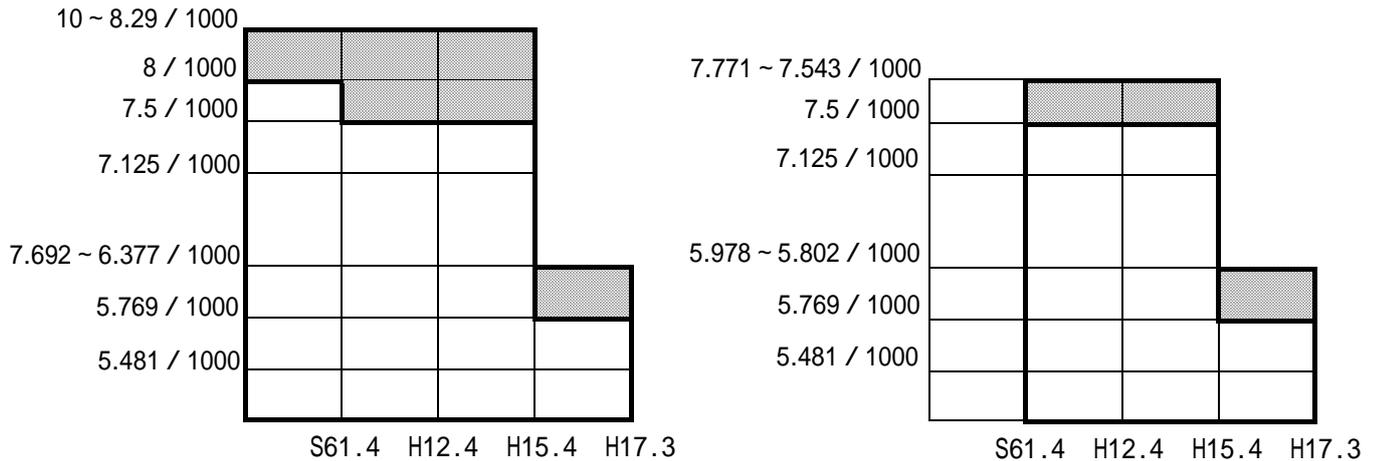
## (5) 現価相当額計算における政府負担金

< 連合会現価相当額計算における政府負担金のイメージ図 >

平成 17 年 3 月以前の加入員期間に係る政府負担金

・ 昭和 15 年 4 月 1 日以前に生まれたもの

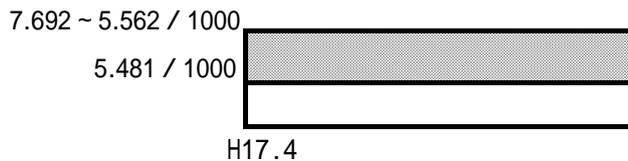
・ 昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日に生まれたもの



昭和 18 年 4 月 2 日以降に生まれたものは政府負担金の対象とならない。

平成 17 年 4 月以降の加入員期間に係る政府負担金

・ 昭和 21 年 4 月 1 日以前に生まれたもの



 = 政府負担金

平成 17 年 4 月以降の加入員期間に係る老齢年金給付のうち 65 歳未満に支給する場合、その全額が政府負担金となるが、当該政府負担金は現価相当額計算の対象とならない。

昭和 21 年 4 月 2 日以降に生まれたものは政府負担金の対象とならない。

(参考) 中途脱退者の現価相当額計算

関連計算・・・総報酬制前後の基本年金額計算

(生年月日) 昭和 56 年 8 月 10 日  
(性別) 男性 (支給開始年齢) 65 歳

(加入員期間) 平成 14 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日  
(申出年月) 平成 22 年 10 月  
(交付年月) 平成 22 年 11 月

平成 15 年 3 月以前 (12 ヶ月)	・標準報酬月額総計 ・報酬標準給与月額総計	3,120 千円
平成 15 年 4 月～17 年 3 月 (24 ヶ月)	・標準報酬額総計 ・報酬標準給与と賞与標準給与額の総計	8,020 千円
平成 17 年 4 月以降 (60 ヶ月)	・標準報酬額総計 ・報酬標準給与月額と賞与標準給与額の総計	22,000 千円

(代行部分の給付乗率)

平成 15 年 3 月以前・・・7.125 / 1000 平成 15 年 4 月以降・・・5.481 / 1000

(基金の給付乗率)

平成 15 年 3 月以前 代行部分の給付乗率 + 0.100 / 1000 7.225 / 1000

平成 15 年 4 月以降 代行部分の給付乗率 + 0.077 / 1000 5.558 / 1000

(基金の端数処理) **過程** 1 円未満 1 円切上げ **結果** 100 円未満 100 円切上げ

求め方の手順

- ・基本年金額を求めます。
- ・基本年金プラスアルファ部分の年金額を求め、その分の現価相当額を求めます。
- ・代行相当額(政府負担金対象者については代行相当額から政府負担金を控除した額)から、代行部分の現価相当額を求めます。
- ・全体の現価相当額を求めます。

- ・基本年金額を求めます。

(1)平成 15 年 3 月以前の平均標準給与月額と平成 15 年 4 月以降の平均標準給与額をそれぞれ求めます。

**One Point**

加入員期間が総報酬制導入(平成 15 年 4 月)前後にまたがる場合は、前後それぞれに分けて年金額を計算する必要があります。

平成 15 年 3 月以前  
 (報酬標準給与月額総計 ÷ 加入月数)  
 $3,120,000 \text{ 円} \div 12 \text{ ヶ月} = \underline{260,000 \text{ 円}}$  (1 円未満四捨五入)

平成 15 年 4 月以降  
 (報酬標準給与月額と賞与標準給与額の総計 ÷ 加入月数)  
 $30,020,000 \text{ 円} \div 84 \text{ ヶ月} = \underline{357,381 \text{ 円}}$  (1 円未満四捨五入)

(2)(1)の結果より、**基本年金額**を求めます。

ア．平成 15 年 3 月以前  
 (平均標準給与月額 × 基金の給付乗率 × 加入月数)  
 $\frac{260,000 \text{ 円} \times 7.225 / 1000 \times 12 \text{ ヶ月}}{\quad} = \underline{22,548 \text{ 円}} \quad \dots$   
 (1 円未満 1 円切上げ)

イ．平成 15 年 4 月以降  
 (平均標準給与月額 × 基金の給付乗率 × 加入月数)  
 $\frac{357,381 \text{ 円} \times 5.558 / 1000 \times 84 \text{ ヶ月}}{\quad} = \underline{166,908 \text{ 円}} \quad \dots$   
 (1 円未満 1 円切上げ)

ウ． + = 全期間の基本年金額  
 $\underline{22,548 \text{ 円}} + \underline{166,908 \text{ 円}} = \underline{189,500 \text{ 円}}$  (100 円未満 100 円切上げ)

・ **基本年金プラスアルファの額**を求め、**基本年金プラスアルファ分の現価相当額**を求めます。

(1) 代行相当額を求めます。

ア．平成 15 年 3 月以前  
 (平均標準報酬月額 × 代行部分の給付乗率 × 加入月数)  
 $260,000 \text{ 円} \times 7.125 / 1000 \times 12 \text{ ヶ月} = \underline{22,230 \text{ 円}}$  (端数そのまま) ……

イ．平成 15 年 4 月以降  
 (平均標準報酬月額 × 代行部分の給付乗率 × 加入月数)  
 $357,381 \text{ 円} \times 5.481 / 1000 \times 84 \text{ ヶ月} = \underline{164,539.641924 \text{ 円}}$  (端数そのまま) ……

ウ． + = 全期間の代行相当額  
 $\underline{22,230 \text{ 円}} + \underline{164,539.641924 \text{ 円}} = \underline{186,770 \text{ 円}}$  (1 円未満四捨五入)

(2) 基本年金額から代行相当額を引き、**基本年金プラスアルファ部分の額**を求めます。

(基本年金額 - 代行相当額)

$$189,500 \text{ 円} - 186,770 \text{ 円} = 2,730 \text{ 円}$$

(3) 基本年金プラスアルファ部分の現価相当額を求めます。

交付時の年齢により移換現価率が定まります。(連合会規約別表第1参照)

交付時の本人年齢より移換現価率を確認

交付年月 平成 22 年 11 月

生年月 - 昭和 56 年 8 月

29 歳 3 月 (「28 歳 6 月を超え 29 歳 6 月以下」に該当)

移換現価率は連合会規約別表第1より 5.8381

基本年金プラスアルファ部分の現価相当額

(基本年金プラスアルファ部分の額 × 移換現価率)

$$2,730 \text{ 円} \times 5.8381 = 15,938 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

・ 代行相当額\*から、代行部分の現価相当額を求めます。

\* 政府負担金の対象者の場合は代行相当額から政府負担金を控除した額

(1) 代行相当額を期間別に求めます。

代行部分の現価相当額の計算において、平成 17 年 3 月以前と平成 17 年 4 月以降のそれぞれの加入員期間に対しての移換現価率表が異なります。

また、この事例では平成 15 年 4 月前後の期間もあることから、平成 17 年 3 月以前の期間については、平成 15 年 3 月までと平成 15 年 4 月から平成 17 年 3 月までをそれぞれ計算した上でひとつにまとめます。

ア．平成 15 年 3 月以前の代行相当額 (代行相当額から政府負担金を控除した額)

{ (平均標準報酬月額 × 代行部分の給付乗率 × 加入月数) - 政府負担金 }

$$(260,000 \text{ 円} ( ) \times 7.125 / 1000 \times 12 \text{ ヶ月}) - 0 \text{ 円}$$

$$= 22,230 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \dots$$

( ) の (1) の平均標準報酬月額と同じ額。

イ．平成 15 年 4 月～17 年 3 月の代行相当額 (代行相当額から政府負担金を控除した額)

(標準報酬額総計 ÷ 加入月数 = 平均標準報酬額)

$$8,020,000 \text{ 円} \div 24 \text{ ヶ月} = 334,167 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

$$\{ (\text{平均標準報酬額} \times \text{代行部分の給付乗率} \times \text{加入月数}) - \text{政府負担金} \}$$

$$(334,167 \text{ 円} \times 5.481 / 1000 \times 24 \text{ ヶ月}) - 0 \text{ 円}$$

$$= 43,957.663848 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \quad \dots$$

ウ . 平成 17 年 3 月以前の代行相当額 (代行相当額から政府負担金を控除した額) ( + )

$$22,230 \text{ 円} + 43,957.663848 \text{ 円} = \underline{66,188 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

エ . 平成 17 年 4 月以降の代行相当額 (代行相当額から政府負担金を控除した額)

(標準報酬額総計 ÷ 加入月数 = 平均標準報酬額)

$$22,000,000 \text{ 円} \div 60 \text{ ヶ月} = 366,667 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

$$\{ (\text{平均標準報酬額} \times \text{代行部分の給付乗率} \times \text{加入月数}) - \text{政府負担金} \}$$

$$(366,667 \text{ 円} \times 5.481 / 1000 \times 60 \text{ ヶ月}) - 0 \text{ 円}$$

$$= \underline{120,582 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

(2) 代行相当額 (代行相当額から政府負担金を控除した額) より、代行部分の現価相当額を求めます。

交付時の年齢により移換現価率が定まります。(告示別表第 1・第 2 参照)

ア . 交付時の本人年齢より移換現価率を確認

交付年月           平成 22 年 11 月

生年月            - 昭和 56 年 8 月

29 歳 3 月           (「28 歳 6 月を超え 29 歳 6 月以下」に該当)

移換現価率は平成 16 年厚生労働省告示第 358 号別表第 1・第 2 よりいずれも **2.6358**

イ . 平成 17 年 3 月以前の現価相当額

(代行相当額 (代行相当額から政府負担金を控除した額) × 移換現価率・告示別表第 1 )

$$66,188 \text{ 円} \times \mathbf{2.6358} = 174,458.3304 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \quad \dots$$

ウ . 平成 17 年 4 月以降の現価相当額

(代行相当額 (代行相当額から政府負担金を控除した額) × 移換現価率・告示別表第 2 )

$$120,582 \text{ 円} \times \mathbf{2.6358} = 317,830.0356 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \quad \dots$$

エ .       +       = 全期間の代行部分の現価相当額

$$174,458.3304 \text{ 円} + 317,830.0356 \text{ 円} = \underline{\mathbf{492,288 \text{ 円}}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

・ 全体の現価相当額を求めます。

( 代行部分の現価相当額 + 基本年金プラスアルファ部分の現価相当額 )

$$492,288 \text{ 円} + 15,938 \text{ 円} = 508,226 \text{ 円}$$

**(参考)離婚分割対象者の現価相当額の計算例(基金加入期間が全て分割対象期間となる場合)**

(生年月日) 昭和 56 年 8 月 10 日  
 (性別) 男性 (支給開始年齢) 65 歳  
 (加入員期間) 平成 14 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日  
 (婚姻年月日) 平成 13 年 10 月 10 日 (離婚年月日) 平成 22 年 5 月 5 日  
 (申出年月) 平成 22 年 10 月  
 (交付年月) 平成 22 年 11 月  
 (改定割合) 0.3000000 の場合

平成 15 年 3 月以前 (12 ヶ月)	・ 標準報酬月額総計 ・ 報酬標準給与月額総計	3,120 千円
平成 15 年 4 月～17 年 3 月 (24 ヶ月)	・ 標準報酬額総計 ・ 報酬標準給与と賞与標準給与額の総計	8,020 千円
平成 17 年 4 月以降 (60 ヶ月)	・ 標準報酬額総計 ・ 報酬標準給与月額と賞与標準給与額の総計	22,000 千円

(標準報酬月額および標準賞与額の内訳)

標準報酬月額

平成 14 年 4 月～15 年 8 月	17 ヶ月	260 千円
平成 15 年 9 月～17 年 8 月	24 ヶ月	280 千円
平成 17 年 9 月～22 年 3 月	55 ヶ月	300 千円

標準賞与額

平成 15 年 6 月	300 千円	平成 17 年 12 月	400 千円	平成 20 年 6 月	400 千円
平成 15 年 12 月	400 千円	平成 18 年 6 月	300 千円	平成 20 年 12 月	500 千円
平成 16 年 6 月	300 千円	平成 18 年 12 月	500 千円	平成 21 年 6 月	400 千円
平成 16 年 12 月	400 千円	平成 19 年 6 月	300 千円	平成 21 年 12 月	500 千円
平成 17 年 6 月	300 千円	平成 19 年 12 月	500 千円		

(代行部分の給付乗率)

平成 15 年 3 月以前・・・7.125 / 1000 平成 15 年 4 月以降・・・5.481 / 1000

(基金の給付乗率\*)

平成 15 年 3 月以前 代行部分の給付乗率 + 0.100 / 1000 7.225 / 1000  
 平成 15 年 4 月以降 代行部分の給付乗率 + 0.077 / 1000 5.558 / 1000

(基金の端数処理\*) **過程** 1 円未満 1 円切上げ **結果** 100 円未満 100 円切上げ

\*実際の端数処理は基金規約に拠ります。

## 求め方の手順

- ・ 分割改定前の基本年金額および代行部分に係る減額相当額を求め、分割改定後の基本年金額を求めます。
- ・ 分割改定後の平均標準報酬月額および平均標準報酬額を求め、改定後の代行相当額を求めます。
- ・ 改定後の基本年金額から改定後の代行相当額を控除して、改定後の基本年金プラスアルファ部分の年金額を求め、改定後の基金年金プラスアルファ部分の現価相当額を求めます。
- ・ 改定後の代行相当額(政府負担金対象者については代行相当額から政府負担金を控除した額)から、代行部分の現価相当額を求めます。
- ・ 改定後の全体の現価相当額を求めます。

・ **改定前の基本年金額および代行部分に係る減額相当額を求め、改定後の基本年金額を求めます。**

(1) **改定前の平成 15 年 3 月以前の平均標準給与月額および平成 15 年 4 月以降の平均標準給与額をそれぞれ求めます。**

$$\begin{aligned} & \text{平成 15 年 3 月以前の平均標準給与月額} \\ & (\text{報酬標準給与月額総計} \div \text{加入月数}) \\ & 3,120,000 \text{ 円} \div 12 \text{ ヶ月} = 260,000 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{平成 15 年 4 月以降の平均標準給与額} \\ & (\text{報酬標準給与月額と賞与標準給与額の総計} \div \text{加入月数}) \\ & 30,020,000 \text{ 円} \div 84 \text{ ヶ月} = 357,381 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入}) \end{aligned}$$

(2) (1) の結果より、**改定前の基本年金額を求めます。**

$$\begin{aligned} & \text{平成 15 年 3 月以前の基本年金額} \\ & (\text{平均標準給与月額} \times \text{基金の給付乗率} \times \text{加入員月数}) \\ & \underline{260,000 \text{ 円} \times 7.225 / 1000} \times 12 \text{ ヶ月} = 22,548 \text{ 円} \\ & \quad (1 \text{ 円未満 1 円切上げ}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{平成 15 年 4 月以降の基本年金額} \\ & (\text{平均標準給与額} \times \text{基金の給付乗率} \times \text{加入員月数}) \\ & \underline{357,381 \text{ 円} \times 5.558 / 1000} \times 84 \text{ ヶ月} = 166,908 \text{ 円} \\ & \quad (1 \text{ 円未満 1 円切上げ}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{全期間の基本年金額 ( + )} \\ & \underline{22,548 \text{ 円} + 166,908 \text{ 円}} = \underline{189,500 \text{ 円}} \quad (100 \text{ 円未満 100 円切上げ}) \\ & \text{改定前基本年金額} \end{aligned}$$

(3) 減額相当分を求めるため、平成 15 年 3 月以前の改定後の平均標準報酬月額および平成 15 年 4 月以降の平均標準報酬額をそれぞれ求めます。

平成 15 年 3 月以前

$$\left[ \frac{260,000 \text{ 円} \times 0.3000000}{(1 \text{ 円未満切捨て})} \times 12 \text{ ヶ月} \right] \div 12 \text{ ヶ月} = 78,000 \text{ 円}$$

(加入月数) (加入月数) (1 円未満切捨て)

平成 15 年 4 月以降

ア. 標準報酬月額総計

$$\begin{aligned} & \frac{260,000 \text{ 円} \times 0.3000000}{(1 \text{ 円未満切捨て})} \times 5 \text{ ヶ月} \\ & + \frac{280,000 \text{ 円} \times 0.3000000}{(1 \text{ 円未満切捨て})} \times 24 \text{ ヶ月} \\ & + \frac{300,000 \text{ 円} \times 0.3000000}{(1 \text{ 円未満切捨て})} \times 55 \text{ ヶ月} = 7,356,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 標準賞与額総計

$$\begin{aligned} & \frac{300,000 \text{ 円} \times 0.3000000}{(1 \text{ 円未満切捨て})} \times 5 \\ & + \frac{400,000 \text{ 円} \times 0.3000000}{(1 \text{ 円未満切捨て})} \times 5 \\ & + \frac{500,000 \text{ 円} \times 0.3000000}{(1 \text{ 円未満切捨て})} \times 4 = 1,650,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

ウ. 平均標準報酬額

$$\begin{aligned} & \left[ (\text{ア} + \text{イ}) \div \text{平成 15 年 4 月以降の加入月数} \right] \\ & (7,356,000 \text{ 円} + 1,650,000 \text{ 円}) \div 84 \text{ ヶ月} = 107,214 \text{ 円} \end{aligned}$$

(加入月数) (1 円未満切捨て)

(4)(3) の結果より、減額相当額を求めます。

平成 15 年 3 月以前

$$\begin{aligned} & ((3) \text{ で求めた平均標準報酬月額} \times \text{代行部分の給付乗率} \times \text{加入月数}) \\ & 78,000 \text{ 円} \times 7.125 / 1000 \times 12 \text{ ヶ月} = 6,669 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

平成 15 年 4 月以降

$$\begin{aligned} & ((3) \text{ で求めた平均標準報酬額} \times \text{代行部分の給付乗率} \times \text{加入月数}) \\ & 107,214 \text{ 円} \times 5.481 / 1000 \times 84 \text{ ヶ月} = 49,361 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

**減額相当額** ( + )

$$6,669 \text{ 円} + 49,361 \text{ 円} = \underline{56,030 \text{ 円}}$$

(5) (2)、(4)の結果より、改定後の基本年金額を求めます。

(改定前基本年金額 - 減額相当額)

$$189,500 \text{ 円} - 56,030 \text{ 円} = \underline{133,500 \text{ 円}} \quad (\text{100 円未満 100 円切上げ})$$

改定後基本年金額

・改定後の平均標準報酬月額および平均標準報酬額を求め、改定後の代行相当額を求めます。

(1) 平成 15 年 3 月以前の平均標準報酬月額と平成 15 年 4 月以降の改定後の平均標準報酬額をそれぞれ求めます。

平成 15 年 3 月以前の改定後の平均標準報酬月額

$$\left\{ \frac{260,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right\} \times 12 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月} = 182,000 \text{ 円}$$

(加入月数) (加入月数) (1 円未満四捨五入)

平成 15 年 4 月以降の改定後の平均標準報酬額

ア．改定後の標準報酬月額総計

$$\begin{aligned} & \left[ \frac{260,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 5 \text{ ヶ月} \\ & + \left[ \frac{280,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 24 \text{ ヶ月} \\ & + \left[ \frac{300,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 55 \text{ ヶ月} = 17,164,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．改定後の標準賞与額総計

$$\begin{aligned} & \left[ \frac{300,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 5 \\ & + \left[ \frac{400,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 5 \\ & + \left[ \frac{500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 4 = 3,850,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

ウ．改定後の平均標準報酬額

$$\begin{aligned} & \left[ (\text{ア} + \text{イ}) \div \text{平成 15 年 4 月以降の加入月数} \right] \\ & (17,164,000 \text{ 円} + 3,850,000 \text{ 円}) \div 84 \text{ ヶ月} = 250,167 \text{ 円} \end{aligned}$$

(加入月数) (1 円未満四捨五入)

(2) (1)の結果より、改定後の代行相当額を求めます。

平成 15 年 3 月以前

$$\begin{aligned} & ((1) \text{ で求めた平均標準報酬月額} \times \text{代行部分の給付乗率} \times \text{加入月数}) \\ & 182,000 \text{ 円} \times 7.125 / 1000 \times 12 \text{ ヶ月} = 15,561 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \end{aligned}$$

平成 15 年 4 月以降

$$\begin{aligned} & ((1) \text{ で求めた平均標準報酬額} \times \text{代行部分の給付乗率} \times \text{加入月数}) \\ & 250,167 \text{ 円} \times 5.481 / 1000 \times 84 \text{ ヶ月} = 115,177.887468 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \end{aligned}$$

**改定後の代行相当額** ( + )

$$15,561 \text{ 円} + 115,177.887468 \text{ 円} = \underline{130,739 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

代行相当額

**・改定後の基本年金額から改定後の代行相当額を控除して、基本年金プラスアルファ部分の年金額を求め、基金年金プラスアルファ部分の現価相当額を求めます。**

(1) **改定後の基本年金額から改定後の代行相当額を控除し、基本年金プラスアルファ部分の額を求めます。**

$$\begin{aligned} & (\text{基本年金額} - \text{代行相当額}) \\ & 133,500 \text{ 円} - 130,739 \text{ 円} = \underline{2,761 \text{ 円}} \\ & \hspace{10em} \text{基本年金プラスアルファ部分} \end{aligned}$$

(2) **基本年金プラスアルファ部分の現価相当額を求めます。**

交付時の本人年齢より移換現価率を確認。

交付年月           平成 22 年 11 月

生年月            -   昭和 56 年 8 月

29 歳 3 月   (「28 歳 6 月を超え 29 歳 6 月以下」に該当)

移換現価率は、連合会規約別表第 1 より **5.8381**

**基本年金プラスアルファ部分の現価相当額**

$$\begin{aligned} & (\text{基本年金プラスアルファ部分の額} \times \text{移換現価率}) \\ & 2,761 \text{ 円} \times 5.8381 = \underline{16,119 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入}) \end{aligned}$$

**・改定後の代行相当額\*から、改定後の代行部分の現価相当額を求めます。**

**\* 政府負担金の対象者の場合は代行相当額から政府負担金を控除した額**

(1) **改定後の代行相当額を期間別に求めます。**

代行部分の現価相当額の計算において、平成 17 年 3 月以前と平成 17 年 4 月以降のそれぞれの加入員期間に対応する移換現価率表は異なります。

また、この事例の者については平成 15 年 4 月前後の期間もあることから、平成 17 年 3 月以前の期間については、平成 15 年 3 月までと平成 15 年 4 月から平成 17 年 3 月までをそれぞれ計算した上で合算します。

$$\begin{aligned} & \text{平成 15 年 3 月以前の改定後の代行相当額 (代行相当額から政府負担金を控除した額)} \\ & \{ (\text{平均標準報酬月額} \times \text{代行部分の給付乗率} \times \text{加入月数}) - \text{政府負担金} \} \\ & (182,000 \text{ 円} \times 7.125 / 1000 \times 12 \text{ ヶ月}) - 0 \text{ 円} \\ & = \underline{15,561 \text{ 円}} \quad (\text{端数そのまま}) \quad \dots\dots (a) \end{aligned}$$

平成 15 年 4 月～17 年 3 月の改定後の標準報酬額総計

ア．改定後の標準報酬月額総計

$$\begin{aligned} & \left[ \frac{260,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 5 \text{ ヶ月} \\ & + \left[ \frac{280,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 19 \text{ ヶ月} = 4,634,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．改定後の標準賞与額総計

$$\begin{aligned} & \left[ \frac{300,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 2 \\ & + \left[ \frac{400,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 2 = 980,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

ウ．改定後の標準報酬額総計（ア + イ）

$$4,634,000 \text{ 円} + 980,000 \text{ 円} = 5,614,000 \text{ 円}$$

平成 15 年 4 月～17 年 3 月の改定後の代行相当額（代行相当額から政府負担金を控除した額）  
（改定後の標準報酬額総計 ÷ 平成 15 年 4 月～平成 17 年 3 月までの加入月数  
= 平均標準報酬額）

$$5,614,000 \text{ 円} \div 24 \text{ ヶ月} = 233,917 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

（平均標準報酬額 × 代行部分の給付乗率 × 加入月数）

$$\begin{aligned} & 233,917 \text{ 円} \times 5.481 / 1000 \times 24 \text{ ヶ月} \\ & = \underline{30,770.377848 \text{ 円}} \quad (\text{端数そのまま}) \quad \dots\dots (b) \end{aligned}$$

平成 17 年 3 月以前の改定後の代行相当額（代行相当額から政府負担金を控除した額）  
（a + b）

$$15,561 \text{ 円} + 30,770.377848 \text{ 円} = \underline{46,331 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

平成 17 年 4 月以降の改定後の標準報酬額総計

ア．改定後の標準報酬月額総計

$$\begin{aligned} & \left[ \frac{280,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 5 \text{ ヶ月} \\ & + \left[ \frac{300,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 55 \text{ ヶ月} = 12,530,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．改定後の標準賞与額総計

$$\begin{aligned} & \left[ \frac{300,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 3 \\ & + \left[ \frac{400,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 3 \\ & + \left[ \frac{500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.300000)}{(1 \text{ 円未満四捨五入})} \right] \times 4 = 2,870,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

ウ．改定後の標準報酬額総計（ア + イ）

$$12,530,000 + 2,870,000 = 15,400,000 \text{ 円}$$

平成 17 年 4 月以降の改定後の代行相当額（代行相当額から政府負担金を控除した額）

（改定後の標準報酬額総計 ÷ 平成 17 年 4 月以降の加入月数 = 平均標準報酬額）

$$15,400,000 \text{ 円} \div 60 \text{ ヶ月} = 256,667 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

{(平均標準報酬額 × 代行部分の給付乗率 × 加入月数) - 政府負担金}

$$(256,667 \text{ 円} \times 5.481 / 1000 \times 60 \text{ ヶ月}) - 0 \text{ 円}$$

$$= \underline{84,408 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

(2) 改定後の代行相当額（代行相当額から政府負担金を控除した額）より、代行部分の現価相当額を求めます。

交付時の本人年齢より移換現価率を確認する。

交付年月           平成 22 年 11 月

生年月            - 昭和 56 年 8 月

29 歳 3 月       (「28 歳 6 月を超え 29 歳 6 月以下」に該当)

移換現価率は、平成 16 年厚生労働省告示第 358 号別表第 1・別表第 2 よりいずれも 2.6358

平成 17 年 3 月以前の改定後の現価相当額

（代行相当額（代行相当額から政府負担金を控除した額）× 移換現価率・告示別表第 1）

$$46,331 \text{ 円} \times 2.6358 = 122,119.2498 \quad (\text{端数そのまま})$$

平成 17 年 4 月以降の改定後の現価相当額

（代行相当額（代行相当額から政府負担金を控除した額）× 移換現価率・告示別表第 2）

$$84,408 \text{ 円} \times 2.6358 = 222,482.6064 \quad (\text{端数そのまま})$$

**代行部分の現価相当額** (    +    )

$$122,119.2498 + 222,482.6064 = \underline{344,602 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

・ **全体の現価相当額を求めます。**

（代行部分の現価相当額 + 基本年金プラスアルファ部分の現価相当額）

$$344,602 \text{ 円} + 16,119 \text{ 円} = \underline{360,721 \text{ 円}}$$

(参考)通算企業年金等の計算 関連計算・・・事務費の計算

事例 1

(生年月日) 昭和 52 年 7 月 15 日

(性別) 男性 (支給開始年齢) 65 歳

(脱退一時金相当額) 500,000 円

(中脱時算定日) 平成 22 年 4 月 1 日

(申出年月) 平成 22 年 10 月

(交付年月) 平成 22 年 11 月

定額事務費(連合会規約別表第 10 に定める額) 1,100 円

定率事務費の上限額(連合会規約別表第 11 に定める額) 35,000 円

通算企業年金現価率(1)・・・連合会規約別表第 2

通算企業年金現価率(2)・・・連合会規約別表第 3

現価率は脱退一時金相当額を交付する月の末日における年齢および中脱時算定日にて算出(支給開始年齢に応じた率)

上記の条件において、連合会ではじめて通算企業年金の計算をする者としてします。

求め方の手順

・ 通算企業年金額を計算します。

ア. 脱退一時金相当額 - 1,100 円 = A

A ÷ 通算企業年金現価率(1) = B (1円未満1円切上げ)

イ. 脱退一時金相当額 - (1,100 円 + 35,000 円) = C

C ÷ 通算企業年金現価率(2) = D (1円未満1円切上げ)

ウ. BとDを比較し、いずれか大きい額を通算企業年金とする。

・ 事務費の額を求める場合は、1で計算した結果に基づき、計算をします。

エ. 定額事務費 = 1,100 円

オ. 定率事務費 = A - (B × 通算企業年金現価率(2))

この額が 35,000 円(連合会規約別表第 11 に掲げる額)を超える場合は、35,000 円

カ. 定額事務費 + 定率事務費 = 事務費の額 (1円未満切捨て)

・ 先に挙げたア、イの計算式でそれぞれ計算し、いずれか大きい方の金額が通算企業年金額となります。

(1) 交付時の本人年齢を求めます。

平成 22 年 11 月末日における当該者の年齢を月単位まで求めます。

平成 22 年 11 月  
- 昭和 52 年 7 月  
-----  
33 歳 4 月

( ) 1 日生まれについては +1 ヶ月になります。

(2) 通算企業年金現価率(1)(連合会規約別表第2)より現価率を求めます。

支給開始年齢 65 歳

33 歳・・・ 8.6204      34 歳・・・ 8.8106

$8.6204 + (8.8106 - 8.6204) \times 4 / 12 = 8.6838$  (小数点以下第5位四捨五入)

**One Point** 現価率の計算式

年齢に1歳未満の端数月がある場合の現価率は次式のとおりです。

**a 歳 b 月の現価率 = a 歳の現価率 + { ( a + 1 ) 歳の現価率 - a 歳の現価率 } × b / 12**  
(小数点以下第5位四捨五入)

(3) アの計算式から、金額を求めます。

脱退一時金相当額 - 1,100 円 = A

A ÷ 通算企業年金現価率(1) = B (1円未満1円切上げ)

500,000 円 - 1,100 円 = 498,900 円

498,900 円 ÷ 8.6838 = 57,452 円 (1円未満1円切上げ) ……(B)

(4) 通算企業年金現価率(2)(連合会規約別表第3)より現価率を求めます。

支給開始年齢 65 歳

33 歳・・・ 8.3333      34 歳・・・ 8.5218

$8.3333 + (8.5218 - 8.3333) \times 4 / 12 = 8.3961$  (小数点以下第5位四捨五入)

(5) イの計算式において、金額を求めます。

脱退一時金相当額 - ( 1,100 円 + 35,000 円 ) = C

C ÷ 通算企業年金現価率(2) = D (1円未満1円切上げ)

500,000 円 - ( 1,100 円 + 35,000 円 ) = 463,900 円

463,900 円 ÷ 8.3961 = 55,252 円 (1円未満1円切上げ) ……(D)

(6) BとDを比較し、いずれか大きい額を通算企業年金とします。

B > D より、57,452 円 ( B )

・ 事務費の額を求める場合は、 で計算した結果に基づき、計算します。

$$\begin{aligned} \text{エ. 定額事務費} &= 1,100 \text{ 円} \\ \text{オ. 定率事務費} &= A - ( B \times \text{通算企業年金現価率(2)}) \\ \text{カ. 定額事務費} + \text{定率事務費} &= \text{事務費の額} \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

上記AおよびBを求める計算は以下のとおりです。

$$A = \text{脱退一時金相当額} - 1,100 \text{ 円}$$

$$A \div \text{通算企業年金現価率(1)} = B \quad (1 \text{ 円未満1円切上げ})$$

(1) オの計算式から、金額を求めます。

$$\text{定率事務費} = A - ( B \times \text{通算企業年金現価率(2)})$$

$$A = 500,000 \text{ 円} - 1,100 = 498,900 \text{ 円}$$

$$\text{通算企業年金現価率(1)} = 8.6838$$

$$B = 498,900 \text{ 円} \div 8.6838 = 57,452 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満1円切上げ})$$

$$\text{通算企業年金現価率(2)} = 8.3961$$

$$\begin{aligned} \text{定率事務費} &= 498,900 \text{ 円} - ( 57,452 \text{ 円} \times 8.3961 ) \\ &= 498,900 \text{ 円} - 482,372.7372 \text{ 円} \\ &= 16,527.2628 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) カの計算式から、金額を求めます。

$$\text{定額事務費} + \text{定率事務費} = \text{事務費の額}$$

$$1,100 \text{ 円} + 16,527.2628 \text{ 円} = \underline{17,627 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満切捨て})$$

## 事例 2

(生年月日) 昭和 52 年 7 月 15 日

(性別) 男性 (支給開始年齢) 65 歳

(脱退一時金相当額) 2,000,000 円

(中脱時算定日) 平成 22 年 4 月 1 日

(申出年月) 平成 22 年 10 月

(交付年月) 平成 22 年 11 月

定額事務費(連合会規約別表第 10 に定める額) 1,100 円

定率事務費の上限額(連合会規約別表第 11 に定める額) 35,000 円

通算企業年金現価率(1) . . . . . 連合会規約別表第 2

通算企業年金現価率(2) . . . . . 連合会規約別表第 3

現価率は脱退一時金相当額を交付する月の末日における年齢および中脱時算定日にて算出(支給開始年齢に応じた率)

上記の条件において、連合会ではじめて通算企業年金の計算をする者としてします。

### 求め方の手順

#### ・ 通算企業年金額を計算します。

ア. 脱退一時金相当額 - 1,100 円 = A

A ÷ 通算企業年金現価率(1) = B (1円未満1円切上げ)

イ. 脱退一時金相当額 - (1,100 円 + 35,000 円) = C

C ÷ 通算企業年金現価率(2) = D (1円未満1円切上げ)

ウ. BとDを比較し、いずれか大きい額を通算企業年金とする。

#### ・ 事務費を求める場合は、1で計算した結果に基づき、計算をします。

エ. 定額事務費 = 1,100 円(連合会規約別表第 10)

オ. 定率事務費 = A - (B × 通算企業年金現価率(2))

この額が 35,000 円(連合会規約別表第 11 に掲げる額)を超える場合は 35,000 円

カ. 定額事務費 + 定率事務費 = 事務費の額 (1円未満切捨て)

・ 先に挙げたア、イの計算式でそれぞれ計算し、いずれか大きい方の金額が通算企業年金額となります。

#### (1) 交付時の本人年齢を求めます。

平成 22 年 11 月末日における当該者の年齢を月単位まで求めます。

$$\begin{array}{r} \text{平成 22 年 11 月} \\ - \text{昭和 52 年 7 月} \\ \hline \text{33 歳 4 月} \end{array}$$

( ) 1 日生まれについては +1 ヶ月になります。

(2) 通算企業年金現価率(1)(連合会規約別表第2)より現価率を求めます。

支給開始年齢 65 歳

33 歳・・・ 8.6204      34 歳・・・ 8.8106

$$8.6204 + (8.8106 - 8.6204) \times 4 / 12 = 8.6838 \quad (\text{小数点以下第 5 位四捨五入})$$

(3) アの計算式から、金額を求めます。

$$\text{脱退一時金相当額} - 1,100 \text{ 円} = A$$

$$A \div \text{通算企業年金現価率(1)} = B \quad (\text{1 円未満 1 円切上げ})$$

$$2,000,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 円} = 1,998,900 \text{ 円}$$

$$1,998,900 \text{ 円} \div 8.6838 = \underline{230,188 \text{ 円}} \quad (\text{1 円未満 1 円切上げ}) \quad \dots (B)$$

(4) 通算企業年金現価率(2)(連合会規約別表第3)より現価率を求めます。

支給開始年齢 65 歳

33 歳・・・ 8.3333      34 歳・・・ 8.5218

$$8.3333 + (8.5218 - 8.3333) \times 4 / 12 = 8.3961 \quad (\text{小数点以下第 5 位四捨五入})$$

(5) イの計算式において、金額を求めます。

$$\text{脱退一時金相当額} - (1,100 \text{ 円} + 35,000 \text{ 円}) = C$$

$$C \div \text{通算企業年金現価率(2)} = D \quad (\text{1 円未満 1 円切上げ})$$

$$2,000,000 \text{ 円} - (1,100 \text{ 円} + 35,000 \text{ 円}) = 1,963,900 \text{ 円}$$

$$1,963,900 \text{ 円} \div 8.3961 = \underline{233,907 \text{ 円}} \quad (\text{1 円未満 1 円切上げ}) \quad \dots (D)$$

(6) BとDを比較し、いずれか大きい額を通算企業年金とします。

$$B < D \text{ より、} \underline{233,907 \text{ 円}} (D)$$

- ・ **事務費の額を求める場合は、** で計算した結果に基づき、計算をします。

の計算により、定率事務費は上限の35,000円と判明しており、事務費は35,000円 + 1,100円で計36,100円となりますが、ここでは事務費のみ計算する場合の計算方法について解説します。

$$\begin{aligned} \text{エ. 定額事務費} &= 1,100 \text{ 円} \\ \text{オ. 定率事務費} &= A - (B \times \text{通算企業年金現価率(2)}) \\ \text{カ. 定額事務費} + \text{定率事務費} &= \text{事務費の額 (1円未満切捨て)} \end{aligned}$$

上記AおよびBを求める計算は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} A &= \text{脱退一時金相当額} - 1,100 \text{ 円} \\ A \div \text{通算企業年金現価率(1)} &= B \text{ (1円未満1円切上げ)} \end{aligned}$$

- (1) オの計算式から、金額を求めます。

$$\begin{aligned} \text{定率事務費} &= A - (B \times \text{通算企業年金現価率(2)}) \\ A &= 2,000,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 円} = 1,998,900 \text{ 円} \\ \text{通算企業年金現価率(1)} &= 8.6838 \text{ ( の(2))} \\ B &= 1,998,900 \text{ 円} \div 8.6838 = 230,188 \text{ 円 (1円未満切上げ)} \\ \text{通算企業年金現価率(2)} &= 8.3961 \text{ ( の(4))} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{定率事務費} &= 1,998,900 \text{ 円} - (230,188 \text{ 円} \times 8.3961) \\ &= 1,998,900 \text{ 円} - 1,932,681.4668 \text{ 円} \\ &= 66,218.5332 \text{ 円} \end{aligned}$$

求めた**定率事務費**が35,000円を超えるため、35,000円が**定率事務費**となります。

- (2) カの計算式から、金額を求めます。

$$\begin{aligned} \text{定額事務費} + \text{定率事務費} &= \text{事務費の額} \\ 1,100 \text{ 円} + 35,000 \text{ 円} &= \underline{36,100 \text{ 円}} \end{aligned}$$

#### One Point

通算企業年金額および事務費につきましては、連合会ホームページの以下の場所で試算ができますので、ご活用ください。)

年金のしくみ・手続き      年金試算シミュレーション

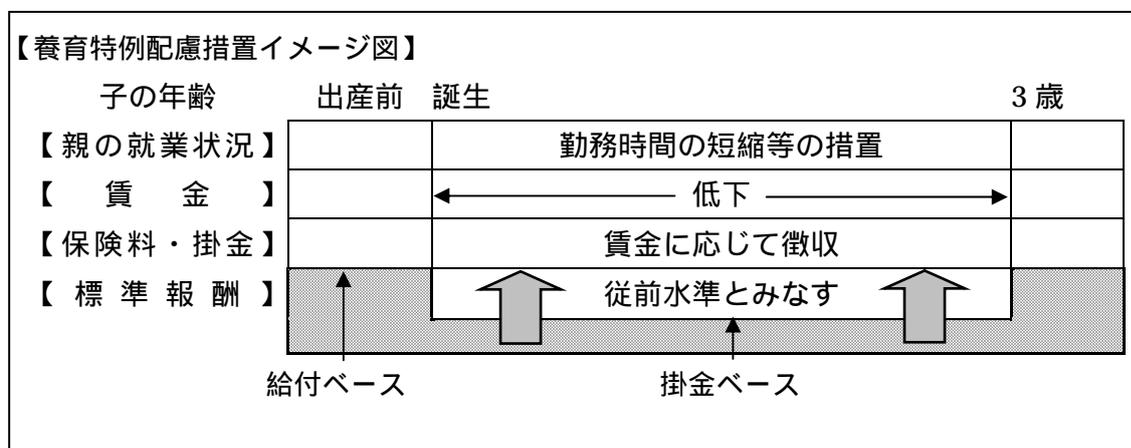
( <http://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php> )

## 8 . 養育特例配慮措置

### (1) 制度の概要

平成 17 年 4 月より、3 歳未満の子を養育している厚生年金の被保険者については、その申出によって従前より賃金が低下しても将来の年金受取額が低下しないよう配慮するという「養育特例配慮措置」の制度が導入されました。

具体的には、3 歳未満の子供を養育する者の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額（以下「みなし標準報酬月額」という。）を基準に一等級でも低下した場合、年金額はみなし標準報酬月額で計算します。



なお、基金の場合、養育特例配慮措置の対象となる期間の掛金の計算においては、掛金ベースの標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を用いることとなりますが、基本部分の年金額のうち少なくとも代行部分の年金額の計算においては、給付ベースの標準報酬月額であるみなし標準報酬月額を用いることとなります。

(基金規約に基づき、基本年金プラスアルファ部分についてもみなし標準報酬月額を用いることは可能です。)

養育特例配慮措置に係る情報は、日本年金機構から連合会を經由して基金へ提供されます。

## (2) 基金における事務処理

### 中途脱退者について

基金加入員が中途脱退者となった場合は、移転等申出書の加入員番号の左上に「育」と記入するとともに、その件数を( )書きで再掲します。また、加入員台帳の欄外右上に(育)と朱書で記入します。養育特例配慮措置期間中の資格記録については、給付ベースの標準報酬月額(みなし標準報酬月額)を記入することとなります。

### 既中途脱退者について

既に連合会に移転申出をしている者について、養育特例配慮措置期間に係る情報提供が行われた場合は、資格記録等に訂正を行う必要があるため、次の該当する項目について、連合会へ「記録事項訂正届」を提出します。

詳細については「訂正および取消事務」を参照してください。

- ア．「標準報酬月額」を「みなし標準報酬月額」へ訂正
- イ．養育特例該当有無欄 「無」から「有」へ訂正
- ウ．訂正後基本年金額欄 アの処理に伴う基本年金額の変更

なお、養育特例配慮措置を届出した者の養育特例配慮措置期間について、結果としてこの者の標準報酬月額に変更がなかった(または元々の標準報酬より増額した)場合でも、連合会への養育特例配慮措置該当者としての届出は行ってください。

## (3) 連合会における事務処理

連合会では、移転申出時に日本年金機構から養育特例配慮措置期間に関して情報提供があった者については、養育特例該当有無区分、資格記録および代行相当額の訂正を行うとともに、処理の結果を「訂正結果報告書」で基金へお知らせしています。

この場合、基本年金額のうち代行相当額のみが養育特例配慮措置後の額として訂正されるため、基本年金額のうち代行相当額を上回る部分についても訂正が必要な場合は、「記録事項訂正届」にて訂正後の基本年金額を届出してください。

なお、養育特例配慮措置を届出した者の養育特例配慮措置期間について、結果としてこの者の標準報酬月額に変更がなかった(または元々の標準報酬より増額した)場合には、「記録事項訂正届」の届出は必要ありません。

## 9 . 離婚時の分割制度

### (1) 制度の概要

#### 離婚時の厚生年金の分割制度

離婚時の厚生年金の分割制度（離婚分割）は、平成 19 年 4 月 1 日以後に離婚をした場合に、婚姻期間（または婚姻とみなされた期間）中の厚生年金の保険料納付記録（標準報酬）を当事者間の合意または裁判所の決定により分割する制度です。

#### 離婚時の第 3 号被保険者期間の厚生年金の分割制度

離婚時の第 3 号被保険者期間の厚生年金の分割制度（3 号分割）は、平成 20 年 4 月 1 日以後の離婚について、婚姻期間中（制度施行後の期間）の当事者一方が第 3 号被保険者であった期間（特定期間）について、その者からの申出により第 2 号被保険者である他方の保険料納付記録を 2 分の 1 に分割する制度です。

### (2) 基金における留意事項

基金の支給する老齢年金給付において、離婚分割および 3 号分割の対象となるのは婚姻期間(または婚姻とみなされる期間)中の代行相当部分のみとなります。したがって、プラスアルファ部分は分割の影響を受けません。

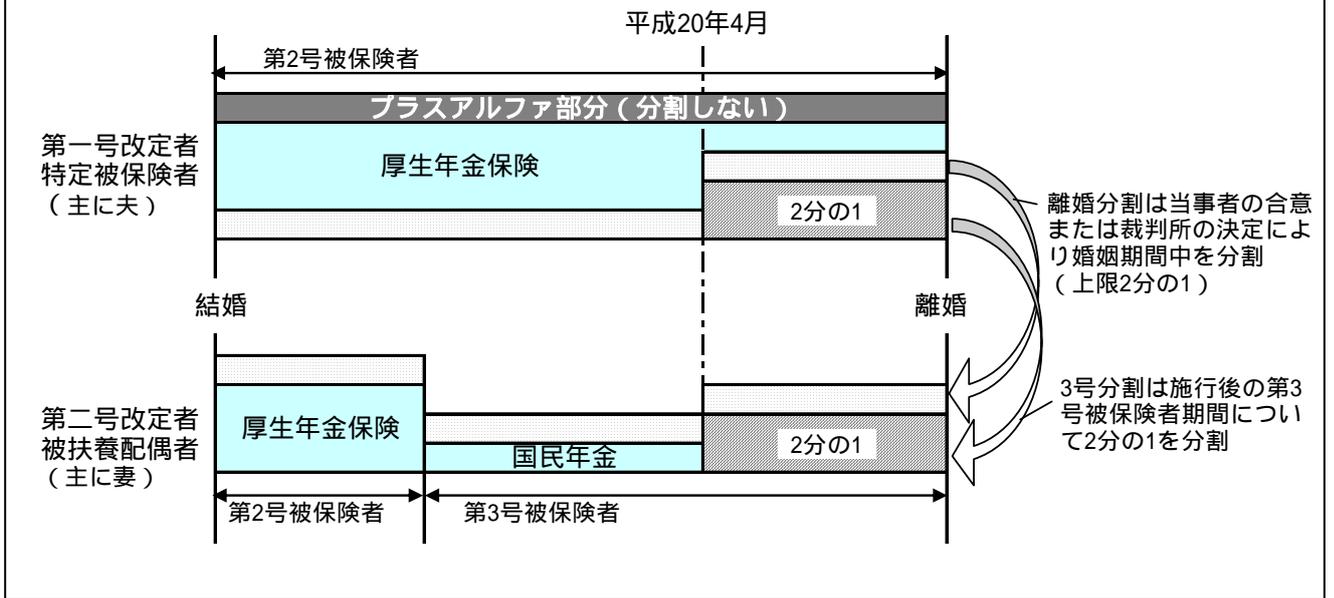
離婚分割または 3 号分割により年金額が減額される者（第一号改定者または特定被保険者）が基金の加入員や受給者等の場合、基金は、離婚分割移換金を政府に納入することとなります。（法第 85 条の 3）

基金では、第一号改定者や特定被保険者に減額された基本年金額を支給しますが、第二号改定者（離婚分割により年金額が増額される者）や被扶養配偶者（3 号分割により年金額が増額される者）が基金加入員や受給者の場合、基金の支給する年金額は変わらないため（増額分は国から支給されるため）、基金において特段の事務は発生しません。

なお、第一号改定者および特定被保険者の代行部分については、離婚分割による改定後も減額せずに従来の年金額を支給し続けることも可能です。その場合、減額相当分（従来の年金額と減額改定後の年金額の差額）は基金の独自給付となります。

対象者にかかる情報は、連合会を介さずに、日本年金機構から直接各基金へ「対象者リスト」により提供されることとなります。

【離婚した場合の厚生年金の分割イメージ図】



離婚分割を行う際に、まだ3号分割を行っていない特定期間がある場合は、当該特定期間について3号分割が行われたとみなしたうえで婚姻期間について離婚分割を行います。

### (3) 資格記録の確認等

#### 基金への資格記録の確認

連合会では、日本年金機構から情報提供された中途脱退者等（既移転申出者）に係る対象者情報とマスタについて、対象者の婚姻期間の標準報酬総額および資格取得、資格喪失年月日等を突合して、資格記録の確認を行います。

提供された対象者情報と連合会で管理する分割対象者の資格記録が一致していた場合、提供されたデータを基に分割対象者の標準報酬の記録を訂正します。

また、提供された対象者情報と連合会で管理する分割対象者の資格記録が相違していた場合、移転元基金に「資格記録確認者一覧・基金回答リストの送付について」・「資格記録確認者一覧・基金回答リスト」（以下「回答リスト」という。）・「資格記録（婚姻期間）確認票」を送付し、分割対象者の資格記録の確認を依頼します。

なお、確認の結果、以下のそれぞれの場合について、連合会に回答をお願いします。

#### 回答番号 1：国（日本年金機構回付）の資格記録が正しい場合

「記録事項訂正届」を作成し、回答欄の 1 に をした回答リストとともに連合会へ提出してください。

#### 回答番号 2：連合会（連合会管理）の資格記録が正しい場合

「離婚時の厚生年金の分割制度に係る厚生年金基金等の記録整理について」（平成 21 年 12 月 25 日事務連絡）に基づき、「年金分割基金移換額計算対象者資格確認用リストの資格記録情報の照会について（依頼）」に「年金分割基金移換額計算対象者資格確認用リストと加入員記録との不整合リスト」およびその証拠書類（法第 29 条第 1 項に基づく通知の写し等）を添付したうえで、回答欄の 2 に をした回答リストとともに連合会へ提出してください。

#### 回答番号 3：国（日本年金機構回付）・連合会（連合会管理）の資格記録が双方とも相違する場合

国（日本年金機構回付）と連合会（連合会管理）両方の資格記録の訂正を依頼する必要があります。国への資格記録の訂正依頼の書類（回答番号 2 と同様）と、「記録事項訂正届」（回答番号 1 と同様）を、回答欄の 3 に をした回答リストとともに連合会へ提出してください。

#### 回答番号 4：資格記録の確認ができない場合

どちらの記録が正しいか確認できない場合、回答欄の 4 に を、備考欄にその理由を記入した回答リストを連合会へ提出してください。

なお、加入員 1 人に対し、相違記録が複数ある場合で、回答がそれぞれ異なる場合は、該当する番号をすべて で囲んでください。

### **資格記録確認後の処理**

連合会では、日本年金機構から提供された対象者情報を基に、基本年金額を減額改定した対象者へ「年金分割のお知らせ」を送付します。また、受給者が分割対象者になった場合には、対象者へ「年金分割のお知らせ」および「支給額変更通知」を送付します。

なお、資格記録が相違していた対象者について、国もしくは連合会のどちらかまたは双方の資格記録が訂正された場合、再度突合処理を行います。連合会の資格記録の訂正があった場合、処理終了後、移転元基金に対し「訂正結果報告書」および「調整通知書」(様式第7号)(現価相当額の調整があった場合)にて通知します。

#### **ア． 連合会で分割された者に係る年金額等の計算**

「基本年金額」から「減額相当額」を控除して求めます。

結果 100円未満切上げ

**(連合会規約第46条の2第1項・第2項)**

#### **イ． 「年金分割のお知らせ」の送付**

連合会では、既に申出された中途脱退者が分割改定された場合、その老齢年金給付の支給の一部を免れることになり、分割改定された者に対して「年金分割のお知らせ」を送付します。**(法第133条の3第2項準用)**

#### **ウ． 「年金分割のお知らせ」未到達の公告**

連合会では、住所不明のため連合会における離婚分割対象者に通知ができないときは、通知すべき事項を公告しなければならないことになっています。この公告は、分割のあった月から起算して3ヶ月目の20日頃から連合会の掲示板に掲載します。**(法第160条第7項)**

(様式例) 回答リストの送付について

平成〇〇年〇月〇日

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 (0000)	厚生年金基金 御中
---------------------------------	-------------------	-----------

資格記録確認者一覧・基金回答リストの送付について

平素は、当連合会の事業運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、貴基金より連合会に老齢年金給付の支給義務を既に移転した方に対し、日本年金機構より離婚等による標準報酬改定の情報が回付されたため、国と連合会の婚姻期間に係る資格記録を確認したところ、別添のとおり記録に相違がありましたので、ご確認をお願い申し上げます。

記

1. 資格記録の確認方法

「資格記録（婚姻期間）確認票」により資格記録の確認をお願い致します。

2. 確認結果の回答方法

「資格記録確認者一覧・基金回答リスト」を、回答欄の該当番号（1～4）に○をしたうえで連合会へ返送してください。

なお、回答が4 の場合は、備考欄に理由の記入を併せてお願い致します。

3. 基金における手続

「資格記録確認者一覧・基金回答リスト」の回答番号の注釈をご覧ください。

【問合せ先】

企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 年金記録係 TEL 03-5401-8732
---

### 資格記録確認者一覧・基金回答リスト

※下記の加入員は、資格記録（婚姻期間）確認票のとおり婚姻期間における資格記録が相違していました。貴基金で内容確認のうえ、本リストにより連合会へ確認結果の回答をお願いします。

基金番号 〇〇〇〇 基金名称 〇〇〇〇〇 合計 XXX 件

項番	基礎年金番号	加入員番号	氏名	生年月日	性別	申出年月	該当番号を○で囲む				
1	1234-567890	1234567890	林 太郎	昭和25.01.01	男	平成XX.XX	1	2	3	4	{
2	1234-567890	1234567891	XXXX XXXX	昭和25.01.02	男	平成XX.XX	1	2	3	4	{
3	1234-567890	1234567892	XXXX XXXX	昭和25.01.03	男	平成XX.XX	1	2	3	4	{
4	1234-567890	1234567893	XXXX XXXX	昭和25.01.04	男	平成XX.XX	1	2	3	4	{
5	1234-567890	1234567894	XXXX XXXX	昭和25.01.05	男	平成XX.XX	1	2	3	4	{

〈回答番号の注釈〉

- 番号1：資格記録（日本年金機構回付）が正しい場合
  - ・記録事項訂正届（様式第6号）により連合会管理の資格記録を訂正してください。
  - ・必要であれば、貴基金で管理している記録も訂正してください。
- 番号2：資格記録（連合会管理）が正しい場合
  - ・「対象者リストの資格記録情報の照会について（依頼）」に一覧表および証拠書類を添付のうえ、連合会へ提出してください。
- 番号3：資格記録（日本年金機構回付）・（連合会管理）双方とも異なる場合
  - ・記録事項訂正届（様式第6号）とともに、「対象者リストの資格記録情報の照会について（依頼）」に一覧表および証拠書類を添付のうえ、連合会へ提出してください。
- 番号4：資格記録の確認ができない場合
  - ・正しい資格記録が判明しない場合、備考欄にその理由を記入してください。

※加入員1人に対して相違する資格記録が複数ある場合で、回答がそれぞれ異なる場合は、該当する番号をすべて○で囲んでください。

(様式例) 資格記録 (婚姻期間) 確認票

様式第8号付表

2008.〇.〇

1 ページ

資格記録 (婚姻期間) 確認票

基金番号 〇〇〇〇 基金名称 〇〇〇〇〇

第一号改定者情報

基礎年金番号 加入員番号 氏名 生年月日 性別  
1234-567890 1234567890 特ノ 加ノ 昭和25.01.01 男

資格記録 (連合会管理)

資格記録 (日本年金機構回付)

〈第一号改定者の資格記録〉

--- 〈改定対象期間にかかる資格記録〉 ---

項番	異動年月日	種別	原因	標準報酬額 (千円)	申出年月	項番	異動年月日	種別	原因	標準報酬額 (千円)	項番	異動年月日	種別	原因	標準報酬額 (千円)
1	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX	平成XX.XX	1	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX	1	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX
2	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX		* 2	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX	2	平成XX.XX.XX	X	X	
3	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX		3	平成XX.XX.XX	X	X		* 標準報酬額合計				XXXX
4	平成XX.XX.XX	X	X			* 標準報酬額合計				XXXX	* 3	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX
5	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX	平成XX.XX	* 4	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX	* 4	平成XX.XX.XX	X	X	
6	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX		* 5	平成XX.XX.XX	X	X		* 標準報酬額合計				XXXX
7	平成XX.XX.XX	X	X			* 標準報酬額合計				XXXX	*	平成XX.XX.XX	X	X	XXXX
											*	平成XX.XX.XX	X	X	

(注) 資格記録 (日本年金機構回付) は、日本年金機構で管理している資格記録のうち、改定対象期間を表示しています。

〈改定対象期間にかかる資格記録〉は、連合会で管理している資格記録のうち、改定対象期間にかかる資格記録を抜き出して表示しています。

項番の「\*」の符号は、連合会管理と日本年金機構回付との資格記録が相違していることを表しています。

資格記録 (日本年金機構回付) の項番がblankの場合は、基金番号が確定できなかった資格記録を参考のために表示しています。

(様式例)対象者リストの資格記録情報の照会について(依頼)

平成 年 月 日

企業年金連合会理事長 殿

厚生年金基金  
理事長

年金分割基金移換額計算対象者資格確認用リストの  
資格記録情報の照会について(依頼)

この度、当基金の加入員及び加入員であった者に係る年金分割基金移換額計算対象者資格確認用リストが日本年金機構より送付されたところですが、当該リストの資格記録情報に記載された対象期間等と、当基金が保有する加入員記録との間に不整合が生じているため、別添のとおり一覧表及び証拠書類を添付しますので、国の保有する厚生年金保険被保険者記録との照合を依頼申し上げます。

記

1 事業所名 株式会社  
事業所所在地 市 町 - -  
調査依頼件数 件

}

1 事業所名 株式会社  
事業所所在地 市 町 - -  
調査依頼件数 件

(様式) 対象者リストと加入員記録との不整合リスト

(別添)

年金分割基金移換額計算対象者資格確認用リストと加入員記録との不整合リスト

基金名  
所在地  
担当者  
電 話  
F A X

厚生年金基金記入欄						年金事務所記入欄						
整理番号	事業所番号	フリガナ 氏名	基礎年金番号	生年月日	事業所名称	基金の記録(不整合の部分)				記録補正 の有無	記録補正内容	備考
						年月日	種別	標準報酬月額 又は標準賞与額	原因			
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		
										有・無		

【厚生年金基金記入欄の記入方法】

厚生年金基金は、資格確認用リストの資格記録情報について照会する場合は厚生年金基金記入欄に保有する資格記録情報を記載してください。

【年金事務所記入欄の記入方法】

年金事務所は、厚生年金基金からの照会に対し記録の補正を行った場合は、記録補正の有無欄の「有」に○をして、記録補正内容欄に補正内容を記入して下さい。また、国の記録が正しいものとして記録補正を行わなかった場合は記録補正の有無欄の「無」に○をしてください。

**(様式例) 年金分割のお知らせ**

個人情報掲載欄のみ掲載

**年金分割のお知らせ(年金支給義務変更通知)**

離婚等により厚生年金の保険料納付記録が分割されたことに伴い、連合会の支給義務の一部が免除されたため、あなた様が加入していた厚生年金基金の見込年金額が変更となる旨をお知らせいたします。

1. 氏名	フカ 知 分割 太郎
2. 基礎年金番号	XXXX-XXXXXX
3. 改定請求年月日	平成 22 年 4 月 15 日
4. 改定請求取消年月日	
5. 改定割合	0.4566789
6. 減額相当額	000,000 円
7. 見込年金額	000,000 円

\* 上記「7.見込年金額」は法律改正等により改定される場合があります。

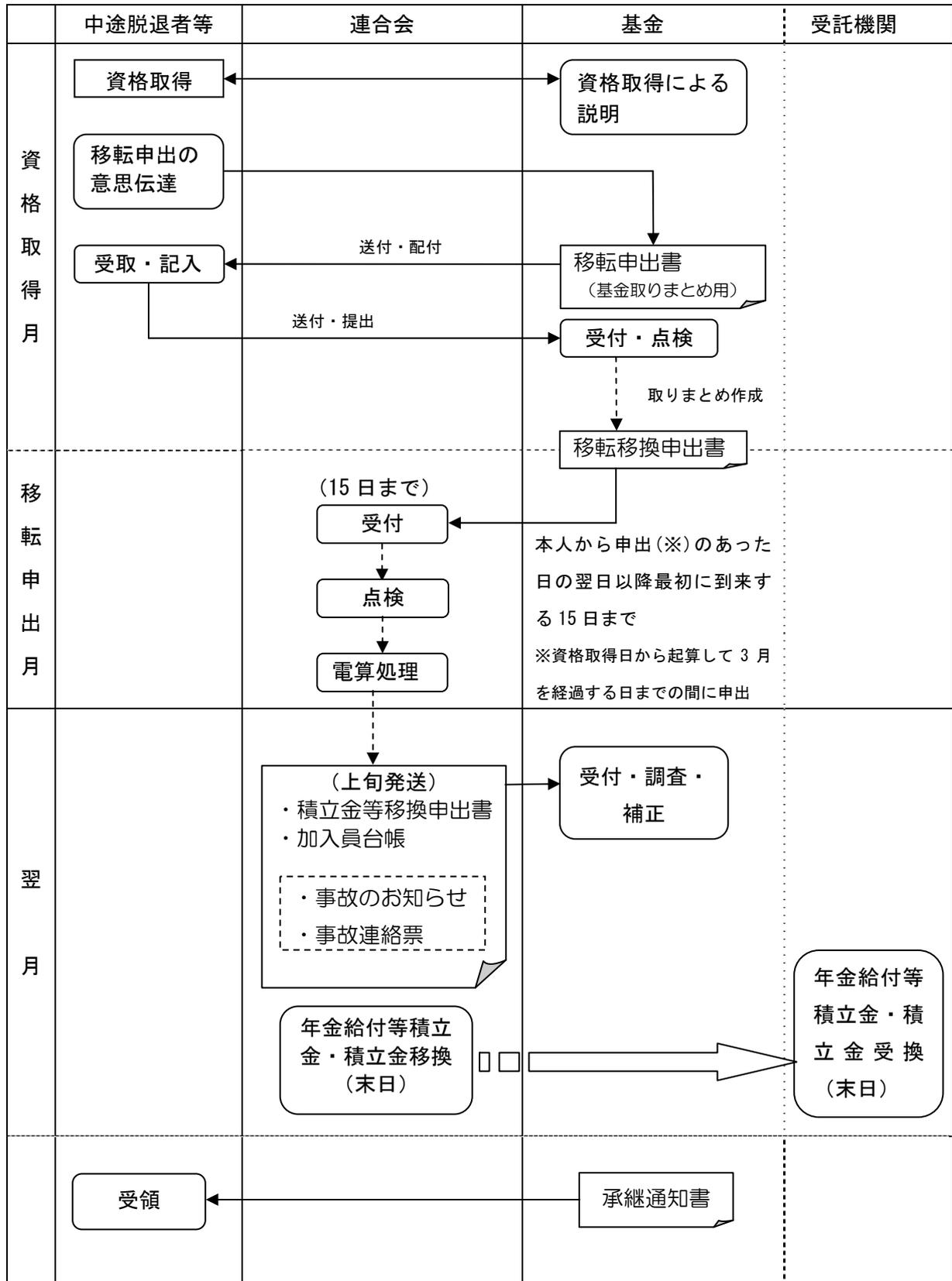
# 基金への権利義務移転等

( 企業年金連合会      厚生年金基金 )

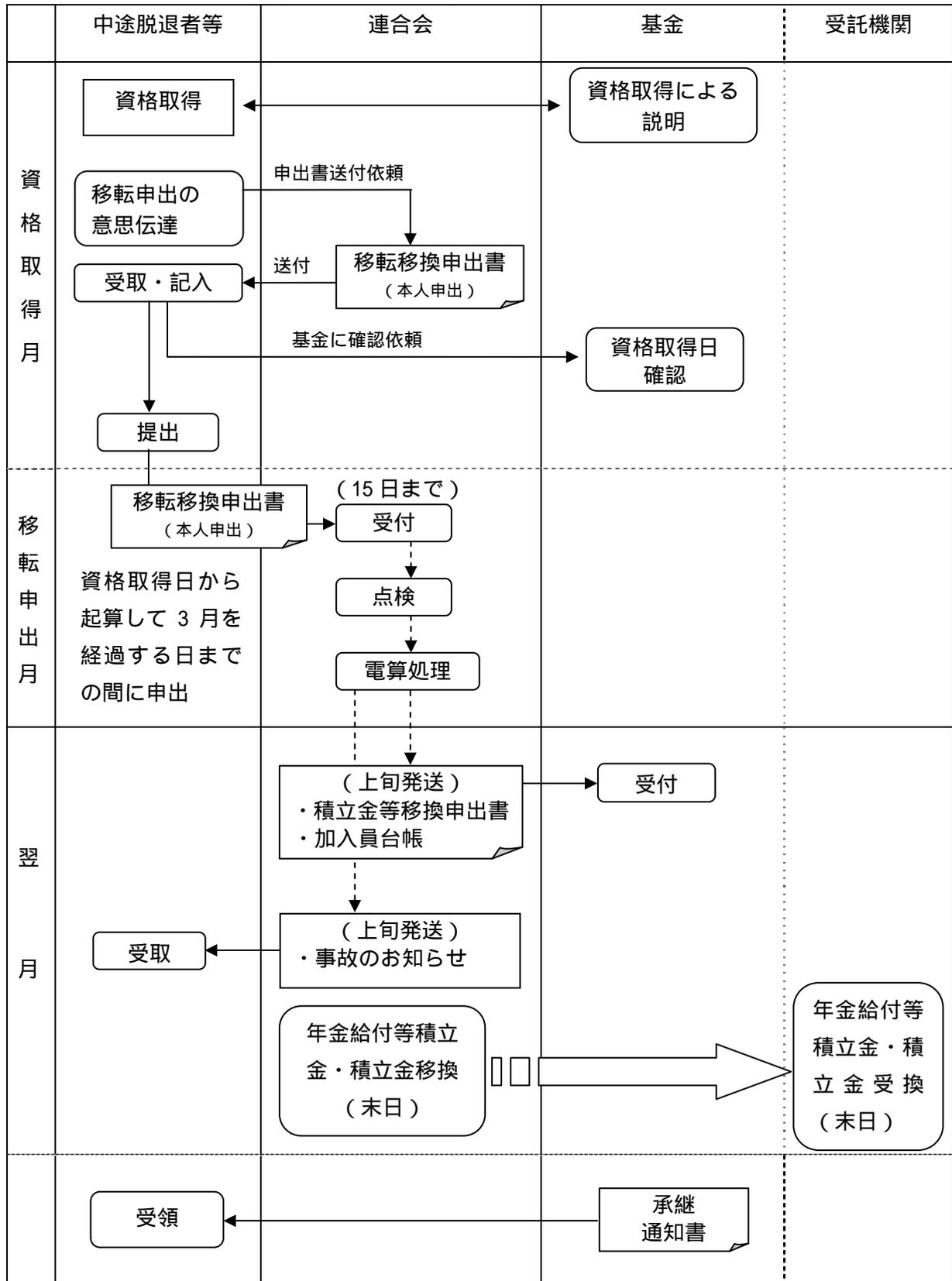
## この章の概要

権利義務の移転・積立金等の移換  
申出の手続き  
移換する積立金等の計算

事務の流れ・基金移転（連合会→基金）：基金取りまとめ



事務の流れ・基金移転（連合会 基金）：本人申出



# 基金への権利義務移転等

## 1．連合会から基金への権利義務の移転、年金給付等積立金・積立金の移換

ポータビリティの拡充に伴い、連合会から基金へ老齢年金給付に係る権利義務（以下「権利義務」という。）の移転が自基金分以外についても可能となり、また、基金由来の通算企業年金額等に係る年金給付等積立金や確定給付企業年金由来の積立金（以下「積立金等」という。）については、それぞれの制度ごとに全ての額について移換を受けることとなりました。なお、将来返上基金は、連合会から権利義務の移転および年金給付等積立金の移換を受けられません。

本事務処理要領では、便宜上「積立金等」のいわゆる加算部分を除いた基本部分のみを「権利義務」、基金から連合会へ移換された脱退一時金相当額および残余財産を「年金給付等積立金」、確定給付企業年金から連合会へ移換された脱退一時金相当額および残余財産を「積立金」というように分類し、表記しています。

## 2．基金規約の規定

連合会から中途脱退者等の権利義務の移転等を受ける場合には、その旨を基金規約に規定し、「登録届兼変更届(厚生年金基金)」により登録を行ったうえで事務を行います。

### One Point 登録届兼変更届(厚生年金基金)について

厚生年金基金は、連合会からの権利義務の移転および積立金等の移換を受けることの可否ならびに、当該移転および移換の申出方法等について「登録届兼変更届(厚生年金基金)」により連合会への登録を行ってください。また、登録した内容に変更があった場合は、すみやかに登録届兼変更届に変更のあった項目の内容を記入し、右の変更箇所欄に「 」を付して連合会に提出します。

登録届兼変更届の様式、提出については「 . その他」を参照してください。

基金規約により積立金等を移換できる旨の内容が定められているときには、権利義務の移転申出に併せて、連合会に対し積立金等の移換を申出することができます。

なお、確定給付企業年金由来の積立金の移換だけの場合には、権利義務の移転申出の必要はありません。

**(参考)規約規定のパターン**

権利義務移転（基本年金 および代行年金）		年金給付等積立金（基金 由来の脱退一時金等）		積立金（確定給付企業年 金由来の脱退一時金等）	
いずれか	連合会にある全ての 権利義務を移転（ ）	いずれか	連合会にある全ての年金 給付等積立金を移換（ ）	いずれか	連合会にある全ての 積立金を移換
	自基金分の基本年金 に関する権利義務を 移転		連合会において他基金由 来の年金給付等積立金の ない者のみ、自基金由来 の年金給付等積立金を移 換		加入した者が自基金 の再加入者である場 合に、連合会にある全 ての積立金を移換
	連合会において他基 金の加入期間のない 者のみ、自基金分の基 本年金に関する権利 義務を移転		移換しない		移換しない
	移転しない				

（ ）自基金の再取得者であることを要件とすることもできます。

**3. 加入員への説明義務**

基金は資格取得者に対し、以下の事項を取得時に説明する義務があります。（基金令第55条の4第2項・規則第74条の3第2項・ポータビリティ準則第2の2の（1））

**(1) 移換申出期限**

（申出期限とは、取得日から起算して3ヶ月を経過する日までの間を指します）

**(2) 移換申出の手続き**

- ・連合会から移換を受ける場合において、登録届により「基金が取りまとめて」連合会に申出する旨を登録している基金の場合、本人は連合会ではなく基金へ直接申出を行うこと
- ・移換の意向のある資格取得者に対し、移換するために必要な事項について情報を提供すること

**(3) 基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間と算定方法**

**(4) 基金の給付に関する事項（資格取得者の予想年金額等）**

**(5) 基金規約で加入員期間が1年未満である者については脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間を通算しない旨を定めている場合、その旨と概要**

**(6) その他、制度変更等基金が変更内容等を加入員等に説明している場合は、それと同様の内容**

## 4 . 申出の手続き

### (1) 申出方法

連合会から基金へ権利義務の移転等を行う場合、次の2つの方法があります。

(連合会へ提出した登録届兼変更届で選択したものが適用されます。)

- ・ 基金申出

資格取得者本人が基金に対し申出を行い、基金がとりまとめて連合会に申出を行う方法

- ・ 本人申出

資格取得者本人が連合会に対して直接申出を行う方法

#### One Point

申出可能な中途脱退者等は次の要件を全て満たした者となります。

- ・ 平成 17 年 10 月 1 日以降に基金加入員の資格を取得した者（同日前の資格取得者は、改正前の法に基づき取扱う）
- ・ 連合会の老齢年金給付の受給権が発生していない者（積立金等移換時において、連合会の支給開始年齢に到達していない者）(法第 165 条第 1 項)

### (2) 連合会への申出期限

原則として、中途脱退者等が基金の加入員資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日までに連合会に（連合会からの）権利義務の移転等を申出します。

前記（1）にて基金申出の登録がなされている場合は、当該中途脱退者は、加入した基金へ取得日から起算して3ヶ月を経過する日までに移転の申出を行い、基金はその申出があった日の翌日以後最初に到来する15日までに連合会に申出します。（連合会における事務処理の関係上、できるだけ5日までに申出願います。）

なお、前記（1）で本人申出の登録がなされている場合については、連合会への申出期限を基金の加入員資格の取得した日から起算して3ヶ月を経過する日までとします。

（参考）

資格取得日	3ヶ月を経過する日	本人申出の場合 (申出期限)	基金申出の場合 (申出期限)
平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 6 月 30 日	平成 22 年 6 月 30 日	平成 22 年 7 月 15 日
平成 22 年 4 月 15 日	平成 22 年 7 月 14 日	平成 22 年 7 月 14 日	平成 22 年 7 月 15 日
平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 8 月 15 日

### (3) 移転移換申出書の記入要領（基金申出の場合）

基金申出の場合、基金は「移転移換申出書」(様式第3号)により、移転・移換の希望のあった中途脱退者について以下 から の項目を記入し、連合会へ提出します。

基本項目（基礎年金番号、氏名、性別、生年月日）を記入します。

当該中途脱退者の資格取得年月日を和暦で記入します。

移転区分には基金規約に基づいた条件のもとでの本人の選択による移転方法を記入します。

- 1・・・全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受ける
- 2・・・自基金の老齢年金給付の権利義務のみ移転を受ける
- 3・・・全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受けない

移換区分には基金規約に基づいた条件のもとでの本人の選択による移換方法を記入します。

- A・・・全ての資産の移換を受ける
- B・・・厚生年金基金由来の資産のみ移換を受ける
- C・・・確定給付企業年金由来の資産のみ移換を受ける
- D・・・全ての資産の移換を受けない

#### 移転区分・移換区分の記入パターン（例）

項番	権利義務 (全て)	権利義務 (自基金分のみ)	年金給付等積立金 (基金由来)	積立金 (確定給付企業年金由来)	移転区分	移換区分
1		-			1	A
2		-		x	1	B
3		-	x		1	C
4		-	x	x	1	D
5	-				2	A
6	-			x	2	B
7	-		x		2	C
8	-		x	x	2	D
9	-	-	x		3	C

\* 移転・移換区分については、基金規約の内容とご本人の選択に基づいて記入することになります。例えば、項番6の規約であっても、ご本人が権利義務の移転のみを選択された場合は、「2D」と記入することになります。

\* 移転・移換ともに選択しない者（3D）については、様式への記入は不要です。

**(様式例) 移転移換申出書(様式第3号)**

様式第3号

中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書(厚生年金基金)

厚生年金保険法第165条第1項、同条第5項及び確定給付企業年金法第115条の5第1項の規定により、下記の者に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転及び年金給付等積立金、積立金の移換の申出を受けましたので申し出ます。

平成 22年 8月 5日

厚生年金基金の名称及び住所

× 厚生年金基金  
理事長氏名

印

企業年金連合会理事長 殿

記

基金番号	X	X	X	X	件数	0	0	0	1										
基礎年金番号		(フリガナ) 加入員氏名		性別	生年月日		加入員の資格取得年月日				移転区分	移換区分							
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	平7	2	2	0	6	0	1	1	A
		基金 太郎		男01	昭5													2	B
				女02	平7													3	C
				男01	昭5													1	A
				女02	平7													2	B
				男01	昭5													3	C
				女02	平7													1	A
				男01	昭5													1	A
				女02	平7													2	B
																		3	C

- (注1) 「移転区分」欄は以下から選択し を付けること
- 1 全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受ける
  - 2 自基金の老齢年金給付の権利義務のみ移転を受ける
  - 3 全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受けない
- (注2) 「移換区分」欄は以下から選択し を付けること
- A 全ての資産の移換を受ける
  - B 厚生年金基金由来の資産のみ移換を受ける
  - C 確定給付企業年金由来の資産のみ移換を受ける
  - D 全ての資産の移換を受けない

### One Point

基金規約において、権利義務の移転を受けるとしているものの、「連合会が他の基金の加入員期間に係る老齢年金給付の支給義務を有しない者に限る」と規定している場合、もしくは、年金給付等積立金の移換を受けるとしているものの、「ただし、当該年金給付等積立金が他の基金に係るものを含む場合は、この限りではない。」と規定している場合には、連合会における記録の管理状況（他の基金の記録があるかどうか）によって移転移換の可否が決まるため、「移転移換申出書」を提出する前に（ご本人の意思確認をする前に）、下記のような書面にて確認をしていただく必要があります。該当者について基本項目を記入のうえ、郵送もしくはFAXにてご依頼ください。後日、回答いたします。

### 様式例

連合会への移転移換状況の確認依頼について						
基金番号			厚生年金基金			
加入員 番号	基礎年金 番号	氏名 (カナ)	生年月日	他基金の 権利義務 の有無	他基金の 年金給付 等積立金 の有無	備考
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XX XX	Xxx xx xx		×	

連合会回答欄

### (4) 本人申出登録基金の資格取得年月日確認

本人申出の登録をしている基金の資格取得者については、本人から直接連合会にご連絡（電話、文書、来訪）をいただくことによって、「中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（本人申出）」（以下「移転移換申出書（本人申出）」という。）を送付いたします。本人申出の場合、資格取得年月日から3ヶ月以内に行うこととされています。基金においては資格取得年月日に誤りがないか確認し、「厚生年金基金（移転・移換先）の確認欄」に確認印を押印し、連合会に提出してください。



## 5 . 連合会における処理

連合会では、毎月 15 日までに受付した「移転移換申出書」をとりまとめて処理を行います。(連合会における事務処理の関係上、できるだけ 5 日までに申出願います。)

### (1) 受付及び点検

- ・ 基金申出の場合  
「移転移換申出書」を受付し、当月申出件数および記載内容の点検を行います。
- ・ 本人申出の場合  
「移転移換申出書(本人申出)」を受付し、記載内容の点検を行います。

### (2) 電子計算機処理

電子計算機により、次の各処理を行います。

申出書類入力データチェック(記入漏れ・記入ミスを含む)

本人の移転(移換)希望内容とマスタとのチェック

本人の移転(移換)希望内容と移換先基金での受入れ範囲のチェック

基金申出による申出書について、処理の段階で正常に処理できなかった場合は事故となり、「事故のお知らせ」にて基金へ連絡します。

本人申出による申出書について、処理の段階で正常に処理できなかった場合は本人へ連絡します。

基金規約に権利義務の移転等を受ける等の規定がない場合において、中途脱退者等より基金に移転したい旨の連絡が連合会にあった時には、当該中途脱退者には申出できない旨(事故)を連絡します。

### (3) 積立金等移換申出書

正常に処理された者については、「積立金等移換申出書(様式第4号)」により、申出のあった月の翌月上旬に基金へ通知します。

また、「積立金等移換申出書」は2部送付いたします。(受託機関指図用、基金控用)

「積立金等移換申出書」には、移転(移換)申出者の記録を記載した「加入員台帳」を添付して送付します。

(様式例) 加入員台帳

厚生年金基金加入員台帳																												
1/1																												
厚生年金基金番号		基 012X		厚生年金基金加入員番号		000000111X		CD		加入員名		性別		生年月日														
										いごうかい 知り 連合会 太郎		01		5.46.05.05														
基礎年金番号				1111-12345X				加入員資格取得年月日				平.06.04.01			加入員資格喪失年月日				平.22.04.01									
入社年月日				平成6年4月1日				みなし加入員資格取得年月日							加算適用開始年月日				平.06.04.01			みなし加算適用開始年月日						
備考																												
〒105-8772 港区 芝公園 - -																												
事業所	年月日	種別等の区分	異動原因	標準報酬月額 (標準賞与額)	加算給付月額	摘要	事業所	年月日	種別等の区分	異動原因	標準報酬月額 (標準賞与額)	加算給付月額	摘要															
	06 04 01 5	1		0180	0180			15 07 15 5	S		0310	0310																
	06 10 01 5	3		0170	0170			15 09 01 5	S		0240	0240																
	07 09 01 5	3		0220	0220			15 12 15 5	S		0270	0270																
	08 10 01 5	3		0200	0200			16 03 31 5	S		0046	0046																
	09 09 01 5	3		0240	0240			16 07 15 5	S		0300	0300																
	10 10 01 5	3		0240	0240			16 09 01 5	S		0240	0240																
	11 10 01 5	3		0240	0240																							
	12 10 01 5	3		0240	0240																							
	13 10 01 5	3		0260	0260																							
	14 10 01 5	3		0240	0240																							
								22 04 01 5 4																				
加入員期間	S.61.3以前			S.61.3以前				S.61.3以前					法第132条第2項に拠る額															
	S.61.4以後 H15.3以前			S.61.4以後 H15.3以前				S.61.4以後 H15.3以前					加入員期間															
	H15.4以後 H17.3以前			H15.4以後 H17.3以前				H15.4以後 H17.3以前					標準標準給付額															
	H17.4以後			H17.4以後				H17.4以後																				
	計			計				計																				
標準加算給付月額	円		老齢年金給付額	260,000 円		現価相当額	円		政府負担率	3・4		老齢年金給付支給義務移転申出年月日	円															
選択一時金支給の有無	有・無		支払年月			老齢年金給付額計算基礎算式			政府負担金控除後の額			備考																
老齢年金給付支給の有無	有・無		裁定年月			備考			備考			備考																
◎ 脱退一時金相当額交付の申出の有無 <b>有</b> ◎ 脱退一時金相当額 <b>****,***</b> ◎ 算定基礎期間 <b>200</b> 処理年月 <b>22.04</b> <span style="float: right;">移換申出</span>																												

(4) 分割対象者の基金への権利義務の移転

移転先基金（または本人）の申出に基づき、分割対象者について権利義務の移転の処理が行われると、連合会は移転先基金に対して欄外右上に(分)と記載された対象者の加入員台帳を送付します。加入員台帳には対象期間についても分割改定前の標準報酬額が記載されています。

また、婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合・改定対象期間等を記載した「分割改定明細」を加入員台帳に添付して送付します。

なお、分割対象者については「積立金等移換申出書」の「区分」欄に「B」が表示されます。

この場合、連合会では移転先基金に対し、分割改定後の基本年金に係る年金給付等積立金を移換します。なお、年金給付等積立金の計算方法については、中脱移転申出された分割対象者の現価相当額の場合と同様です

(様式例) 積立金等移換申出書

様式第4号

中途脱退者等年金給付等積立

厚生年金基金理事長 殿

基礎年金番号	加入員氏名	性別	生年月日	加入員資格		年金額 円
				取得年月日	喪失年月日	
XXXX-XXXXXX	○○ ○○ ○○ ○○	女	昭和XX.XX.XX	平成11.03.01	平成17.11.01	255,400
XXXX-XXXXXX	○○ ○○○ ○○ ○○	男	昭和XX.XX.XX	平成12.04.01	平成12.09.01	21,274
XXXX-XXXXXX	○○ ○○ ○○ ○○	男	昭和XX.XX.XX	平成16.04.01	平成18.05.01	75,700

項目 性別	申出人数	件数	年金額 (円)	政府負担金 控除後の額(円)	積立金等 (円)	返還事務費 (円)
男子	2	基本 2	96,974	96,974	451,174	
		通算企業 1			125,063	7,976
			96,974	96,974	576,237	7,976
女子	1	基本 1	255,400	255,400	1,631,725	
		通算企業 0			0	0
			255,400	255,400	1,631,725	0
合計	3	基本 3	352,374	352,374	2,082,899	
		通算企業 1			125,063	7,976
			352,374	352,374	2,207,962	7,976

金、積立金移換申出書（基金分）

厚生年金保険法第165条第2項および確定給付企業年金法第115条の5第2項の規定により、請求のあった下記の者に係る年金給付等積立金および積立金を本月末日に交付します。この者の厚生年金基金加入員台帳を別紙のとおり送付します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

企業年金連合会

理事長 〇〇 〇〇 印

記

政府負担金 控除後の額	実加入員 期間	積立金等	返還事務費	積立区分 等	算定基礎 期間	区分	配慮措置 区分	過去勤務		
								算定基礎額	加入員期間	年金額
円	月	円	円		月			円	月	円
255,400	80	1,631,725	0	A		#				
		1,631,725	0							
21,274	5	112,008	0	A		#				
		112,008	0							
75,700	25	339,166	0	A		#				
		125,063	7,976	C	25					
		464,229	7,976							

「#」表示  
加入員台帳が  
添付されます。

個人毎に「積立金等」、「返  
還事務費」の合計額が表示  
されます。

- (注) 1 「基礎年金番号」欄の「\*」の符号は、本人申出の者について表示されています。  
 2 「区分」欄の「#」の符号は、この者に対して厚生年金基金加入員台帳が添付されています。  
 なお、「区分」欄の「B」の符号は、離婚等により標準報酬額が分割改定された者について表示しています。  
 3 「配慮措置区分」欄の「H」の符号は、養育特例配慮措置の該当者について表示しています。  
 4 返還事務費は、積立金等に含まれており再掲しています。  
 5 「積立金等の区分」欄の記号は移換される年金給付等積立金または積立金の種類を表しています。  
 A 厚生年金基金の基本年金  
 B 解散した厚生年金基金の代行年金  
 C 厚生年金基金の脱退一時金相当額  
 D 解散した厚生年金基金の残余財産  
 E 確定給付企業年金の脱退一時金相当額  
 F 制度終了した確定給付企業年金の残余財産

## 6 . 年金給付等積立金・積立金の移換

### (1) 移換指図

連合会では「積立金等移換申出書」により受託機関に対して積立金等を基金へ移換するように移換指図を行います。

### (2) 移換期限

積立金等の移換は、移換申出のあった翌月の末日までに行います。

末日が土・日・休日の場合は、その前日（前営業日）までに移換します。

12月については30日までに移換します。（土・日の場合は、前記の取扱いに準じます。）

### (3) 移換する積立金等の計算

基本年金に係る年金給付等積立金の計算

中途脱退者の基本年金の現価相当額と同様の計算方法となります。

分割対象者の基本年金に係る年金給付等積立金の計算についても、分割対象者の基本年金の現価相当額と同様の計算方法となります。

#### < 通常の中脱者の場合 >

##### ア．代行部分の年金給付等積立金

平成 17 年 3 月以前の加入員期間に係る代行部分の年金給付等積立金

(代行相当額 - 政府負担金) × 告示 ( 1 ) 別表第 1 で定める移換現価率 = ( 端数そのまま )

平成 17 年 4 月以降の加入員期間に係る代行部分の年金給付等積立金

(代行相当額 - 政府負担金) × 告示 ( 1 ) 別表第 2 で定める移換現価率 = ( 端数そのまま )

+ = 代行部分の年金給付等積立金 …… ( 1 円未満四捨五入 )

##### イ．基本年金プラスアルファ部分の年金給付等積立金

基本年金プラスアルファ部分の年金額

× 連合会規約別表第 1 で定める移換現価率 ( 2 ) = ( 1 円未満四捨五入 )

##### ウ． + = 全体の年金給付等積立金

( 1 ) 平成 22 年 1 月 15 日改正後の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号

( 予定利率 4.1% : 平成 22 年 4 月移換分以降 )

( 2 ) 予定利率 2.25% ( 平成 22 年 4 月移換分以降 )

・移換現価率は、年金給付等積立金を移換する月の末日における年齢に応じた率

<分割対象者の場合> (基金加入期間が全て分割対象期間となる場合)

改定後の代行相当額

・平成 15 年 3 月以前の改定後の代行相当額

$$\left[ \frac{\text{標準報酬月額} \times (1 - \text{改定割合})}{(1 \text{円未満四捨五入})} \right] \text{の総計} \div \frac{\text{加入月数}}{(平成 15 年 3 月以前分)} (1 \text{円未満四捨五入})$$

$$\times \text{代行部分給付乗率} \times \text{加入月数} = \text{標準報酬額の総計} (端数そのまま) \\ (10 \sim 7.125 / 1000) (平成 15 年 3 月以前分)$$

・平成 15 年 4 月以降の改定後の代行相当額

標準報酬額の総計

$$\left\{ \left[ \frac{\text{標準報酬月額} \times (1 - \text{改定割合})}{(1 \text{円未満四捨五入})} \right] \text{の総計} + \left[ \frac{\text{標準賞与額} \times (1 - \text{改定割合})}{(1 \text{円未満四捨五入})} \right] \text{の総計} \right\}$$

$$\div \frac{\text{加入月数}}{(平成 15 年 4 月以降分)} (1 \text{円未満四捨五入}) \times \text{代行部分給付乗率} \times \text{加入月数} = \text{標準報酬額の総計} (端数そのまま) \\ (7.692 \sim 5.481 / 1000) (平成 15 年 4 月以降分)$$

$$+ = \text{改定後の代行相当額} (1 \text{円未満四捨五入})$$

代行部分の年金給付等積立金

平成 17 年 3 月以前の代行部分の年金給付等積立金

$$(\text{代行相当額} - \text{政府負担金}) \times \text{告示(1)別表第1で定める移換現価率} = \text{代行部分の年金給付等積立金} (端数そのまま)$$

平成 17 年 4 月以降の代行部分の年金給付等積立金

$$(\text{代行相当額} - \text{政府負担金}) \times \text{告示(1)別表第2で定める移換現価率} = \text{代行部分の年金給付等積立金} (端数そのまま)$$

$$+ = \text{代行部分の年金給付等積立金} \dots (1 \text{円未満四捨五入})$$

基本年金プラスアルファ部分の年金給付等積立金

基本年金プラスアルファ部分の年金額

(改定後の基本年金額 - 改定後の代行相当額)

$$\times \text{連合会規約別表第1で定める移換現価率(2)} = \text{基本年金プラスアルファ部分の年金給付等積立金} (1 \text{円未満四捨五入})$$

全体の年金給付等積立金

$$+ = \text{全体の年金給付等積立金}$$

(1) 平成 22 年 1 月 15 日改正後の平成 16 年厚生労働省告示第 358 号

(予定利率 4.1% : 平成 22 年 4 月移換分以降)

(2) 予定利率 2.25% (平成 22 年 4 月移換分以降)

・移換現価率は、年金給付等積立金を移換する月の末日における年齢に応じた率

代行年金に係る年金給付等積立金の計算

連合会の最低責任準備金を過去期間代行給付現価で按分した額となります。分割対象者の場合であっても、通常の権利義務の移転の場合と同様の計算方法となります。

$$\text{年金給付等積立金} = \text{直前決算における連合会の最低責任準備金 (a)} \\ \times \frac{\text{移換日における当該解散基金加入員の過去期間代行給付現価 (b)}}{\text{直前決算における連合会全体の過去期間代行給付現価 (c)}}$$

- a. 年金給付等積立金を移換する日(「移換日」)の属する事業年度の前事業年度の末日(当該移換日とその日の属する事業年度の4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日)における法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額
- b. 移換日における当該解散基金加入員に係る過去期間代行給付現価の額
- c. 移換日の属する事業年度の前事業年度の末日(当該移換日とその日の属する事業年度の4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日)における連合会の過去期間代行給付現価の額の総額

通算企業年金に係る積立金等の計算

通算企業年金に係る計算は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} (1) \quad & \text{通算企業年金額} \times \text{通算企業年金現価率 (2)} (1) \quad \dots \\ (2) \quad & \text{事務費} - \text{返還事務費基準額 (2)} = \text{返還対象事務費} \quad \dots \\ (3) \quad & \quad + \quad = \text{積立金等} \end{aligned}$$

(1) 連合会規約別表第3

(2) 連合会規約別表第12 返還事務費基準額 3,800円

(ただし事務費を上回る場合は事務費と同額とする)

- ・ 現価率は、移換月の末日における年齢および中脱時算定日または解散時算定日に応じた率
- ・ この移換により当該者について連合会が通算企業年金の支給義務を完全に免れる場合で、当該者に係る返還対象事務費が残っている場合は、当該返還対象事務費を合算した額とします。

(注) 今回移換対象となる通算企業年金が、連合会で初めて受けた脱退一時金相当額より計算されたものであり、かつ、移換後に引き続き連合会が本人へ支給する通算企業年金が残っている場合は、連合会から移換する積立金等の額は(1)で計算した額のみとなります。

基本加算年金および代行加算年金に係る年金給付等積立金の計算  
基本加算年金および代行加算年金に係る計算は以下のとおりです。

・ **基本加算年金に係る年金給付等積立金**

$$\text{年金給付等積立金} = \text{基本加算年金額} \times \text{基本加算年金・代行加算年金現価率} ( )$$

- ・ 現価率は、移換月の末日における年齢および中脱時算定日に応じた率
- ・ 中脱時算定日とは旧規約第 42 条に規定する日  
当該中途脱退者が加入員の資格を喪失した日  
(当該基金からの中脱申出が 2 回以上ある場合には、直近の加入員資格喪失日)

・ **代行加算年金に係る年金給付等積立金**

$$\text{年金給付等積立金} = \text{代行加算年金額} \times \text{基本加算年金・代行加算年金現価率} ( )$$

- ・ 現価率は、移換月の末日における年齢および解散時算定日に応じた率
- ・ 解散時算定日とは旧規約第 46 条に規定する日 当該基金が解散した日

基本加算年金・代行加算年金いずれも

( ) 連合会規約附則別表第 4 「基本加算年金・代行加算年金現価率」

経過的基本加算年金および経過の代行加算年金に係る積立金の計算  
経過的基本加算年金および経過の代行加算年金に係る計算は以下のとおりで  
す。

・経過的基本加算年金に係る積立金

積立金

$$= ( \text{経過的基本加算年金額} \times \text{経過的基本加算年金} \cdot \text{経過の代行加算年金現価率} ( 1 ) ) \\ + ( \text{当該経過的基本加算年金に係る事務費} ( 2 ) - 3,800 \text{円} ( 3 ) )$$

・現価率は、移換月の末日における年齢およびみなし中脱時算定日に応じた率

・みなし中脱時算定日とは旧規約第 47 条の 3 第 1 号に規定する日

当該みなし中途脱退者が加入者の資格を喪失した日

・経過の代行加算年金に係る積立金

積立金

$$= ( \text{経過の代行加算年金額} \times \text{経過的基本加算年金} \cdot \text{経過の代行加算年金現価率} ( 1 ) ) \\ + ( \text{当該経過の代行加算年金に係る事務費} ( 2 ) - 3,800 \text{円} ( 3 ) )$$

・現価率は、移換月の末日における年齢およびみなし解散時算定日に応じた率

・みなし解散時算定日とは旧規約第 47 条の 6 第 1 号に規定する日

当該確定給付企業年金が終了した日

経過的基本加算年金・経過の代行加算年金いずれも

( 1 ) 連合会規約附則別表第 5 「経過的基本加算年金・経過の代行加算年金現価率」

( 2 ) 当該積立金移換後において、引き続き連合会が通算企業年金の支給に関する義務を負う場合は 3,800 円とする。

( 3 ) 3,800 円が事務費の額を超える場合は事務費の額とする。

**(参考)移換時の積立金等の計算**

(生年月日) 昭和 56 年 8 月 10 日  
(性別) 男性 (支給開始年齢) 65 歳

(加入員期間) 平成 14 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 4 月 1 日  
(申出年月) 平成 23 年 4 月 (移換年月) 平成 23 年 5 月  
(通算企業年金額) 50,762 円 (事務費) 15,305 円

平成 15 年 3 月以前 (12 ヶ月)	・ 標準報酬月額総計 ・ 報酬標準給与月額総計	3,120 千円
平成 15 年 4 月 ~ 17 年 3 月 (24 ヶ月)	・ 標準報酬額総計 ・ 報酬標準給与と賞与標準給与額の総計	8,020 千円
平成 17 年 4 月以降 (60 ヶ月)	・ 標準報酬額総計 ・ 報酬標準給与月額と賞与標準給与額の総計	22,000 千円

(代行部分の給付乗率)

平成 15 年 3 月以前・・・7.125 / 1000      平成 15 年 4 月以降・・・5.481 / 1000

(基金の給付乗率)

平成 15 年 3 月以前      代行部分の給付乗率 + 0.100 / 1000      7.225 / 1000

平成 15 年 4 月以降      代行部分の給付乗率 + 0.077 / 1000      5.558 / 1000

(基金の端数処理) **過程** 1 円未満 1 円切上げ、**結果** 100 円未満 100 円切上げ

今回の者は連合会に「基本年金(1基金のみ)・通算企業年金(1基金のみ)」の管理であったところに、すべて基金へ移換となった場合とします。

**求め方の手順**

**基本年金に係る年金給付等積立金**

- ・ 基本年金額を求めます。
- ・ 基本年金プラスアルファの額を求め、その分の年金給付等積立金を求めます。
- ・ 代行相当額(政府負担金対象者については代行相当額から政府負担金を控除した額)から、代行部分の年金給付等積立金を求めます。
- ・ 全体の年金給付等積立金を求めます。

**通算企業年金に係る積立金等の額**

- ・ 通算企業年金に係る積立金等を求めます。

**基本年金に係る額と通算企業年金に係る額の合計**

- ・ 全体の積立金等を求めます。

・ **基本年金額を求めます。**

(1) 平成 15 年 3 月以前の平均標準給与月額と 4 月以降の平均標準給与額を求めます。

ア．平成 15 年 3 月以前

( 報酬標準給与月額総計 ÷ 加入月数 )

$$3,120,000 \text{ 円} \div 12 \text{ ヶ月} = \underline{260,000 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

イ．平成 15 年 4 月以降

( 報酬標準給与月額と賞与標準給与額の総計 ÷ 加入月数 )

$$30,020,000 \text{ 円} \div 84 \text{ ヶ月} = \underline{357,381 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

(2)(1) の結果より、**基本年金額を求めます。**

ア．平成 15 年 3 月以前

( 平均標準給与月額 × 基金の給付乗率 × 加入月数 )

$$\frac{260,000 \text{ 円} \times 7.225 / 1000 \times 12 \text{ ヶ月}}{(1 \text{ 円未満 1 円切上げ})} = \underline{22,548 \text{ 円}} \quad \dots$$

イ．平成 15 年 4 月以降

( 平均標準給与額 × 基金の給付乗率 × 加入員期間 )

$$\frac{357,381 \text{ 円} \times 5.558 / 1000 \times 84 \text{ ヶ月}}{(1 \text{ 円未満 1 円切上げ})} = \underline{166,908 \text{ 円}} \quad \dots$$

ウ． + = 全期間の基本年金額

$$\underline{22,548 \text{ 円}} + \underline{166,908 \text{ 円}} = \underline{189,500 \text{ 円}} \quad (100 \text{ 円未満 100 円切上げ})$$

・ **基本年金プラスアルファの額を求め、基本年金プラスアルファ分の年金給付等積立金を求めます。**

(1) 代行相当額を求めます。

ア．平成 15 年 3 月以前

( 平均標準報酬月額 × 代行部分の給付乗率 × 加入月数 )

$$\underline{260,000 \text{ 円}} \times 7.125 / 1000 \times 12 \text{ ヶ月} = \underline{22,230 \text{ 円}} \quad (\text{端数そのまま}) \dots$$

イ．平成 15 年 4 月以降

( 平均標準報酬額 × 代行部分の給付乗率 × 加入月数 )

$$\underline{357,381 \text{ 円}} \times 5.481 / 1000 \times 84 \text{ ヶ月} = \underline{164,539.641924 \text{ 円}} \quad (\text{端数そのまま}) \dots$$

ウ． + = 全期間の代行相当額

$$\underline{22,230 \text{ 円}} + \underline{164,539.641924 \text{ 円}} = \underline{186,770 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

(2)基本年金額から代行相当額を引き、**基本年金プラスアルファ部分の額**を求めます。

$$189,500 \text{ 円} - 186,770 \text{ 円} = 2,730 \text{ 円}$$

(3)基本年金プラスアルファ部分の年金給付等積立金を求めます。

移換時の年齢により移換現価率が定まります。(連合会規約別表第1参照)

移換時の本人年齢より移換現価率を確認します。

移換年月 平成 23 年 5 月

生年月 - 昭和 56 年 8 月

29 歳 9 月 (「29 歳 6 月を超え 30 歳 6 月以下」に該当)

移換現価率は、連合会規約別表第1より 5.9726

基本年金プラスアルファ部分の年金給付等積立金を求めます。

(基本年金プラスアルファ部分の額 × 移換現価率)

$$2,730 \text{ 円} \times 5.9726 = 16,305 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

・ 代行相当額\*から、代行部分の年金給付等積立金を求めます。

\* 政府負担金の対象者の場合は代行相当額から政府負担金を控除した額

(1) 代行相当額を期間別に求めます。

代行部分の年金給付等積立金の計算において、17年3月以前と17年4月以降のそれぞれの加入員期間に対しての移換現価率表が異なります。また、この事例では平成15年4月前後の期間もあることから、平成17年3月以前の期間については、平成15年3月までと平成15年4月から平成17年3月までをそれぞれ計算した上でひとつにまとめます。

ア．平成15年3月以前の代行相当額(代行相当額から政府負担金を控除した額)

{ (平均標準報酬月額 × 代行部分の給付乗率 × 加入月数) - 政府負担金 }

$$260,000 \text{ 円} \times 7.125 / 1000 \times 12 \text{ ヶ月} - 0 \text{ 円}$$

$$= 22,230 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \quad \dots$$

イ．平成15年4月～17年3月の代行相当額(代行相当額から政府負担金を控除した額)

(標準報酬額総計 ÷ 加入月数 = 平均標準報酬額)

$$8,020,000 \text{ 円} \div 24 \text{ ヶ月} = 334,167 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

{ (平均標準報酬額 × 代行部分の給付乗率 × 加入月数) - 政府負担金 }

$$334,167 \text{ 円} \times 5.481 / 1000 \times 24 \text{ ヶ月} - 0 \text{ 円}$$

$$= 43,957.663848 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \quad \dots$$

ウ .平成 17 年 3 月以前の代行相当額(代行相当額から政府負担金を控除した額) ( + )  
22,230 円 + 43,957.663848 円 = 66,188 円 (1 円未満四捨五入)

エ .平成 17 年 4 月以降の代行相当額 (代行相当額から政府負担金を控除した額)  
(標準報酬額総計 ÷ 加入月数 = 平均標準報酬額)  
22,000,000 円 ÷ 60 ヶ月 = 366,667 円 (1 円未満四捨五入)

{ (平均標準報酬額 × 代行部分の給付乗率 × 加入月数) - 政府負担金 }  
(366,667 円 × 5.481 / 1000 × 60 ヶ月 ) - 0 円  
= 120,582 円 (1 円未満四捨五入)

**(2) 代行相当額 (代行相当額から政府負担金を控除した額) より、代行部分の年金給付等積立金を求めます。**

移換時の年齢により移換現価率が定まります。(告示別表第 1・第 2 参照)

ア . 移換時の本人年齢より移換現価率を確認

移換年月           平成 23 年 5 月  
生年月            - 昭和 56 年 8 月

29 歳 9 月 (「29 歳 6 月を超え 30 歳 6 月以下」に該当)

移換現価率は、平成 16 年厚生労働省告示第 358 号別表第 1・第 2 よりいずれも **2.7458**

イ .平成 17 年 3 月以前の年金給付等積立金

(代行相当額(代行相当額から政府負担金を控除した額) × 移換現価率・告示別表第 1)  
66,188 円 × **2.7458** = 181,739.0104 円 (端数そのまま)           …

ウ .平成 17 年 4 月以降の年金給付等積立金

(代行相当額(代行相当額から政府負担金を控除した額) × 移換現価率・告示別表第 2)  
120,582 円 × **2.7458** = 331,094.0556 円 (端数そのまま)           …

エ .           +           = 全期間の代行部分の年金給付等積立金

181,739.0104 円 + 331,094.0556 円 = 512,833 円 (1 円未満四捨五入)

**. 基本年金全体の年金給付等積立金を求めます。**

(代行部分の年金給付等積立金 + 基金プラスアルファ部分の年金給付等積立金)  
512,833 円 + **16,305 円** = 529,138 円

・ **通算企業年金に係る積立金等を求めます。**

(1) **移換時の本人年齢**

平成 23 年 5 月末日における当該者の年齢を月単位まで求めます。

$$\begin{array}{r} \text{平成 23 年 5 月} \\ - \text{昭和 56 年 8 月} \\ \hline \text{29 歳 9 月} \end{array}$$

( ) 1 日生まれについては +1 ヶ月になります。

(2) **通算企業年金現価率 (2) (連合会規約別表第 3) より現価率を計算**

支給開始年齢 65 歳、中脱時算定日が平成 17 年 10 月 1 日以降

29 歳・・・7.6205      30 歳・・・7.7927

$$7.6205 + ( 7.7927 - 7.6205 ) \times 9 / 12 = 7.7497$$

(小数点以下第 5 位四捨五入)

(3) **通算企業年金額に (2) で求めた通算企業年金現価率を乗じる**

(通算企業年金額 × 通算企業年金現価率)

$$50,762 \text{ 円} \times 7.7497 = 393,391 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満 } 1 \text{ 円切上げ)} \quad \dots$$

(4) **事務費から返還事務費基準額を控除**

(事務費 - 返還事務費基準額)

$$15,305 \text{ 円} - 3,800 \text{ 円} = 11,505 \text{ 円} \quad \dots$$

(5)      +      = **通算企業年金に係る積立金等**

$$393,391 \text{ 円} + 11,505 \text{ 円} = \underline{404,896 \text{ 円}}$$

・ **全体の積立金等**

・ で求めた基本年金全体の年金給付等積立金と      ・ で求めた通算企業年金の積立金等を合算

$$\boxed{529,138 \text{ 円}} + \underline{404,896 \text{ 円}} = \underline{934,034 \text{ 円}}$$

## 7. 権利義務等の承継等の通知

### (1) 本人への通知

基金は、連合会から権利義務を承継したとき、または積立金等の移換を受け、老齢年金給付等の支給を行うこととなったときは、その旨を中途脱退者等に通知する必要があります。(規則第72条の4の6)

### (2) 通知内容

通知では、以下の内容を本人へ連絡することとなっています。

#### 権利義務の承継時

- ・老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継日
- ・老齢年金給付額および支給開始の年月または年齢

#### 積立金等の移換時

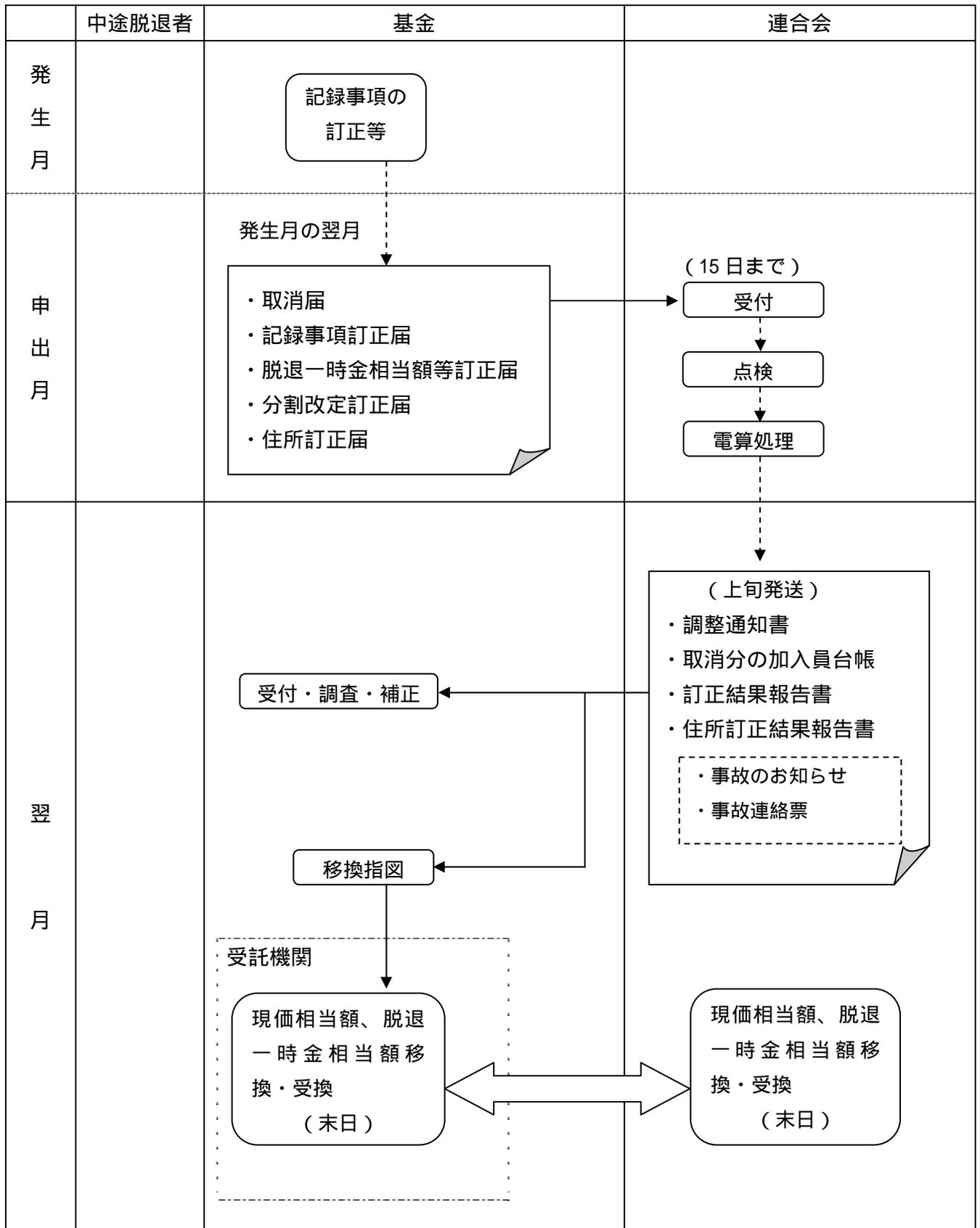
- ・積立金等の移換日およびその額
- ・老齢年金給付額の算定基礎期間に算入される期間

# 訂正および取消事務

## この章の概要

訂正の手続き  
取消しの手続き  
各届出の処理結果報告等  
現価相当額の計算等

事務の流れ・取消/訂正（基金 連合会）



# 訂正および取消事務

## 1. 訂正事務

連合会に移転申出した中途脱退者の基本項目・資格記録・脱退一時金相当額・対象者情報等の訂正を行う場合、以下のうち、該当する訂正届を使用します。訂正届の提出は訂正すべき事由の発生した都度行います。

- ・基本項目・資格記録等の訂正 ... 記録事項訂正届（様式第6号）
- ・脱退一時金相当額・算定基礎期間の訂正 ... 脱退一時金相当額等訂正届（様式第6号の2）
- ・分割対象者に係る対象者情報の訂正 ... 分割改定訂正届（様式第6号の3）
- ・住所のみの訂正 ... 住所訂正届（様式第6号の4）

### (1) 記録事項訂正届

記録事項訂正届で行う訂正事項

- ・基本項目（加入員番号・基礎年金番号・氏名（カナ、漢字）・性別・生年月日）
- ・住所（住所のみ訂正する場合は「住所訂正届」で届出）
- ・資格記録（追加・削除も含む）
- ・基本年金額
- ・**船**・**共**等、代行型基金における選択一時金の有無
- ・養育特例配慮措置該当の有無

記録事項訂正届の記入要領

ア. 基本項目等の記入について

（ア）「訂正前」欄（太枠内の ）は必ずすべて記入します。

基本的には移転申出した際の基本項目を記入しますが、連合会で管理する中脱者記録の基本項目が申出当時から変更になっている場合もあります。その場合は変更後の事項を記入します。（連合会で行った訂正処理の結果は「訂正結果報告書」で毎月お知らせしています。）

（イ）「移転申出年月」欄には当該中途脱退者を移転申出した年月を記入します。

複数回移転申出している場合は原則直近の申出年月とします。

ポータビリティ制度施行後、連合会からの移換を受けない基金は移転申出ごとに資格記録が管理されています。資格記録の追加・訂正・削除および基本年金額訂正を行う場合、該当の資格記録が申出された年月を記入してください。

（ウ）「訂正後」欄には訂正の必要な箇所のみを記入します。ただし、氏名訂正については漢字・カナはセットで入力管理しますので、漢字のみの訂正であってもカナは必ず記入します。

#### イ．資格記録欄の記入について

資格記録を変更する場合は、変更内容に合わせて、「追加 11・訂正 12・削除 13」のうち該当する番号を で囲み、その内容を該当する欄に記入します。

なお、一つの資格記録のうち訂正箇所がいずれか一つの項目であったとしても、該当する記録の「年月日・種別・異動原因・標準報酬月額（標準賞与額）・報酬標準給与月額（賞与標準給与額）」のすべてを記入します。

変更箇所のみ記入ですと、事故として返戻する場合があります。

資格喪失においては年月日・種別・異動原因のみを記入します。 標準報酬月額（標準賞与額）・報酬標準給与月額（賞与標準給与額）の記入は不要です。

#### ウ．訂正後基本年金額欄の記入について

平成 17 年 3 月以降に加入員台帳に基本年金額を記入して移転申出した者、または過去に訂正届により訂正後基本年金額の届出を行った者（どちらも、連合会で基本年金額を計算していない者）について、以下の事項を訂正する場合には、「訂正後基本年金額」欄も併せて記入が必要となります。

- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 資格記録の追加・訂正・削除

**結果として基本年金額が変更とならない場合でも必ず基本年金額を記入してください。**

基本年金額を連合会にて計算している者<sup>1</sup>（基本年金額の経過措置対象<sup>2</sup>含む）について記録が訂正された場合は、連合会で訂正後の基本年金額の計算を行うため、「訂正後基本年金額」欄への記入の必要はありません。

なお、「訂正後基本年金額」欄に記入がある場合には、その金額で従来の基本年金額を訂正します。（例えば、連合会にて支給開始年齢の引上げに伴い増額改定を行っている中途脱退者であっても基本年金額が訂正されてしまいますので、十分にご注意ください。）

- 1 平成 17 年 2 月以前に移転申出（3 月以前に交付）された中途脱退者（その後基金から資格記録等の訂正の際に基本年金額を訂正した場合を除く）
- 2 平成 17 年 4 月 1 日以降に給付設計に関する規約変更を行っていない基金より、17 年 3 月以降 19 年 2 月までに基本年金額を記入せずに移転申出された中途脱退者

#### エ．件数欄の記入について

「件数」欄には、中途脱退者 1 人を 1 件とした件数を記入します。訂正項目が複数の場合であっても同様です。

#### One Point

再加入者交付請求・取消・自基金分の移転移換が行われた後に、その者の基本項目について変更があった場合、その都度「記録事項訂正届」で訂正を行っておくことにより、再度中途脱退者として移転申出する際の項目不一致の事故を防ぐことができます（資格記録の訂正を行うことはできません）。

(様式) 記録事項訂正届

様式第6号										中途脱退者記録事項訂正届									
基金番号		加入員番号		基礎年金番号		氏名(カナ)		氏名(漢字)		性別		生年月日		移転申出年月					
訂正前										男 01	明大昭平	1	3						
										女 02	明大昭平	5	7						
訂正後										男 01	明大昭平	1	3						
										女 02	明大昭平	5	7						
訂正後住所		〒																	
資格記録の追加・訂正・削除										資格記録の追加・訂正・削除									
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共) 該当者	一時金有 無	養育特例 該当有 無				
	訂正12						訂正12						22 (船) 該当者						
	削除13						削除13						23 (船)(共) 非該当者						
訂正後													21 (共) 該当者	有 1	有 1				
													22 (船) 該当者	無 2	無				
													23 (船)(共) 非該当者						
資格記録の追加・訂正・削除										資格記録の追加・訂正・削除									
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	太神の中は変更の有無にかかわらず、 すべて記入してください。						
	訂正12						訂正12												
	削除13						削除13												
訂正後																			
資格記録の追加・訂正・削除										資格記録の追加・訂正・削除									
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)							
	訂正12						訂正12												
	削除13						削除13												
訂正後																			
平成 年 月 日										厚生年金基金									
企業年金連合会理事長 殿										理事長 印									

(記入例)

基本項目の訂正(加入員番号に対する訂正)

加入員番号		基礎年金番号		氏名(カナ)		氏名(漢字)		性別		生年月日		移転申出年月	
訂正前								男 01	明大昭平	1	3		
								女 02	明大昭平	5	7	X	X
訂正後								男 01	明大昭平	1	3		
								女 02	明大昭平	5	7		
訂正後住所		〒											

基本項目のうち加入員番号を訂正する場合は、「訂正前」の欄に対象者の基本項目をすべて記入し、「訂正後」の欄に訂正したい項目(加入員番号)を記入します。

基本項目および住所の訂正(基礎年金番号および住所に対する訂正)

加入員番号		基礎年金番号		氏名(カナ)		氏名(漢字)		性別		生年月日		移転申出年月	
訂正前								男 01	明大昭平	1	3		
								女 02	明大昭平	5	7	X	X
訂正後								男 01	明大昭平	1	3		
								女 02	明大昭平	5	7		
訂正後住所		〒 105-0011 港区芝公園 2 - 4 - 1											

基礎年金番号と併せて住所を訂正する場合は、「訂正前」の欄に対象者の基本項目をすべて記入し、「訂正後」の欄に訂正したい項目(基礎年金番号)および訂正後住所欄に訂正後の住所を記入します。



## 資格記録の追加

		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月							
訂正前		XXXXXX	XXXXXXXXXXXX	キキン タロウ		男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7 X X X X X X	2 2 0 4							
訂正後						男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	訂正後基本年金額 178,000							
訂正後住所		〒													
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	一時全有無	養育特別該当有無
	訂正12						訂正12						22 (船)該当者		
	訂正後	削除13	18 08 01	5	S	0100	0100	削除13						21 (共)該当者	有 1

資格記録の追加を行う場合は、「追加11」を ○ で囲み、追加したい資格記録を「訂正後」欄に記入します。基金計算による基本年金額で管理されている者の場合は、「訂正後基本年金額」欄も記入します。

## 資格記録の訂正

		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月							
訂正前		XXXXXX	XXXXXXXXXXXX	キキン タロウ		男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7 X X X X X X	2 2 0 3							
訂正後						男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	訂正後基本年金額 34,000							
訂正後住所		〒													
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	一時全有無	養育特別該当有無
	訂正12						訂正12						22 (船)該当者		
	訂正後	削除13	18 04 01	5	1	0160	0160	削除13						21 (共)該当者	有 1

資格記録の訂正を行う場合は、「訂正12」を ○ で囲み、訂正したい資格記録を「訂正前」欄に、正しい資格記録を「訂正後」欄にそれぞれ記入します。訂正となる部分だけでなく、該当する記録事項すべてを記入します。基金計算による基本年金額で管理されている者の場合は、「訂正後基本年金額」欄も記入します。

## 資格記録の削除

		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月							
訂正前		XXXXXX	XXXXXXXXXXXX	レンゴウ ハナコ		男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7 X X X X X X	2 1 1 2							
訂正後						男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	訂正後基本年金額 45,000							
訂正後住所		〒													
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	一時全有無	養育特別該当有無
	訂正12						訂正12						22 (船)該当者		
	訂正後	削除13	18 09 01	6	3	0180	0180	削除13						21 (共)該当者	有 1

資格記録の削除を行う場合は、「削除13」を ○ で囲み、削除したい資格記録を「訂正前」欄に記入します。基金計算による基本年金額で管理されている者の場合は、「訂正後基本年金額」欄も記入します。

同一人に対する資格記録の補正が複数ある場合

(1枚目)

		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月							
訂正前		X X X X X X	X X X X X X X X X X	レンゴウ ハナコ		男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	X X X X X X 2 2 0 1							
訂正後						男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	訂正後基本年金額 125,000							
訂正後住所		〒													
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	一時金有無	養育特例該当有無
訂正前	訂正12						訂正12						22 (船)該当者	有 1	有 1
訂正後	削除13	19 07 15	6	S	0010	0010	削除13	20 08 01	6	3	0220	0220	23 (船)(共)非該当者	無 2	無
訂正後	削除13	20 12 15	6	S	0020	0020	削除13	21 07 01	6	3	0260	0260	21 (共)該当者	有 1	有 1

(2枚目)

		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月							
訂正前		X X X X X X	X X X X X X X X X X	レンゴウ ハナコ		男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	X X X X X X 2 1 1 0							
訂正後						男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	訂正後基本年金額 118,000							
訂正後住所		〒													
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	一時金有無	養育特例該当有無
訂正前	訂正12	21 09 01	6	3	0260	0260	訂正12						22 (船)該当者	有 1	有 1
訂正後	削除13						削除13						23 (船)(共)非該当者	無 2	無

資格記録の補正が複数欄、または複数枚にわたる場合、基本項目は最初の「訂正前」欄のみ記入します。同じ者の基本項目を何度も記入いただく必要はありません。資格記録の訂正を続けて記入します。(複数枚にわたる場合は、綴り順どおりに収録しますので、綴り順にご注意ください。)

基金計算による基本年金額で管理されている者の場合は、「訂正後基本年金額」欄も記入します。

養育特例配慮措置の訂正と資格記録訂正

		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月							
訂正前		X X X X X X	X X X X X X X X X X	レンゴウ ハナコ		男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	X X X X X X 2 1 1 0							
訂正後						男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7	訂正後基本年金額 118,000							
訂正後住所		〒													
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	一時金有無	養育特例該当有無
訂正前	訂正12	20 09 01	6	3	0240	0240	訂正12						22 (船)該当者	有 1	有 1
訂正後	削除13	20 09 01	6	3	0300	0300	削除13						23 (船)(共)非該当者	無 2	無

養育特例配慮措置の該当者であることが判明し、以前申出していた資格記録に対して訂正を行う場合は、「養育特例該当有無」欄の訂正前の「無」と訂正後の「有1」を○で囲み、さらに資格記録の「訂正12」を○で囲み、訂正前後の資格記録をそれぞれ記入します。最後に、「訂正後基本年金額」欄には養育特例配慮措置後の基本年金額を記入します。

**基金計算による基本年金額で管理されている者の訂正（生年月日訂正）**

加入員番号		基礎年金番号		氏名（カナ）		氏名（漢字）		性別		生年月日			移転申出年月							
訂正前	00000XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	キキン	タロウ			男 01	明大昭平	1	3	5	1	0	9	2	2	0	9	
訂正後								男 01	明大昭平	1	3	5	3	0	9	2	1	訂正後基本年金額 126,000 円		
訂正後住所	〒																			
資格記録の追加・訂正・削除										(船)共該当者に係る訂正			一時金有無	養育特例該当有無						
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	有 1	有 1					
訂正後	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	22 (船)該当者 23 (船)共 非該当者	無 2	無					
訂正後	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	有 1	有 1					
訂正後	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	22 (船)該当者 23 (船)共 非該当者	無 2	無					

基金計算による基本年金額で管理されている者について、基本年金額や現価相当額が変更となるような項目（生年月日、性別、資格記録）の訂正を行う場合、「訂正後基本年金額」欄に訂正後の基本年金額を記入します。（結果として基本年金額が変更とならない場合でも記入します。）

**連合会計算による基本年金額で管理されている者の訂正（生年月日訂正）**

加入員番号		基礎年金番号		氏名（カナ）		氏名（漢字）		性別		生年月日			移転申出年月						
訂正前	00000XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	レンゴウ	ハナコ			男 01	明大昭平	1	3	5	3	0	7	1	2	0	4
訂正後								男 01	明大昭平	1	3	5	2	0	7	1	訂正後基本年金額		
訂正後住所	〒																		
資格記録の追加・訂正・削除										(船)共該当者に係る訂正			一時金有無	養育特例該当有無					
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	有 1	有 1				
訂正後	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	22 (船)該当者 23 (船)共 非該当者	無 2	無				
訂正後	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	有 1	有 1				
訂正後	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	22 (船)該当者 23 (船)共 非該当者	無 2	無				

連合会計算による基本年金額で管理されている者について、基本年金額や現価相当額が変更となるような項目（生年月日、性別、資格記録）の訂正を行う場合は、「訂正後基本年金額」欄は未記入で提出してください。（対象者によっては連合会で支給開始年齢の引上げにより増額改定を行っているような場合がありますので、十分ご注意ください。）

**基金計算による基本年金額で管理されている者の基本年金額のみの訂正**

加入員番号		基礎年金番号		氏名（カナ）		氏名（漢字）		性別		生年月日			移転申出年月						
訂正前	00000XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	キキン	タロウ			男 01	明大昭平	1	3	5	X	X	X	2	1	0	3
訂正後								男 01	明大昭平	1	3	5				訂正後基本年金額 204,000 円			
訂正後住所	〒																		
資格記録の追加・訂正・削除										(船)共該当者に係る訂正			一時金有無	養育特例該当有無					
訂正前	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	追加11	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	有 1	有 1				
訂正後	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	22 (船)該当者 23 (船)共 非該当者	無 2	無				
訂正後	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	21 (共)該当者	有 1	有 1				
訂正後	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	訂正12 削除13	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)(標準賞与額)	(報酬標準給与月額)(賞与標準給与額)	22 (船)該当者 23 (船)共 非該当者	無 2	無				

基金計算による基本年金額で管理されている者の基本年金額の訂正を行う場合は、「訂正後基本年金額」欄のみの記入となります。

## (2) 脱退一時金相当額等訂正届

脱退一時金相当額等訂正届で行う訂正内容

- ・脱退一時金相当額の追加・訂正・取消
- ・算定基礎期間の追加・訂正

脱退一時金相当額等訂正届の記入要領

ア．基本項目（加入員番号・基礎年金番号・氏名・性別・生年月日）をすべて記入します。

イ．訂正内容に合わせて、追加（31）・訂正（32）・取消（33）のいずれか該当する項目を必ず○で囲みます。

ウ．「脱退一時金の申出年月」欄内の年月について

- ・「追加申出年月」（脱退一時金相当額追加のとき）

今回脱退一時金相当額を追加申出する年月を記入します。

- ・「申出年月」（脱退一時金相当額訂正・取消のとき）

脱退一時金相当額を以前に申出した時の年月を記入します。

基本年金の移転申出の後に追加で脱退一時金相当額を申出していた場合はその年月を記入します。

エ．「支給義務の申出年月」欄内の年月について

今回の追加・訂正・取消の処理をする脱退一時金相当額に係る基本年金（支給義務）の移転申出年月を記入します。

連合会では加算部分の記録を基本部分に付随させる形で管理していますので、必ず記入してください。

オ．「件数」欄には、中途脱退者 1人 を 1件 とした件数を記入します。訂正届が複数枚にわたった場合は、左上をホッチキスで留めたうえで、1枚目の「件数」欄に総件数を記入します。

カ。「算定基礎期間」欄については、月単位で数字を記入します。また、それぞれの訂正内容に対応した記入については、以下のとおりです。

・脱退一時金相当額追加（31）の場合

「訂正前」：0 ヶ月

「訂正後」：今回申出する脱退一時金相当額の算定基礎期間

・脱退一時金相当額および算定基礎期間の訂正（32）の場合

「訂正前」：以前申出した際の脱退一時金相当額の算定基礎期間

平成 17 年 10 月前に、既に連合会に脱退一時金相当額の交付が完了している者についての「算定基礎期間」は、当該基金における「加入員期間」を「算定基礎期間」として読み替えています。（平成 17 年改正省令（平成 17 年 5 月 19 日）附則第 2 条第 2 項）

「訂正後」：正しい脱退一時金相当額の算定基礎期間

・脱退一時金相当額取消（33）の場合

「訂正前」・「訂正後」：ともに記入欄なし

**One Point** 脱退一時金相当額の追加・訂正・削除と承継通知書

「脱退一時金相当額等訂正届」により脱退一時金相当額が【追加】された場合には本人へ承継通知書が発行されますが、【訂正】もしくは【削除】の処理後には承継通知書は再発行されません。処理後の承継通知書の発行が必要な場合は、その旨ご連絡ください。

(様式) 脱退一時金相当額等訂正届

様式第6号の2

中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届

基金番号		件数	
加入員番号		基礎年金番号	氏名
			性別
			生年月日
			男 01
			女 02
			明 1 大 3 昭 5 平 7

脱退一時金相当額の追加・訂正・取消 及び 算定基礎期間の追加・訂正													
(該当する項目を で囲み、金額・月数を記入)													
訂正前	追加(31)			期間 (月数)	訂正(32)			期間 (月数)	取消(33)				
	無	0 円			0ヶ月	有	円			ヶ月	有	円	
↓ 有	円			ヶ月	↓ 有	円			ヶ月	↓ 無	0 円		
申出 脱退一時金 相当額の 年月	追加 申出 年月				申出 年月					申出 年月			
申出 支給義務の 年月	申出 年月				申出 年月					申出 年月			

平成 年 月 日

企業年金連合会理事長 殿

厚生年金基金

理事長

印

(記入例)

脱退一時金相当額を基本部分より遅れて申出する場合

脱退一時金相当額の追加・訂正・取消 及び 算定基礎期間の追加・訂正													
(該当する項目を で囲み、金額・月数を記入)													
訂正前	追加(31)			期間 (月数)	訂正(32)			期間 (月数)	取消(33)				
	無	0 円			0ヶ月	有	円			ヶ月	有	円	
↓ 有	500,000 円			60 ヶ月	↓ 有	円			ヶ月	↓ 無	0 円		
申出 脱退一時金 相当額の 年月	追加 申出 年月	2	2	0	9	申出 年月				申出 年月			
申出 支給義務の 年月	申出 年月	2	2	0	8	申出 年月				申出 年月			

平成 22 年 8 月に基本部分を移転申出し、その後やむを得ない事由により、脱退一時金相当額を平成 22 年 9 月に遅れて申出しようとする場合は、「追加(31)」を で囲み、「訂正後」欄に金額を記入します。「脱退一時金相当額の申出年月(追加申出年月)」欄に記入する年月は 22.09 となり、「支給義務の申出年月(申出年月)」欄に記入する年月は 22.08 となります。

脱退一時金相当額および算定基礎期間を訂正する場合

脱退一時金相当額の追加・訂正・取消 及び 算定基礎期間の追加・訂正 (該当する項目を で囲み、金額・月数を記入)																	
		追加(31)				期間 (月数)	訂正(32)				期間 (月数)	取消(33)					
訂正前	無 ↓	0 円				0ヶ月	有 ↓	1,000,000 円				60 ヶ月	有 ↓	円			
訂正後	有	円				ヶ月	有	1,200,000 円				100 ヶ月	無	0 円			
申出 脱退一時金の 申出年月の 時金	追加 申出年月					/	申出 年月	2	2	1	0	/	申出 年月				
申出 支給義務の 申出年月	申出 年月					/	申出 年月	2	2	1	0	/	申出 年月				

平成 22 年 10 月に基本部分に併せて脱退一時金相当額を申出し、その後脱退一時金相当額および算定基礎期間を訂正しようとする場合は、「訂正(32)」を で囲み、「訂正前」と「訂正後」の脱退一時金相当額および算定基礎期間を記入します。「脱退一時金の申出年月」欄および「支給義務の申出年月」欄に記入する年月は、どちらも 22.10 となります。

脱退一時金相当額のみを訂正する場合

脱退一時金相当額の追加・訂正・取消 及び 算定基礎期間の追加・訂正 (該当する項目を で囲み、金額・月数を記入)																	
		追加(31)				期間 (月数)	訂正(32)				期間 (月数)	取消(33)					
訂正前	無 ↓	0 円				0ヶ月	有 ↓	700,000 円				70 ヶ月	有 ↓	円			
訂正後	有	円				ヶ月	有	800,000 円				70 ヶ月	無	0 円			
申出 脱退一時金の 申出年月の 時金	追加 申出年月					/	申出 年月	2	2	1	0	/	申出 年月				
申出 支給義務の 申出年月	申出 年月					/	申出 年月	2	2	1	0	/	申出 年月				

脱退一時金相当額のみを訂正する場合であっても、「訂正前」「訂正後」とともに算定基礎期間(同じ月数)を記入してください。

算定基礎期間のみを訂正する場合

脱退一時金相当額の追加・訂正・取消 及び 算定基礎期間の追加・訂正 (該当する項目を で囲み、金額・月数を記入)																			
		追加 (31)				期間 (月数)		訂正 (32)				期間 (月数)		取消 (33)					
訂正前	無	0 円				0ヶ月		有	700,000 円				60ヶ月		有	円			
訂正後	有	円				ヶ月		有	700,000 円				50ヶ月		無	0 円			
申出脱退一時金の 申出年月	追加 申出年月					/		申出年月	2	2	1	0	/		申出年月				
申出脱退一時金の 支給義務の 申出年月	申出年月							申出年月	2	2	1	0			申出年月				

算定基礎期間のみを訂正する場合であっても、「訂正前」「訂正後」ともに脱退一時金相当額（同じ金額）を記入してください。

脱退一時金相当額の交付の申出を取消する場合

脱退一時金相当額の追加・訂正・取消 及び 算定基礎期間の追加・訂正 (該当する項目を で囲み、金額・月数を記入)																			
		追加 (31)				期間 (月数)		訂正 (32)				期間 (月数)		取消 (33)					
訂正前	無	0 円				0ヶ月		有	円				ヶ月		有	1,100,000 円			
訂正後	有	円				ヶ月		有	円				ヶ月		無	0 円			
申出脱退一時金の 申出年月	追加 申出年月					/		申出年月					/		申出年月	2	2	1	0
申出脱退一時金の 支給義務の 申出年月	申出年月							申出年月							申出年月	2	2	1	0

平成 22 年 10 月に基本部分に併せて脱退一時金相当額を申出し、その後脱退一時金相当額を取消しようとする場合は、「取消(33)」を で囲み、「訂正前」の欄に取消する脱退一時金相当額を記入します。「脱退一時金相当額の申出年月」欄および「支給義務の申出年月」欄に記入する年月は 22.10 となります。

### (3) 分割改定訂正届

分割改定訂正届で行う訂正内容

- ・分割対象者に係る対象者情報の（新規）追加・取消
- ・分割対象者に係る対象者情報の（新規）追加・取消と同時に行う基本項目、資格記録等の訂正

#### One Point

分割対象者について対象者情報の新規追加・追加・取消を行う際、基本項目の訂正または資格記録の追加・訂正・削除も行う必要がある場合は、「分割改定訂正届」で併せて行うことができます。

分割改定訂正届の記入要領

- ・上段の基本項目「訂正前」欄（太枠内）はすべて記入します。
- ・「移転申出年月」欄には当該分割対象者を中途脱退者として移転申出した年月を記入します。
- ・「訂正後基本年金額」欄には結果として年金額が変更とならない場合でも記入します。
- ・基本項目の訂正や資格記録の追加等については、従来の様式（記録事項訂正届）の記入要領と同様です。

#### ア．対象者情報を新たに追加する場合

訂正届の「分割区分（離婚分割、3号分割）」に応じて、該当する分割区分の「新規A1」を で囲み、新たに追加する対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合）を記入します。

離婚分割の場合、対象者情報に改定対象期間がある場合には、上記項目に併せて「改定対象期間又は特定期間」欄に記入します。

3号分割の場合、特定期間を「改定対象期間又は特定期間」欄に記入します。

#### イ．改定対象期間又は特定期間のみを追加する場合

訂正届の「分割区分（離婚分割、3号分割）」に応じて、該当する分割区分の「追加A2」を で囲み、該当の対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合）を記入したうえで、新たに追加する改定対象期間または特定期間を「改定対象期間又は特定期間」欄に記入します。

#### ウ．対象者情報を取消する場合

訂正届下段の「分割区分（離婚・3号）」のいずれかまたは全体および「取消A3」を で囲み、取消しを行う対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合）を記入します。

エ．対象者情報の一部を訂正する場合

訂正届下段の「分割区分（離婚・3号）」のいずれかまたは全体および「取消A3」を で囲み、誤った情報を含む対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合）を取り消すと同時に、該当する「分割区分（離婚分割、3号分割）」の「新規A1」を で囲み、正しい対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合・改定対象期間または特定期間）を記入します。

この場合、必ず同じ届出書の「取消A3」欄と「新規A1」欄に必要な対象者情報を記入します。

One Point

対象者情報が誤っていた場合、一度誤りのある対象者情報を取り消して、再度正しい対象者情報を新たに追加するという同月での処理になりますのでご注意ください。なお、申出された分割対象者の記録が、既に連合会から他の基金へ権利義務の移転・移換がなされていた場合、提出された訂正届は事故となりますのでご注意ください。

（様式）分割改定対象者訂正届

様式第6号の3

### 標準報酬額分割改定対象者訂正届

上段の基本項目の太線の中は変更の有無にかかわらず記入してください。

基金番号		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日		移転申出年月
訂正前						男 01	明 1 大 3 昭 5 平 7		
訂正後						男 01 女 02	明 1 大 3 昭 5 平 7		訂正後基本金額 円

訂正前	資格記録の追加・訂正・削除				追加11	資格記録の追加・訂正・削除				21 (共)該当者 22 (船)該当者 23 (船)共 並基並集	一時金 有 無	障害特別配 置該当 有 無
	(年月日)	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額) (標準賞与額)		(標準報酬月額) (標準賞与額)	(年月日)	(種別)	(異動原因)			
追加11					追加11						有 1	有 1
訂正12					訂正12						無 2	無
訂正後 削除13					削除13						有 1	有 1
											無 2	無

分割区分	(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)
離婚分割	新規A1			
	追加A2	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間
3号分割	新規A1			
	追加A2	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間
離婚・3号	取消A3			

平成 年 月 日

企業年金連合会理事長 殿

厚生年金基金 理事長 印

(記入例)

対象者情報を新たに追加する場合 (例：離婚分割および3号分割)

		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月
訂正前		000000XXXXXX	XXXXXXXXXXXX	キキン タロウ		男 01 女 02	明大昭平 137XXXXXX	2207
訂正後						男 01 女 02	明大昭平 1357	訂正後基本年金額 200,000 円
分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)			
離婚分割	新規A1	10.01.01	22.04.04	22.06.20	03683555			
	追加A2	改定対象期間又は特定期間 ~	改定対象期間又は特定期間 ~	改定対象期間又は特定期間 ~	改定対象期間又は特定期間 ~			
分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)			
3号分割	新規A1	10.01.01	22.04.04	22.06.20	00000000			
	追加A2	改定対象期間又は特定期間 20.04.01 ~ 22.04.04	改定対象期間又は特定期間 ~	改定対象期間又は特定期間 ~	改定対象期間又は特定期間 ~			
分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)			
離婚・3号	取消A3							

対象者情報を新たに追加する場合、基本項目「訂正前」欄(太枠内)に必要な事項を記入し、該当する分割区分(「離婚分割」または「3号分割」)欄の「新規A1」を で囲み、新たに追加する対象者情報(婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合<sup>1</sup>・改定対象期間又は特定期間<sup>2</sup>)を記入します。さらに、対象者情報を追加した後の年金額を「訂正後基本年金額」欄に記入します。

- 1 3号分割の場合、すべて0(00000000と記入)または空欄
- 2 離婚分割の場合、改定対象期間がある場合のみ。3号分割の場合、特定期間は必須

改定対象期間・特定期間のみを新たに追加する場合 (例：3号分割)

		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月
訂正前		000000XXXXXX	XXXXXXXXXXXX	キキン タロウ		男 01 女 02	明大昭平 137XXXXXX	2203
訂正後						男 01 女 02	明大昭平 1357	訂正後基本年金額 180,000 円
分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)			
離婚分割	新規A1							
	追加A2	改定対象期間又は特定期間 ~	改定対象期間又は特定期間 ~	改定対象期間又は特定期間 ~	改定対象期間又は特定期間 ~			
分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)			
3号分割	新規A1	10.04.01	22.05.01	22.07.20	00000000			
	追加A2	改定対象期間又は特定期間 21.04.01 ~ 21.09.01	改定対象期間又は特定期間 ~	改定対象期間又は特定期間 ~	改定対象期間又は特定期間 ~			
分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)			
離婚・3号	取消A3							

離婚分割に改定対象期間のみを3号分割に特定期間のみを新たに追加する場合、基本項目「訂正前」欄(太枠内)に必要な事項を記入し、該当する分割区分(「離婚分割」または「3号分割」)欄の「追加A2」を で囲み、追加する対象者情報(婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合)を記入します。次に、「改定対象期間又は特定期間」欄に新たに追加する改定対象期間または特定期間を記入します。さらに、改定対象期間または特定期間を追加した後の年金額を「訂正後基本年金額」欄に記入します。

3号分割の場合、すべて0(00000000と記入)または空欄

対象者情報を取消する場合（例：離婚分割および3号分割）

		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月
訂正前		00000XXXXXX	XXXXXXXXXXXX	キキン タロウ		男 01 女 02	明大昭平 13 7	2 2 0 7
訂正後						男 01 女 02	明大昭平 13 57	訂正後基本年金額 200,000 円
分割区分		(婚姻年月日)		(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)		
離婚分割	新規A1							
	追加A2	改定対象期間又は特定期間		改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間		
		~		~	~	~		
分割区分		(婚姻年月日)		(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)		
3号分割	新規A1							
	追加A2	改定対象期間又は特定期間		改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間		
		~		~	~	~		
分割区分	離婚・3号	(婚姻年月日)		(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)		
	取消A3	10.01.01		22.04.04	22.06.20	03683555		

対象者情報を取消する場合、基本項目「訂正前」欄（太枠内）に必要な事項を記入し、該当する分割区分「離婚・3号」のいずれかまたは全体<sup>1</sup>および「取消A3」を で囲み、取消を行う対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合<sup>2</sup>）をすべて記入します。さらに、対象者情報を取消した後の年金額を「訂正後基本年金額」欄に記入します。

- 1 離婚分割、3号分割共に取消する場合は、例のように分割区分および「取消A3」を で囲み、改定割合には離婚分割の改定割合を記入します。
- 2 3号分割の場合、すべて0（00000000と記入）または空欄

改定対象期間・特定期間の一部を訂正する場合（例：3号分割）

		加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月
訂正前		00000XXXXXX	XXXXXXXXXXXX	キキン タロウ		男 01 女 02	明大昭平 13 7	2 2 0 3
訂正後						男 01 女 02	明大昭平 13 57	訂正後基本年金額 230,000 円
分割区分		(婚姻年月日)		(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)		
離婚分割	新規A1							
	追加A2	改定対象期間又は特定期間		改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間		
		~		~	~	~		
分割区分		(婚姻年月日)		(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)		
3号分割	新規A1	10.04.01		22.05.01	22.07.20	00000000		
	追加A2	改定対象期間又は特定期間		改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間		
		20.04.01 ~ 22.03.01		~	~	~		
分割区分	離婚・3号	(婚姻年月日)		(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)		
	取消A3	10.04.01		22.05.01	22.07.20	00000000		

離婚分割の改定対象期間または3号分割の特定期間が誤っていた場合、「取消A3」と「新規A1」の2つを記入します。基本項目「訂正前」欄（太枠内）に必要な事項を記入し、訂正する分割区分「離婚・3号」のいずれかまたは全体および「取消A3」を で囲み、誤った期間を含む対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合<sup>1</sup>）を記入するとともに、訂正する分割区分欄の「新規A1」を で囲み、正しい対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合<sup>1</sup>・改定対象期間又は特定期間<sup>2</sup>）を記入します。さらに、訂正後の年金額を「訂正後基本年金額」欄に記入します（結果として基本年金額が変更とならない場合でも必ず記入します）。

- 1 3号分割の場合、すべて0（00000000と記入）または空欄
- 2 離婚分割の場合、改定対象期間がある場合のみ。3号分割の場合、特定期間は必須

婚姻年月日等を訂正する場合（例：離婚分割）

	加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月
訂正前	00000XXXXXX	XXXXXXXXXXXX	キキン タロウ		男 01 女 02	明大昭平 1357 X X X X X X X X	2 2 0 8
訂正後					男 01 女 02	明大昭平 1357	訂正後基本年金額 160,000 円
分割区分	(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)			
離婚分割	新規A1 11.01.01	22.04.01	22.06.20	05000000			
追加A2	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間			
3号分割	新規A1						
追加A2	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間			
分割区分	(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)			
取消3号	10.01.01	22.04.01	22.06.20	05000000			

婚姻年月日等が誤っていた場合、「取消A3」と「新規A1」の2つを記入します。基本項目「訂正前」欄（太枠内）に必要事項を記入し、訂正する分割区分「離婚・3号」のいずれかまたは全体および「取消A3」を で囲み、誤った婚姻年月日を含む対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合<sup>1</sup>）を記入するとともに、訂正する分割区分欄の「新規A1」を で囲み、正しい対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合<sup>1</sup>・改定対象期間又は特定期間<sup>2</sup>）を記入します。さらに、訂正後の年金額を「訂正後基本年金額」欄に記入します（結果として基本年金額が変更とならない場合でも必ず記入します）。

- 1 3号分割の場合、すべて0（00000000と記入）または空欄
- 2 離婚分割の場合、改定対象期間がある場合のみ。3号分割の場合、特定期間は必須

改定割合を訂正する場合

	加入員番号	基礎年金番号	氏名(カナ)	氏名(漢字)	性別	生年月日	移転申出年月
訂正前	00000XXXXXX	XXXXXXXXXXXX	キキン タロウ		男 01 女 02	明大昭平 1357 X X X X X X X X	2 2 0 9
訂正後					男 01 女 02	明大昭平 1357	訂正後基本年金額 190,000 円
分割区分	(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)			
離婚分割	新規A1 10.01.01	22.04.01	22.06.20	04183555			
追加A2	(改定対象期間(自)) (改定対象期間(至))	(改定対象期間(自)) (改定対象期間(至))	(改定対象期間(自)) (改定対象期間(至))	(改定対象期間(自)) (改定対象期間(至))			
	10.01.01 ~ 12.04.01	16.01.01 ~ 22.04.01	~	~			
3号分割	新規A1						
追加A2	改定対象期間(自) 改定対象期間(至)	改定対象期間(自) 改定対象期間(至)	改定対象期間(自) 改定対象期間(至)	改定対象期間(自) 改定対象期間(至)			
	~	~	~	~			
分割区分	(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)			
取消3号	10.01.01	22.04.01	22.06.20	05000000			

離婚分割の改定割合が誤っていた場合、「取消A3」と「新規A1」の2つを記入します。基本項目「訂正前」欄（太枠内）に必要事項を記入し、分割区分「離婚・3号」の「離婚」および「取消A3」を で囲み、誤った改定割合を含む対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合）を記入するとともに、分割区分「離婚分割」の「新規A1」を で囲み、正しい対象者情報（婚姻年月日・離婚年月日・改定請求年月日・改定割合）を記入します。さらに、訂正後の年金額を「訂正後基本年金額」欄に記入します。

改定対象期間がある場合には、それも含む

#### (4) 住所訂正届

住所訂正届で行う訂正事項

- ・中途脱退者の住所

住所の訂正と同時に基本項目（氏名等）を訂正する場合は、「記録事項訂正届」により行います。

住所訂正届の記入要領

ア．基本項目（加入員番号・基礎年金番号・氏名・性別・生年月日・移転申出年月）をすべて記入します。

イ．「新住所」欄に訂正後の住所を記入します。

#### One Point 住所訂正と承継通知書

「住所訂正届」または「記録事項訂正届」により住所が変更された場合で、本人へ承継通知書が届いていない場合、承継通知書を新住所へ送付しています。

#### (様式) 住所訂正届

基金番号		件数		中 途 脱 退 者 住 所 訂 正 届													
加入員番号				基礎年金番号				氏名(カナ)		性別		生年月日		移転申出年月		新住所	
										男 01	昭5						
										女 02	平7						
										男 01	昭5						
										女 02	平7						
										男 01	昭5						
										女 02	平7						
										男 01	昭5						
										女 02	平7						
										男 01	昭5						
										女 02	平7						
										男 01	昭5						
										女 02	平7						
										男 01	昭5						
										女 02	平7						

平成 年 月 日

企業年金連合会理事長 殿

厚生年金基金 理事長 印

## 2. 取消事務

連合会に中途脱退者として移転申出した者が中途脱退者にならないこと、あるいは連合会に移転すべきでない者であることが判明した場合は、対象者の移転申出の取消処理を行います。取消しの届出は、取り消すべき事由の発生した都度「取消届」(様式第5号)により行います。

### One Point

脱退一時金相当額のみ取り消す場合は、「脱退一時金相当額等訂正届」で行います。

### (1) 取消事由および取消届の記入要領

基本項目(加入員番号・基礎年金番号・氏名・性別・生年月日・移転申出年月)は、以前に移転申出した中途脱退者記録と同一のものを記入します。

基本的には移転申出した際の基本項目を記入しますが、連合会で管理する中脱者記録の基本項目が申出当時から変更になっている場合もあります。その場合は変更後の事項を記入します。(連合会で行った訂正処理の結果は「訂正結果報告書」で毎月お知らせしています。)

「件数」欄には、中途脱退者1人を1件とした件数を記入します。取消届が複数枚にわたった場合は、左上をホッチキスで留め、1枚目の「件数」欄に総件数を記入します。

取消事由欄については、該当する取消コードを○で囲み、以下の点に留意して記入します。

#### 取消コード 00 加入員期間 10 年以上又は 20 年以上の者

基金規約に定めている加入員期間を超えていることが判明し、中途脱退者に該当しない者です。

(記入例) — 連合会に移転申出した期間が 100 ヶ月あり、さらに基金で管理していた他の期間が 150 ヶ月あった場合

00	加入員期間 10 年以上又は 20 年以上の者	加入員期間 (150 ヶ月)
----	-------------------------	----------------

移転申出されていない部分の加入員期間を月数で記入します。——↑

**取消コード 01 死亡喪失者**

死亡により資格喪失した者および資格喪失後、連合会へ中途脱退者の現価相当額の交付が終了するまでの間に死亡した者です。

死亡年月日を和暦で記入します。元号は○で囲みます。

**取消コード 02 高齢者**

基金規約に定めている一定年齢を超えているため、中途脱退者とはならないことが判明した者です。

**取消コード 03 同一基金の設立事業所間異動者**

資格喪失後、同一基金の設立事業所で加入員資格を取得したことが判明した者です。

**取消コード 04 年金受給権者**

連合会への中途脱退者の現価相当額の交付が終了するまでの間に、基金が行う年金給付の受給権を取得していることが判明した者です。

受給権が発生した年月日を和暦で記入します。元号は○で囲みます。

**取消コード 05 出向者**

基金規約により定めている設立事業所へ出向したことにより、加入員の資格を喪失した者で、再びその基金の加入員となることが明らかな者です。

**取消コード 06 重複移転申出者**

基本項目の相違により、重複して移転申出を行ったことが判明した者です。

(記入例) — 以下のような重複移転が判明し、 の記録を取り消す場合

加入員番号	基礎年金番号	カナ氏名	性別	生年月日
0000123456	2110-XXXXXX	キキン ハナコ	02	5.45.07.06
0000012345-6	1110-XXXXXX	キキン ハナコ	02	5.45.07.07

06	重複移転申出者	基本項目	加入員番号	CD	基礎年金番号	カナ氏名	性別	生年月日
			0000123456		2110XXXXXX	キキン ハナコ	02	5450706

同一人について、誤って重複して移転申出を行った場合は、取り消す について様式上段の基本項目に記入し、取り消さない の基本項目を「重複移転申出者」欄に記入します。



## (2) 自動取消

基金より連合会へ各種届書が提出され、マスタと突合した結果、基金規約により中途脱退者とならないことが判明した場合、連合会では基金の取消届によらず自動的に取消しの処理(以下「自動取消」という。)を行います。自動取消となるのは次の場合です。

生年月日・性別等の訂正処理を行った結果、基金規約により中途脱退者とならない場合

再加入者交付請求の届出が行われたが、資格喪失から再び資格取得するまでの期間が基金規約に定める一定期間に満たなかったため、再加入処理ではなく取消処理に該当する場合

なお、自動取消の処理を行った者については、「調整通知書」の区分欄に「T」と表示します。

### (様式例) 中途脱退者移転取消のお知らせ

基金番号	0000	中途脱退者移転取消のお知らせ				
加入員番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	移転申出年月	取消事由
00000XXXXX	XXXX-XXXXXX	基金 花子	女	昭和 11.09.12	平成 08.05	04 年金受給権者
<p>上記の者は下記の事由により中途脱退者として当連合会に引き継がれるべき者でなかったことが判明しましたので、加入員台帳及び現価相当額を返還いたします。 貴基金から本人へご連絡のうえ裁定手続きをお進め下さいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 取消事由 年金受給権者 国民年金・厚生年金保険年金証書の記号番号 XXXX - XXXXXX - XXXX 受給権取得年月日 平成 年 月 日</p> <p>2. 判明経過 日本年金機構からの資格記録回答、裁定記録により確認</p> <p>3. 請求者住所 105-0011 港区芝公園 2 - 4 - 1 基金 花子 TEL ( )</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 厚生年金基金 御中</p> <p style="text-align: right;">企業年金連合会年金サービスセンター</p>						

### 3. 連合会における処理

#### (1) 受付および点検

各種「訂正届」および「取消届」を受付けし、件数および記載内容の点検を行います。

#### (2) 電子計算機処理

各種「訂正届」および「取消届」の処理は、移転申出の場合と同様に

- ・編集処理（項目記載漏れ・基本項目記載内容の相関性チェック）
- ・検索処理（マスタに同一人がいるかどうかのチェック）
- ・更新処理（マスタと申出データとの突合による相関性チェック）

を行います。

電子計算機による処理の段階で事故となり処理できなかったものについては、移転申出の場合と同様に「事故のお知らせ」により連絡します。

事故の内容等については「 事故処理事務」を参照してください。

#### (3) 届出によらない訂正および取消しの処理

日本年金機構の裁定記録等との突合および本人からの申出の際、基金からの届出がなくても、次の場合、連合会で訂正または移転の取消しの処理を行います。

基本項目および住所の訂正を要する者  
死亡喪失者  
高齢者  
年金受給権者  
養育特例配慮措置該当者

この処理を行った者について訂正に該当する場合には「訂正結果報告書」、「住所訂正結果報告書」、現価相当額の調整がある場合には「調整通知書」(様式第7号)により基金へ通知します。

また、区分欄に「S」(「訂正結果報告書」「調整通知書」)または「\*」(「住所訂正結果報告書」)の表示を行い、取消しに該当する場合には「中途脱退者移転取消のお知らせ」を添付します。

(4) 訂正結果報告書

各種「訂正届」が正常に処理された者については、「訂正結果報告書」により訂正結果を訂正届の処理された翌月の上旬に基金へ通知します。

(様式例) 訂正結果報告書

記録事項訂正処理結果

基金番号	0000					
加入員番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	移転申出年月	訂正事由
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇〇 〇〇〇〇	男	昭和XX.XX.XX	17.11	基礎年金番号訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇 〇〇〇〇	女	昭和XX.XX.XX	18.10	漢字氏名訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇〇 〇〇〇	男	昭和XX.XX.XX	18.04	加入員番号訂正
						生年月日訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇〇 〇〇	女	昭和XX.XX.XX	13.05	自動加入員番号訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇〇 〇〇〇	女	昭和XX.XX.XX	19.03	漢字氏名訂正
						性別訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇 〇〇	女	昭和XX.XX.XX	17.10	カナ氏名訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇 〇〇〇	女	昭和XX.XX.XX	18.09	カナ氏名訂正
						漢字氏名訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇〇 〇〇〇	男	昭和XX.XX.XX	18.12	生年月日訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇 〇〇	男	昭和XX.XX.XX	19.05	カナ氏名訂正
						漢字氏名訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇 〇〇	男	昭和XX.XX.XX	04.06	生年月日訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇 〇〇〇〇	男	昭和XX.XX.XX	12.03	資格記録追加
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇〇 〇〇〇	女	昭和XX.XX.XX	12.01	資格記録訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇 〇〇〇	女	昭和XX.XX.XX	10.08	資格記録取消
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇 〇〇	男	昭和XX.XX.XX	10.05	加算記録項目訂正
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇〇〇 〇〇〇〇	男	昭和XX.XX.XX	14.08	加算記録項目追加
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇 〇〇	男	昭和XX.XX.XX	14.06	加算記録項目取消
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	〇〇 〇〇	女	昭和XX.XX.XX	17.12	資格記録訂正
処理件数		17件	現価調整件数		10件	

「現価調整」欄

A：再加入交付請求または移転移換申出により、既に貴基金に権利義務を移転している者です。なお、「移転申出年月」欄には、再加入交付請求または移転移換申出の処理を行った年月が表示されます。

B：移転取消が行われたことにより、既に貴基金に現価相当額等を返還している者です。なお、「移転申出年月」欄には、移転取消の処理を行った年月が表示されます。

有：資格記録訂正を行った結果、現価の調整が生じた者です。詳細については現価相当額調整通知書を参照してください。

「区分」欄

\*：他の基金の中途脱退者でもある者に、その基金から訂正届が提出された場合に表示されます。

S：日本年金機構の裁定記録との突合により連合会で訂正を行った場合、もしくは、裁定請求があった際などに本人から住民票・戸籍抄本・年金証書(写)・加入員証(写)等の提出により、連合会で訂正を行った場合に表示されます。

平成〇〇年〇〇月分

訂 正 事 項		現 価 調 整	区 分
訂 正 前	訂 正 後		
XXXX-XXXXXX	XXXX-XXXXXO		
	〇〇 〇〇		
000000XXXX	00000++++	A	
昭和XX.XX.XX	昭和OX.XX.XX	A	
000000XXXX	00000++++		R
	〇〇 〇〇		
男	女	有	
〇〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇		
〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇		
	〇〇 〇〇		
昭和XX.XX.XX	昭和XX.OX.XX	有	*
〇〇〇〇 〇〇〇	×〇〇〇 〇〇〇	B	
〇〇 〇〇		B	
昭和XX.XX.XX	昭和XO.XX.XX	有	S
	01.08.01 5 3 150 150	有	
05.10.01 6 3 410 410	05.10.01 6 3 470 470	有	
04.10.01 6 3 300 300		有	
277,100	291,076	有	K
0	6,000	有	K
142,100	0	有	K
15.06.25 6 S 1200 1200	15.06.25 6 S 1300 1300	有	K

「R」表示  
 移転申出または再加入交付請求において加入員番号のみまたは氏名のみがマスタと不一致であるが、連合会で、同一人と判定し、加入員番号または氏名の変更を行った者

「\*」表示  
 他基金からの届出等により貴基金の記録に対して訂正された者

「S」表示  
 基金の申出によらない訂正  
 連合会で確認後訂正を行った者

「有」表示  
 現価相当額等の調整のある者

「K」表示  
 脱退一時金相当額の訂正

K：脱退一時金相当額の訂正を行った者です。

R：連合会で同一人と判定し、加入員番号または氏名を変更した者です。

「訂正前」欄

\*：中脱申出と同月に養育特例配慮措置の情報提供があった者等です。この者については、必要があれば訂正届により基本年金額及び資格記録の訂正を行ってください。

その他

資格喪失年月日等を訂正したことにより、脱退一時金相当額の訂正も必要となる場合は、訂正届を提出してください。

離婚分割対象者に対象者情報の新規追加・追加・取消の処理が行われた場合、その者の改定対象期間については記載を省略しています。



訂 正 後 住 所	区 分
公団 2-4-1	
	*

表しています。

上記のとおり処理を行いましたのでご連絡いたします。

企業年金連合会理事長

(6) 調整通知書による基金への通知

- ① 各種「訂正届」および「取消届」が正常に処理された者のうち、現価相当額等を調整すべき者は「調整通知書」により届出のあった月の翌月上旬に基金へ通知します。

(様式例) 調整通知書

様式第7号 現価相当額

厚生年金基金理事長 殿

基金番号	0000						
加入員番号	基礎年金番号	氏名	種別	現価相当額 交付年月	連合会に交付した 現価相当額 (うち、事務費)	正 当 な 現 価 相 当 額 (うち、事務費)	
000000XXXXX	XXXX-XXXXXX	○○○○ ○○○○ ○○ ○○	5	平成17.08	29,553	22,786	
000000XXXXX	XXXX-XXXXXX	○○○○○ ○○○○ ○○ ○○	5	平成19.09	37,332	0	
000000XXXXX	XXXX-XXXXXX	○○○ ○○ ○○ ○○	6	平成19.10	0 ( 0)	23,300 (1,886)	

項目 性別	件数	年金額(円)	政府負担金 控除後の額(円)	現価相当額等(円) (うち、調整事務費(円))
男子	基本	10,100	10,100	44,515
	通企	0		
女子	基本	0	0	0
	通企	-2,233		-23,300 (-1,886)
合計	基本	10,100	10,100	44,515
	通企	-2,233		-23,300 (-1,886)
		7,867	10,100	21,215

今回調整される金額

- ② 取消処理された者については「調整通知書」に連合会で作成した「加入員台帳」を添付して送付します。この場合は「調整通知書」の加入員台帳区分欄に「有」の表示をします。なお、連合会で分割処理を行った者に対して取消処理された場合は、分割改定前の基本年金に係る現価相当額を還付し、分割改定前の対象期間の標準報酬額が記載された加入員台帳を添付して送付します。

調整通知書

1 ページ

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により現価相当額を調整した結果下記のようにになりましたので通知します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

企業年金連合会

「#」表示  
性別および種別の訂正を行った結果調整が生じた者

理事長 〇〇 〇〇 ㊟

記

調整した現価相当額 (うち、調整事務費)			調整した 年金額	調整した政府負担金 控除後の額	事由	区分	加入員台帳 区分	年金 区分
元 円	利息等 円	合 計 円	円	円				
6,767	416	7,183	# 0	# 0	訂正届により			
37,332	0	37,332	10,100	10,100	取消届により		有	
-21,414	0	-23,300 (-1,886)	-2,233		訂正届により	K		

「有」表示  
取消処理を行ったことにより、加入員台帳の添付がある者

「K」表示  
脱退一時金相当額の訂正を行った結果調整が生じた者

- 「区分」欄は、次のことを表示しています。
  - 「S」と記載している者は、以下の方法により確認した者です。
    - 日本年金機構の裁定記録と突合により確認
    - 裁定請求書の審査の際に添付された住民票、戸籍抄本、年金証書(写)、加入員証(写)等により確認
    - 本人の申出の際に添付された住民票、戸籍抄本、年金証書(写)、加入員証(写)等により確認
  - 「T」と記載している者は、以下の理由により連合会で取消の処理を行った者です。
    - 基金からの中途脱退者記録の申出、訂正届、再加入交付請求書の提出により、貴基金の規約によると中途脱退者とならない者であることが判明した者です。
    - 基金からの中途脱退者記録の申出及び訂正届等の提出により、中脱時算定日が変更となることが判明した者です。
  - 「\*」と記載している者は、他の基金から訂正届が提出され、連合会で処理する際に、基金の中途脱退者であることが判明した者です。
  - 「K」と記載している者は、脱退一時金相当額の交付の申出がある者です。
- 「調整した現価相当額の利息等」欄は、2段書きに表示しています。
  - 上段は、調整した現価相当額の利息を算出した時の利率を記載しています。
  - 下段は、調整した現価相当額の利息を記載しています。
- 「調整した年金額」欄及び「調整した政府負担金控除後の額」欄の「#」の符号は、性別及び種別の訂正を行ったことにより現価調整を行った者について表示しています。
- 下表欄は、次のことを表示しています。
  - 「件数」欄は、現価相当額に移動のあった者について記載しています。
  - 合計の「現価相当額」欄が「正数」のときは、連合会から基金へ還付します。
  - 合計の「現価相当額」欄が「マイナス」のときは基金から連合会へ追加交付することになりますので、受託機関へ移換指図を行ってください。
- 「年金区分」欄の「N」の符号は、基本加算年金の対象者について表示しています。

## 4 . 現価相当額等の調整

### (1) 移換指図

調整の結果、基金から連合会に現価相当額等を追加交付することになったときは、基金は各受託機関で所定の「中途脱退者現価相当額移換指図書」により受託機関に対して指図を行います。

「調整通知書」の現価相当額等の**合計がマイナス**の時となります。

連合会から基金へ現価相当額等を返還する場合は、連合会は受託機関に指図をします。

「調整通知書」の現価相当額等の**合計がプラス**の時となります。

### (2) 移換（交付）期限

現価相当額等の交付（返還）は、調整を伴う訂正（以下この章においては単に「訂正」という。）または取消しの届出のあった月の翌月の末日までに行います。

末日が土・日・休日の場合は、その前日（前営業日）までに交付（返還）します。

12月については30日までに交付（返還）します。（土・日の場合は、前記の取扱いに準じます。）

### (3) 現価相当額の調整（基本年金部分）

#### 訂正

・ 現価相当額を交付した日から6ヶ月を経過しない者

訂正した記録によって現価相当額を再計算し、既に交付された現価相当額と、本来交付すべきであった正当な現価相当額との差額を調整します。

・ 現価相当額を交付した日から6ヶ月を経過した者

訂正した記録によって現価相当額を再計算し、既に交付された現価相当額と、本来交付すべきであった正当な現価相当額との差額に利息を加算した額を調整します。

#### 取消

・ 現価相当額を交付した日から6ヶ月を経過しない者

交付された現価相当額を返還します。

・ 現価相当額を交付した日から6ヶ月を経過した者

交付された現価相当額に利息を加算した額を返還します。

平成22年5月に現価相当額が交付されている場合、12月以降に現価調整（追加交付・返還）を行うと利息が発生することになります。

#### (4) 現価相当額の利息計算（基本年金部分）

利息は、当初現価相当額の交付を受けた日の属する月の翌月から、訂正・取消による現価相当額の返還または追加交付を行う日の属する月までの月数に、代行部分は厚生労働省告示における移換現価率の予定利率（平成 22 年 4 月より年 4.1%）、基本年金プラスアルファ部分は連合会規約で定める移換現価率の予定利率（平成 22 年 4 月より年 2.25%。）でそれぞれ単利計算した上で、それを合算した額となります。

【イメージ図】

基本年金プラスアルファ部分	A	A'
代行部分	B	B'

訂正前の現価相当額      訂正後の現価相当額

└────────────────── 6ヶ月を超える場合が利息対象 ─────────────────┘

【計算例】

(1)  $A' - A = a$  (1,000 円未満切捨て)  
 $B' - B = b$  (1,000 円未満切捨て)  
差額が 1,000 円未満の場合、利息は計算しません。

(2)  $a \times$  連合会規約で定める移換現価率の予定利率  
 $\times$  経過した期間 (6ヶ月超) / 12月 =  $a'$  (端数そのまま)  
 $b \times$  厚生労働省告示における移換現価率の予定利率  
 $\times$  経過した期間 (6ヶ月超) / 12月 =  $b'$  (端数そのまま)

(3)  $a' + b' =$  利息 (1 円未満四捨五入)

#### One Point 差額について

代行部分、基本年金プラスアルファ部分それぞれについて、既に交付された現価相当額と、本来交付すべきであった正当な現価相当額との差額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切捨てたものについて利息を計算します。

(例： 5,642 円      5,000 円)

なお、差額が 1,000 円未満であるときは利息を計算しません。

(例： 980 円      0 円 (利息計算をしない))

**事例 訂正（基本年金部分）生年月日訂正 （（3）の例）**

（基本年金額）	189,500 円
（代行相当額）	186,770 円（政府負担金 0 円）
うち平成 17 年 3 月まで	66,188 円
平成 17 年 4 月以降	120,582 円
（基本年金プラスアルファ部分年金額）	2,730 円
（性別）	男性
（訂正前生年月日）	昭和 56 年 8 月 10 日
（訂正後生年月日）	昭和 58 年 2 月 10 日
（現価相当額交付年月）	平成 22 年 11 月
（現価相当額調整分交付年月）	平成 23 年 7 月

資格喪失は平成 22 年 4 月 1 日とし、かつ、総報酬制前後の計算はすでに上記の金額にて反映済みとします。

**ア．最初の交付時における現価相当額の内訳（代行部分と基本年金プラスアルファ部分）を計算します。**

平成 22 年 11 月交付時における年齢（訂正前）・・・29 歳 3 ヶ月

移換現価率・・・代行部分 2.6358、基本プラスアルファ部分 5.8381

代行部分の現価相当額

$$\begin{aligned} &= 66,188 \text{ 円} \times 2.6358 = 174,458.3304 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \cdots \\ &120,582 \text{ 円} \times 2.6358 = 317,830.0356 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \cdots \\ &\qquad\qquad\qquad + \qquad\qquad = 492,288 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入}) \end{aligned}$$

基本年金プラスアルファ部分の現価相当額

$$= 2,730 \text{ 円} \times 5.8381 = 15,938 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

最初の交付時における現価相当額

$$= 492,288 \text{ 円} + 15,938 \text{ 円} = 508,226 \text{ 円}$$

**イ．今回の訂正における正当な現価相当額の内訳（代行部分と基本年金プラスアルファ部分）を計算します。**

平成 22 年 11 月交付時における年齢（訂正後）・・・27 歳 9 ヶ月

移換現価率・・・代行部分 2.5303、基本年金プラスアルファ部分 5.7068

代行部分の現価相当額

$$\begin{aligned} &= 66,188 \text{ 円} \times 2.5303 = 167,475.4964 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \cdots \\ &120,582 \text{ 円} \times 2.5303 = 305,108.6346 \text{ 円} \quad (\text{端数そのまま}) \cdots \\ &\qquad\qquad\qquad + \qquad\qquad = 472,584 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入}) \end{aligned}$$

基本年金プラスアルファ部分の現価相当額

$$= 2,730 \text{ 円} \times 5.7068 = 15,580 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

正当な現価相当額

$$= 472,584 \text{ 円} + 15,580 \text{ 円} = 488,164 \text{ 円}$$

**ウ．代行部分、基本年金プラスアルファ部分それぞれの差額を計算し、その差額について1,000円未満を切捨てます。**

$$\text{訂正前の代行部分の現価相当額} = 492,288 \text{ 円}$$

$$\text{訂正後の代行部分の現価相当額} = 472,584 \text{ 円}$$

$$\text{差額} \quad 19,704 \text{ 円} \quad \quad 19,000 \text{ 円}$$

$$\text{訂正前の基本年金プラスアルファ部分の現価相当額} = 15,938 \text{ 円}$$

$$\text{訂正後の基本年金プラスアルファ部分の現価相当額} = 15,580 \text{ 円}$$

$$\text{差額} \quad 358 \text{ 円} \quad \quad 0 \text{ 円}$$

**エ．それぞれの差額に対し、代行部分は厚生労働省告示における移換現価率の予定利率、基本年金プラスアルファ部分は連合会規約で定める移換現価率の予定利率を用い、最初の交付から今回の交付までの経過月数を含めて、利息を計算します。**

・経過月数 8ヶ月

・代行部分利息

$$= 19,000 \text{ 円} \times 0.0410 \times 8 / 12 = 519.333\dots \text{円} \quad \dots$$

・基本年金プラスアルファ部分利息

$$= 0 \text{ 円} \times 0.0225 \times 8 / 12 = 0\dots \text{円} \quad \dots$$

**オ．それぞれの利息を合算します。**

$$519.333\dots \text{円} + 0 \text{ 円} = 519 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

**カ．既に交付された現価相当額とその交付日において交付すべきであった正当な現価相当額との差額に利息を加算します。**

$$\text{最初の交付時における現価相当額} = 508,226 \text{ 円}$$

$$\text{正当な現価相当額} = 488,164 \text{ 円}$$

$$\text{現価相当額差額} = 508,226 \text{ 円} - 488,164 \text{ 円} = 20,062 \text{ 円}$$

現価相当額差額 + 利息

$$= 20,062 \text{ 円} + 519 \text{ 円} = 20,581 \text{ 円} \quad (\text{連合会から基金へ返還})$$

**事例 取消（基本年金部分） （（3）の例）**

（代行部分の現価相当額）	843,450 円
（基本年金プラスアルファ部分の現価相当額）	12,577 円
（現価相当額）	856,027 円
（性別）	男性
（現価相当額交付年月）	平成 21 年 4 月
（現価相当額調整分交付年月）	平成 22 年 12 月

-----  
**ア．それぞれの現価相当額に対し、1,000 円未満を切捨てます。**

代行部分の現価相当額 = 843,450 円 = 843,000 円

基本年金プラスアルファ部分の現価相当額 = 12,577 円 = 12,000 円

**イ．代行部分は厚生労働省告示における移換現価率の予定利率、基本年金プラスアルファ部分は連合会規約で定める移換現価率の予定利率を用い、前回交付から今回の交付までの経過月数を含めて利息を計算します。**

・経過月数 20 ヶ月

・代行部分利息

= 843,000 円 × 0.0410 × 20 / 12 = 57,605 円 ...

・基本年金プラスアルファ部分利息

= 12,000 円 × 0.0225 × 20 / 12 = 450 円 ...

**ウ．それぞれの利息を合算します。**

57,605 円 + 450 円 = 58,055 円 （1 円未満四捨五入）

**エ．既に交付された現価相当額に利息を加算します。**

・既に交付された現価相当額 = 856,027 円

・利息 = 58,055 円

856,027 円 + 58,055 円 = 914,082 円 （連合会から基金へ返還）

## (5) 脱退一時金相当額の調整（加算部分）

### 訂正

- ・脱退一時金相当額を交付した日から6ヶ月を経過しない者  
既に交付された脱退一時金相当額と、訂正後の脱退一時金相当額との差額を調整します。
  
- ・脱退一時金相当額を交付した日から6ヶ月を経過した者  
次に挙げるア、イを合算した額を調整します。  
ア．既に交付された脱退一時金相当額から事務費の額を控除して得た額と、訂正後の脱退一時金相当額から訂正後の事務費の額を控除して得た額との差額（千円未満切捨て）に係る利息の額  
イ．訂正前の脱退一時金相当額から訂正後の脱退一時金相当額を控除して得た額

### 取消

- ・脱退一時金相当額を交付した日から6ヶ月を経過しない者  
既に交付された脱退一時金相当額から連合会規約別表第10に規定する定額事務費（1,100円）を控除して得た額（以下「返還脱退一時金相当額」という。）を返還します。
  
  - ・脱退一時金相当額を交付した日から6ヶ月を経過した者  
返還脱退一時金相当額に利息を加算した額を返還します。
- 平成22年5月に脱退一時金相当額が交付されている場合、12月以降に調整（追加交付・返還）を行うと利息が発生することになります。

## (6) 脱退一時金相当額の利息計算（加算部分）

利息は、当初脱退一時金相当額の交付を受けた日の属する月の翌月から、訂正・取消による脱退一時金相当額の返還または追加交付を行う日の属する月までの期間に、該当者の中脱時算定日に応じた予定利率を年利率として単利計算します。（1円未満四捨五入）

**事例 訂正（脱退一時金相当額）（（5）の例）**

（訂正前脱退一時金相当額）	500,000 円
（訂正前事務費の額）	17,840 円
（訂正後脱退一時金相当額）	300,000 円
（訂正後事務費の額）	11,129 円
（中脱時算定日）	平成 21 年 10 月 1 日
（脱退一時金相当額交付年月）	平成 22 年 1 月
（脱退一時金相当額調整年月）	平成 22 年 11 月

**ア．最初の交付年月と今回の調整年月より経過月数を計算します。**

調整年月	平成 22 年 11 月
交付年月	- 平成 22 年 1 月
	<hr/>
	10 ヶ月

**イ．中脱時算定日における連合会の予定利率**

平成 17 年 10 月 1 日時点・・・ 年 2.25%

**ウ．利息計算の対象となる差額を計算します。**

（訂正前脱退一時金相当額 - 訂正前事務費の額）	
500,000 円 - 17,840 円 = 482,160 円	・・・
（訂正後脱退一時金相当額 - 訂正後事務費の額）	
300,000 円 - 11,129 円 = 288,871 円	・・・
差額 = 482,160 円 - 288,871 円 = 193,289 円	
利息計算の対象となる差額 = 193,000 円	（1,000 円未満切捨て）

**エ．利息計算の対象となる差額 × 利率 × 経過月数 / 12 = 利息**

193,000 円 × 0.0225 × 10 / 12 = 3,619 円（1 円未満四捨五入）

**オ．脱退一時金相当額の差額 + 利息 = 調整額**

（500,000 円 - 300,000 円） + 3,619 円 = 203,619 円  
（連合会から基金へ返還）

**事例 取消（脱退一時金相当額）（（5）の例）**

（脱退一時金相当額）	2,000,000 円
（事務費の額）	36,100 円
（中脱時算定日）	平成 21 年 10 月 1 日
（脱退一時金相当額交付年月）	平成 22 年 1 月
（脱退一時金相当額返還年月）	平成 22 年 11 月

**ア．最初の交付年月と今回の返還年月より経過月数を計算します。**

返還年月	平成 22 年 11 月
交付年月	- 平成 22 年 1 月
	<hr/>
	10 ヶ月

**イ．中脱時算定日における連合会の予定利率**

平成 17 年 10 月 1 日時点・・・ 年 2.25%

**ウ．利息計算の対象となる差額を計算します。**

（脱退一時金相当額 - 事務費）

2,000,000 円 - 36,100 円 = 1,963,900 円

利息計算の対象となる差額 = 1,963,000 円（1,000 円未満切捨て）

**エ．差額 × 利率 × 経過月数 / 12 = 利息**

1,963,000 円 × 0.0225 × 10 / 12 = 36,806 円（1 円未満四捨五入）

**オ．今回返還する額**

脱退一時金相当額 - 定額事務費 + 利息 = 返還額

2,000,000 円 - 1,100 円 + 36,806 円 = 2,035,706 円

（連合会から基金へ返還）

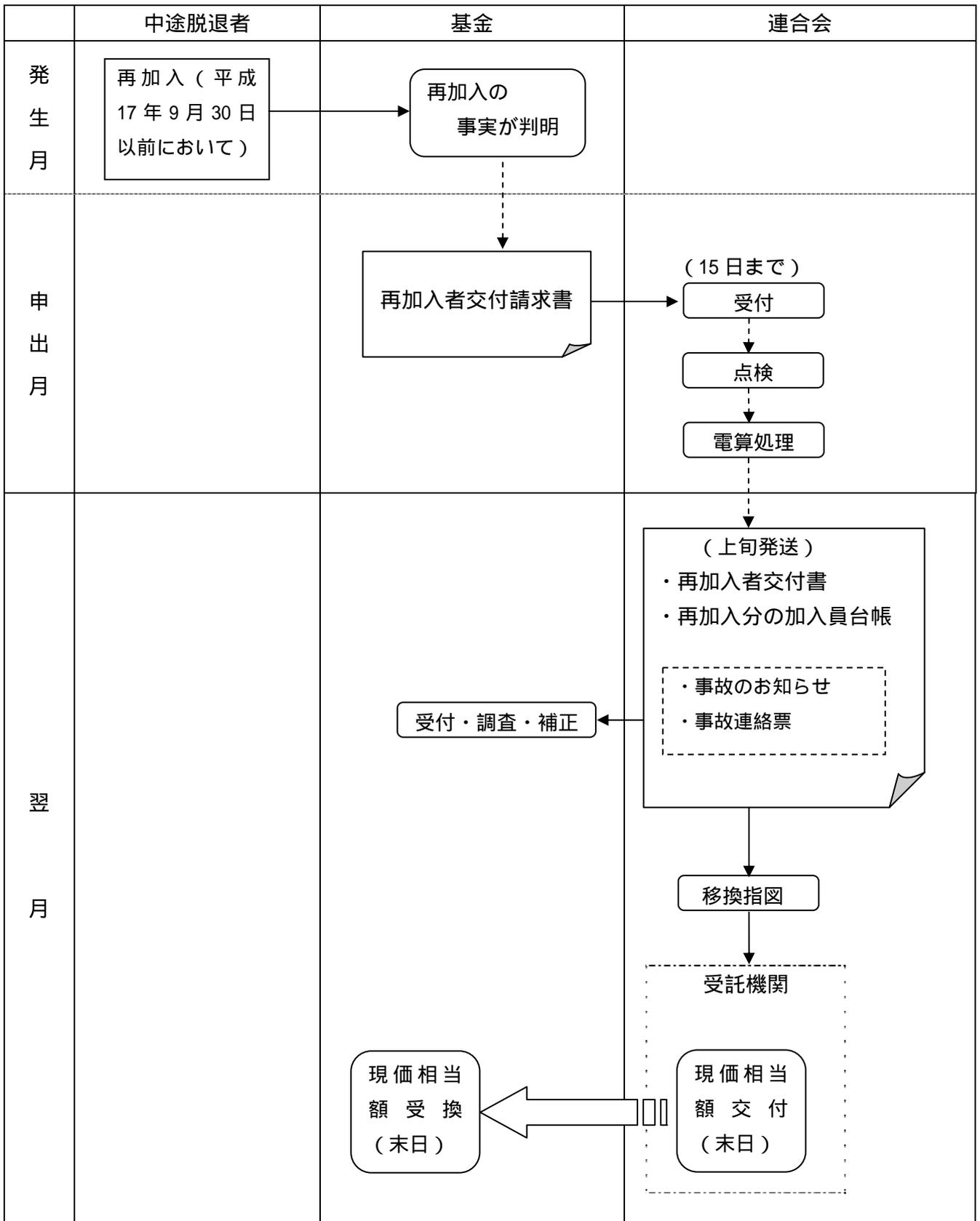
# 再加入事務

( 企業年金連合会 厚生年金基金 )

この章の概要

平成17年9月30日以前の再加入者の事務処理

事務の流れ・再加入（連合会 基金）



\*再加入・・・平成17年9月30日以前に既中途脱退者が再び元の基金に加入した場合

# 再加入事務

## 1．従前の再加入処理

連合会が支給義務を負っている中途脱退者（以下この章において「既中途脱退者」という。）が平成 17 年 9 月 30 日以前に再び元の基金（将来返上基金を含む）の加入員となったときは、基金は連合会から当該既中途脱退者に係る老齢年金給付の支給義務を承継することとされていました。

## 2．今後の再加入処理

平成 17 年 10 月 1 日施行の法律改正により、施行日以降に基金の加入員となった既中途脱退者の連合会から基金への権利義務の移転の手続きは「基金への権利義務移転等」の取扱いにより行うこととなります。

この章で紹介する「再加入事務」は、既中途脱退者が平成 17 年 9 月 30 日以前に再び元の基金の加入員となった場合に限り、何らかの事由により法律改正前の再加入者交付請求処理が遅れた場合に行うことができます。

## 3．再加入者

既中途脱退者が平成 17 年 9 月 30 日以前に再びもとの基金の加入員となった場合、その者を「再加入者」といいます。

なお、加入員期間は当該基金における再加入前後の加入員期間を合算した期間となります。

## 4．再加入者交付請求の手続き

### （1）交付請求の方法

連合会に対する再加入者に係る現価相当額の交付請求は、「厚生年金基金再加入者老齢年金交付請求書」（以下「再加入者交付請求書」という。）により行います。

なお、中途脱退者の移転申出に磁気媒体を使用している基金については、再加入者の現価相当額の交付請求についても磁気媒体により行うことができます。

## (2) 交付請求の期限

従来、再加入者交付請求は、再び加入員の資格を取得した月の翌月の15日までに「再加入者交付請求書」により当該月分をまとめて月1回行うこととされていましたが、現在は再加入者交付請求が未済の事実が判明した後、すみやかに請求手続きを行うこととなります。

## (3) 再加入者交付請求書の記入要領

加入員番号順に記入します。

基本項目（基金番号・加入員番号・基礎年金番号・氏名・性別・生年月日）は、以前に移転申出した中途脱退者記録の基本項目と同一のものを記入します。

### One Point 再加入者交付請求時における基本項目について

再加入者交付請求時に、以前に移転申出時と基本項目が相違している者については、マスタに合わせた基本項目の記入がされていないと事務処理が滞ることがあります。そのため基金では、基金で管理する記録とマスタの基本項目情報について随時チェックを行い、内容を合致させておくことが事務処理上好ましいといえます。いくつか事例を挙げますので事務処理の参考にしてください。

- ・以前に移転申出した中途脱退者について基本項目に変更がある場合は、事実が判明した都度、「記録事項訂正届」にてマスタの記録を訂正する。
- ・「再加入者交付請求書」の提出と同時に「記録事項訂正届」にて基本項目の訂正を行う。この場合「再加入者交付請求書」にはマスタの基本項目を記入し、「記録事項訂正届」には訂正前の欄にマスタの基本項目、訂正後の欄には変更後の基本項目を記入する。
- ・他基金等からの移転申出や訂正届、また連合会確認による訂正等、自基金からの訂正によらないマスタ変更については、連合会から「訂正結果報告書」が送られるため、これにより基金の記録を訂正する。

**(様式) 再加入者交付請求書**

**厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付請求書**

国民年金法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 104 号)による改正前の厚生年金保険法第 161 条第 1 項及び第 2 項の規定により、下記の者に係る老齢年金給付の現価相当額の交付を請求します。

平成 年 月 日

厚生年金基金の名称及び所在地

厚生年金基金

理事長氏名

印

企業年金連合会理事長殿

記

基金番号	加入員番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	再加入年月日
	00			男 01	明 大 昭 平 1 3	
	00			女 02	昭 平 5 7	
	00			男 01	明 大 昭 平 1 3	
	00			女 02	昭 平 5 7	
	00			男 01	明 大 昭 平 1 3	
	00			女 02	昭 平 5 7	
	00			男 01	明 大 昭 平 1 3	
	00			女 02	昭 平 5 7	
	00			男 01	明 大 昭 平 1 3	
	00			女 02	昭 平 5 7	
	00			男 01	明 大 昭 平 1 3	
	00			女 02	昭 平 5 7	
	00			男 01	明 大 昭 平 1 3	
	00			女 02	昭 平 5 7	
	00			男 01	明 大 昭 平 1 3	
	00			女 02	昭 平 5 7	
	00			男 01	明 大 昭 平 1 3	
	00			女 02	昭 平 5 7	

加入員番号を記入するときは、上位の「0」を省略することができます。

## 5 . 連合会における処理

連合会は、毎月 1 回 15 日までに受付した「再加入者交付請求書」をとりまとめて処理を行います。(連合会における事務処理の関係上、5 日までにお願いします。)

### (1) 受付および点検

「再加入者交付請求書」を受付し、件数および記載内容の点検を行います。

### (2) 電子計算機処理

「再加入者交付請求書」の処理は、移転申出の場合と同様に

- ・ 編集処理 (項目記載漏れ・基本項目記載内容の相関性チェック)
- ・ 検索処理 (マスタに同一人がいるかどうかのチェック)
- ・ 更新処理 (マスタと申出データとの突合による相関性チェック)

を行います。

電子計算機による処理の段階で事故となり処理できなかったものについては、移転申出の場合と同様に「事故のお知らせ」により連絡します。

事故の内容については「 事故処理事務」を参照してください。

### (3) 再加入者交付書

正常に処理された者については、「再加入者交付請求書」により交付請求のあった月の翌月上旬に基金へ通知します。

「厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付書」(以下「再加入者交付書」という。)には、マスタの記録に基づいて出力した再加入者の「加入員台帳」を添付して送付します。なお、分割対象者に対して交付請求が正常に行われた後、再加入者交付書とともに基金に返却する加入員台帳には、分割改定前の対象期間の標準報酬額が記載されており、加入員台帳の欄外右上に分割対象者であることが判別できるように (分) と記載されています。

また「再加入者交付書」については、基金へ 2 部送付いたします。(受託機関指図用、基金控用)

(様式例) 再加入者交付書

厚生年金基金再加入者老齢

厚生年金基金理事長 殿

基金番号	0000						
加入員番号	基礎年金番号	氏名	種別	加入員資格		実加入員 期 間	標準報酬月額と 標準賞与額の 総 額 円
				取得年月日	喪失年月日等		
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	○○○○ ○○○ ○○ ○○	5	平成04.04.01	平成07.11.21	43	23,510
000000XXXX	XXXX-XXXXXX	○○○ ○○○○ ○○ ○○	6	平成04.04.01	平成07.02.01	34	4,508

項目 性別	件数	年金額(円)	政府負担金 控除後の額(円)	現価相当額(円)
男	基本 1	169,900	169,900	2,535,843
		169,900	169,900	2,535,843
女	基本 1	32,832	32,832	223,642
		32,832	32,832	223,642
合計	基本 2	202,732	202,732	2,759,485
		202,732	202,732	2,759,485

年金給付現価相当額交付書

国民年金法等の一部を改定する法律（平成16年法律第104号）による改正前の厚生年金保険法第161条第1項及び第2項の規定により、請求のあった下記の者に係る老齢年金給付の現価相当額を本月末日に交付します。なお、この者の加入員台帳を別紙のとおり送付します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

企業年金連合会

理事長 〇〇 〇〇



記

報酬標準給与月額と賞与標準給与額の総額 円	年金額 円	政府負担金控除後の金額 円	現価相当額 円	再加入年月日	区分	配慮措置	過去勤務		
							算定基礎額 円	加入員期間 月	年金額 円
23,510	169,900	169,900	2,535,843	平成14.11.01					
4,508	32,832	32,832	223,642	平成14.10.29					

(注)

1 「区分」欄について

(1) 「K」の符号は、脱退一時金相当額の交付の申出がある者について表示されています。この者に係る年金額及び現価相当額は、2段に記載され、上段は基本加算年金額（見込額）及び脱退一時金相当額が、下段は基本年金額と基本加算年金額の合計及び現価相当額と脱退一時金相当額の合計がそれぞれ記載されています。

(2) 「B」の符号は、離婚等により標準報酬額が分割改定された者について表示しています。

2 「配慮措置区分」欄の「H」の符号は、養育特例配慮措置の該当者について表示しています。

## 6 . 現価相当額の交付

### (1) 移換（交付）指図

連合会は「再加入者交付書」により、基金へ現価相当額を交付するように受託機関に対して指図を行います。

### (2) 移換（交付）期限

現価相当額の交付は、交付請求のあった翌月の末日までに行うことになっています。末日が土・日・休日の場合は、その前日（前営業日）までに交付します。

12月については30日までに交付します。（土・日の場合は、前記の取扱いに準じます。）

### (3) 再加入に係る現価相当額の計算

基本年金に係る現価相当額の計算

基本年金の現価相当額は、基金から連合会に交付する中途脱退者の基本年金の現価相当額と同様の計算方法を採用します。分割対象者の場合も分割改定後の基本年金に対し同様の計算方法を採用します。ただし、本処理自体が旧規約に基づいた処理となるため、使用する現価率表は旧規約より参照することとなります。（連合会規約附則第9条）

#### ア . 代行部分の現価相当額

・平成17年3月以前の加入員期間に係る代行部分の現価相当額（端数そのまま）  
=（代行相当額 - 政府負担金）×告示（1）別表第1で定める移換現価率・・・

・平成17年4月以降の加入員期間に係る代行部分の現価相当額（端数そのまま）  
=（代行相当額 - 政府負担金）×告示（1）別表第2で定める移換現価率・・・

+ = 代行部分の現価相当額（1円未満四捨五入）・・・

#### イ . 基本年金プラスアルファ部分の現価相当額

基本年金プラスアルファ部分の年金額 × 旧規約別表第20で定める移換現価率（2）  
= 基本年金プラスアルファ部分の現価相当額（1円未満四捨五入）・・・

#### ウ . 全体の現価相当額

+ = 全体の現価相当額

（1）平成22年1月15日改正後の平成16年厚生労働省告示第358号（予定利率4.1%：平成22年4月交付分以降）

（2）予定利率2.25%（平成22年4月交付分以降）

・移換現価率は、現価相当額を交付する月の末日における年齢に応じた率

基本加算年金に係る現価相当額の計算  
基本加算年金の現価相当額についても、旧規約に基づいた処理となります。

**基本加算年金の現価相当額**

$$\text{現価相当額} = \text{基本加算年金額} \times \text{基本加算年金現価率}$$

- 基本加算年金現価率は、現価相当額を交付する月の末日における年齢および中脱時算定日に応じた旧規約別表第2に定める率
- 1円未満の端数は、1円に切上げ

## 7. 連合会老齢年金受給者が再加入した場合の取扱い

### (1) 連合会の事務

従前の再加入処理を行った者のうち、連合会老齢年金の受給者と判明した場合には、「再加入者交付書」を送付した後、「年金支給義務の移転について」に「受給権者明細書」を添えて当該基金宛てに送付します。

**One Point**

連合会老齢年金の受給権が既に発生しているものの年金裁定がされていない再加入者については、当該者の裁定処理が終了した後に「年金支給義務の移転について」等を送付します。

### (2) 基金の事務

基金は連合会から送付された「受給権者明細書」を確認したうえで年金給付の裁定を行い、「受給権者台帳」等を作成して、年金給付の支給に関する義務の承継通知および年金証書を受給権者に交付することになります。



(様式例) 受給権者明細書

受給権者明細書

整理番号  
平成 年 月 日

基金番号	第0XXX号	加入員番号	000XXXXXXXX	年金証書の基礎年金 番号・年金コード	XXXX-XXXXXX-1150			
基金名	厚生年金基金			基礎年金番号	XXXX-XXXXXX			
受給権者	氏名	レノウ ハナコ 連合 花子		性別	女	生年 月日	昭和 年 月 日	
	住所	〒105-0011 港区 芝公園0 - 0 - 0						
年金額	10,254円	内 基 加	訳 本 算	10,254円 0円	支払開始 年月日	平成 年 月 日		
					再 加 入 日	平成 年 月 日		
	初期分			各期分				
支給額	5,982円	内 基 加	訳 本 算	5,982円 0円	10,254円	内 基 加	訳 本 算	10,254円 0円
政府負担金	0円			0円				
支払機関	0XXX XXXX 2XX XXXXXX		銀行 支店	種 別 普通 口座番号 XXXXXXXX				
計 算 基 礎	基本 年金 給付	基本年金額	10,254円					
		法律改正	平成15年3月以前分		平成15年4月以降分			
		加入員期間	23月		0月			
		基準標準給与月額	49,870円		0円			
	法第132 条の 相当額	年金額	8,533円					
		法律改正	平成15年3月以前分		平成15年4月以降分			
		被保険者期間	23月		0月			
		平均標準報酬月額	49,870円		0円			
備 考	選択一時金の有無			無		0%		
	政府負担金の有無		無		連合会通算年金 証書番号	第200X-XXXXXXX-X号		
	連合会の年金は、再加入の月迄支払われます。				裁定年月日	平成 年 月 日		

# 事故処理事務

## この章の概要

事故連絡票  
コード一覧表  
事故処理方法

# 事故処理事務

連合会では、中途脱退者の記録を正確に管理するために、電子計算機による処理の過程において各種のチェックを行います。その結果、内容に不備があり処理できなかったものについては、調査と訂正をお願いするために「事故のお知らせ」および「事故連絡票」により基金へ連絡します。連絡を受けた基金は、すみやかに調査を行い、必要に応じ、改めて連合会へ届出を行ってください。

## 1. 事故連絡票

電子計算機によるチェックの結果、内容に不備があり処理できなかった事故内容を示したものを事故連絡票といいます。なお、事故連絡票の具体的な事例は、次頁以降を参照してください。

### ・事故連絡票の見方

事故連絡票では事故箇所に「\*」印を付し、右端に事故コードと事故メッセージを表示します。

事故連絡票により事故の内容を判断するときは、次の順序により行ってください。

#### 事故コード、事故メッセージの確認

事故連絡票の届出書名(右端上に表示)を確認し、事故コードと事故メッセージにより具体的な事故内容を判断します。

事故連絡票に印字されている「\*」印により事故箇所を判断します。

## 2. コード一覧表

### (1) 届出書名等

コード	届出書名等
中 脱	移転等申出書
移 換	移転移換申出書
取 消	取消届
訂 正	記録事項訂正届、脱退一時金相当額等訂正届、分割改定訂正届、住所訂正届
再 加 入	再加入者交付請求書
マスタ	以前に移転申出のあった者について連合会で管理している記録

### (2) マスタの履歴

コード	履歴の内容
中 脱	中途脱退者として現在収録されている者
移 換	移転移換申出書により連合会から基金へ移転等している者
取 消	中途脱退者の移転を取消している者
自 取 消	連合会で中途脱退者にならない者であることが判明し、連合会で取消しの処理を行った者
再 加 入	再加入者として基金へ戻している者
予 再 加	連合会老齢年金が未請求となっているが、再加入者として基金へ戻している者
受 給 者	連合会老齢年金受給者
失 権	連合会老齢年金失権者

### (3) 各届出書共通コード

コード	内 容	
1	年 号	明 治
3		大 正
5		昭 和
7		平 成
0 1	性 別	男 性
0 2		女 性
5	種別等の区分	基金加入第1種被保険者
6		基金加入第2種被保険者
7		基金加入第3種被保険者
1	異 動 原 因	資格取得
3		定時決定・随時改定・養育特例開始 / 終了・法改正・種別変更
4		資格喪失
5		賞 与

**(4) 訂正コード**

コード	訂正事項
0 1	加入員番号訂正
0 2	基礎年金番号訂正
0 3	カナ氏名訂正
0 4	漢字氏名訂正
0 5	性別訂正
0 6	生年月日訂正
0 7	一時金区分訂正
0 8	住所訂正
1 1	資格記録追加
1 2	資格記録訂正
1 3	資格記録削除
1 4	養育特例該当有無区分訂正
1 5	基本年金額訂正
1 6	算定基礎期間訂正
2 1	共 扱い者該当
2 2	船 扱い者該当
2 3	共・船 非該当
3 1	加算記録項目追加
3 2	加算記録項目訂正
3 3	加算記録項目削除
A 1	改定請求新規追加
A 2	改定対象期間追加
A 3	改定請求取消

**(5) 取消コード**

コード	取消事由
0 0	加入員期間超過者
0 1	死亡喪失者
0 2	高齢者
0 3	事業所間異動者
0 4	年金受給権者
0 5	出向者
0 6	重複移転申出者
0 7	移転前再加入者
0 8	1ヶ月未経過者
0 9	その他

## (6) 事故一覧

編集事故			
事故コード	事故メッセージ	事故内容	事例
1101	*の項目にもれがあります。	基本項目等が空欄のとき。	事例1
1102	*の項目が数字ではありません。	数字であるべき項目が、数字でないとき。	
1103	*の項目は有り得ないコードです。	コード(性別・種別・異動原因など)に該当がないとき。	事例2
1104	*の箇所の年月日は有り得ません。	実在する年月日でないとき。	
1105	カナコードに誤りがあります。	磁気媒体で申出している基金でコード体系に有り得ないコードがあったとき。(カナの場合)	
1106	漢字コードに誤りがあります。	磁気媒体で申出している基金でコード体系に有り得ないコードがあったとき。(漢字の場合)	
1107	訂正項目の前後が同じものです。	訂正届において訂正前後が同一だったとき。	
1108	申出年月日の記載に誤りがあります。	申出年月日が未来の日付になっているとき。	
1109	*の項目は入力項目ではありません。	入力項目以外に記載があります。	
1110	*の項目に誤りがあります。 事故箇所 箇所	上記の事故内容が2つ以上あったとき。	
1115	郵便番号又は住所に誤りがあります。	郵便番号が7桁以外又は住所に不備があったとき。	事例3
1117	範囲外の割合です。	範囲外の数字になっているとき。	
1202	再加入年月日が設立年月日より過去の日付になっています。	再加入年月日が基金設立前の日付になっているとき。	
1203	*の取消事由と記載内容が矛盾しています。	取消事由と記載内容の年月日・期間等が矛盾しているとき。	
1204	*の区分と項目が矛盾しています。	区分の有無と該当項目が矛盾しているとき。	事例4

編集事故			
事故コード	事故メッセージ	事故内容	事例
1205	マル船・マル共区分と記載されている生年月日が矛盾しています。	船・共 に該当しない生年月日のとき。	
1209	再加入年月日が平成17年10月1日以降の日付になっています。	平成17年10月以降基金に再度加入した者に対して再加入交付請求されたとき。	
1218	支給開始年齢に到達しています。	積立金等移換時において支給開始年齢に到達している者に対して移転移換申出が行われたとき。	事例16
1221	資格記録に誤りがあります。	資格記録の記載内容に誤りがあるとき。	
1224	資格記録の配列に矛盾があります。	異動年月日、異動原因等の配列に矛盾があるとき。	事例5
1225	資格記録の異動年月日に基金設立前のものがあります。	異動年月日が基金設立前の日付になっているとき。	
1226	性別と種別が矛盾しています。	性別と種別に矛盾があるとき。	
1227	資格記録の記載にもれまたは誤りがあります。	異動年月日と報酬月額等に矛盾があるとき又は記載もれがあるとき。	
1228	該当する報酬月額がありません。	報酬月額が厚生年金保険法に定める等級表に該当しないとき。	事例6
1230	給与月額と報酬月額が相違しています。	給与月額と報酬月額が相違しているとき。	
1233	法改正をまたぐ報酬月額に誤りがあります。	法律改正により、報酬月額に矛盾が生じるとき。	
1234	平成15年4月1日前の賞与は申出できません。	平成15年4月前に賞与記録が含まれているとき。	
1236	基本年金額が代行相当額より低い値です。	申出された基本年金額が代行相当額を下回るとき。	事例7
1238	脱退一時金相当額と算定基礎期間が矛盾しています。	脱退一時金相当額の記載はあるが算定基礎期間の記載がないとき。	
1240	資格取得年月日が平成17年10月1日より前の日付になっています。	移転移換申出書の資格取得年月日が平成17年10月前になっているとき。	事例17

編集事故			
事故コード	事故メッセージ	事故内容	事例
1241	脱退一時金相当額が定額事務費より低い値です。	脱退一時金相当額が定額事務費を下回るとき。	
1251	基金規約に定める加入員期間を超えています。	加入員期間が基金規約に定める期間を超えているとき。	事例8
1253	基金規約に定める年齢を超えています。	喪失時の年齢が、基金規約に定める年齢を超えているとき。	
1255	同月得喪のため中途脱退者ではありません。	資格を取得した月に、その資格を喪失したとき。	
1266	基本年金額の記載がありません。	基本年金額の記載がもれているとき。	事例9
1271	離婚年月日が平成19年4月1日より前の日付になっています。	離婚年月日が平成19年4月前であるとき。	
1279	分割可能な資格記録が存在しません。	資格記録に改定請求情報に該当する期間が含まれていないとき。	
1290	特定開始年月日が平成20年4月1日より前の日付になっています。	平成20年4月前の期間について3号分割対象期間としたとき。	
1296	3号分割の改定請求情報に特定期間が設定されていません。	特定期間の記載もれがあるとき。	
1298	改定割合に誤りがあります。	改定割合の記載内容に誤りがあるとき。	

重複事故			
事故コード	事故メッセージ	事故内容	事例
1302	同一処理月に基本項目が一部一致しているデータが複数提出されたため再加入については処理できませんでした。	同一月に基本項目が一部一致している届出書が複数提出され、再加入者交付請求書が処理できなかった場合。(他の届出書は処理されています。)	
1303	同一処理月に基本項目が一部一致しているデータが複数提出されたため取消については処理できませんでした。	同一月に基本項目が一部一致している届出書が複数提出され、取消届が処理できなかった場合。(他の届出書は処理されています。)	
1305	同一処理月に基本項目が一部一致しているデータが複数提出されたため処理できませんでした。	同一月に基本項目が一部一致している届出書が複数提出され、すべての届出書が処理できなかったとき。	事例10
1306	重複していたため一方のみ処理しました。	同一月に基本項目がすべて一致している届出書が複数提出され、1部のみ処理したとき。	
1307	同月に申出された中脱の申出を取消しました。	同一月に基本項目がすべて一致している中脱の申出と取消届が提出され、両方とも事故となったとき。	事例11

検索事故			
事故コード	事故メッセージ	事故内容	事例
1401	*の項目が一致しているマスタが存在するため処理できませんでした。	基本項目が一部一致している疑同一人のマスタがあるとき。(中脱のとき)	事例12 事例13
1402	マスタに該当者が見あたりません。	マスタに該当者が見あたらないとき。(移転移換申出書、取消届、訂正届、再加入者交付請求書のとき)	事例18
1403	*の項目がマスタと不一致です。	基本項目がマスタと不一致のとき。(取消届、訂正届、再加入者交付請求書のとき)	事例20
1406	マスタの状態が再加入済または取消済または移換済です。	取消届、再加入者交付請求書が提出されたものの、マスタの状態が再加入済、取消済、移転移換済だったとき。	
1414	基本年金額の記載がありません。	基金計算により基本年金額が管理されているマスタに対して年金額等の変更を伴う訂正を行う際、訂正後の基本年金額の記載がないとき。	事例21

検索事故			
事故コード	事故メッセージ	事故内容	事例
1501	資格記録の全部または一部が重複しています。	すでに申出されているマスタの資格記録と重複している期間があるとき。	事例14 事例15
1502	訂正前の項目がマスタと不一致です。	訂正前がマスタと不一致のとき。	
1503	追加しようとしている資格記録はすでにマスタに存在します。	訂正届により、追加しようとしている資格記録がすでにマスタに存在しているとき。	
1504	削除しようとしている資格記録はマスタに存在しません。	訂正届により、削除しようとしている資格記録がマスタに存在しないとき。	
1505	訂正後の資格記録はすでにマスタに存在します。	訂正後の資格記録がすでにマスタに存在しているとき。	
1506	追加しようとしている加算記録はすでにマスタに存在します。	脱退一時金等訂正届により、追加しようとしている加算記録がマスタに存在しているとき。	
1507	訂正しようとしている加算記録はマスタの内容と不一致です。	脱退一時金等訂正届により、訂正しようとしている加算記録がマスタと不一致のとき。	
1508	加算記録の申出年月がマスタと相違しています。	脱退一時金等訂正届により、訂正又は取消しようとしている加算記録の申出年月がマスタと不一致のとき。	
1511	再加入年月日がマスタの資格記録の内容と矛盾しています。	再加入者交付請求書の再加入年月日がマスタの資格喪失年月日前になっているとき。	
1512	取消事由がマスタの内容に該当しません。	取消届の事由と取消内容がマスタと矛盾しているとき。	
1542	マスタに移換可能な記録がありません。	移転移換申出書が提出されたものの、マスタに移転移換できる記録がないとき。	事例19
1548	基金規約により他基金の加算記録があるため移換できません。	「他基金の加算記録がある場合移転等を行わない」旨の規約の基金から、他基金の加算記録がある者に対して移転移換申出書が提出されたとき。	

### 3. 事故処理方法

### 事例1

事故連絡票														
厚生年金基金番号		0000		厚生年金基金加入員番号		1011000000		加入員氏名		1		レコウハコ連合 花子		
性別	02	生年月日	7.01.01.13		基礎年金番号 *				申出年月	22.04		整理番号	1000000-01	
住所	2	105-0011 港区 芝公園		2-4-1								処理年月日	7.22.04.15	
年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与
1	21 03 01	6	1	0170	0170									
2	21 06 30	6	S	0032	0032									
3	21 07 25	6	4											
婚姻年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分		事故コード 1101		
改定対象 (自) 年月日 (至)												*の項目にもれがあります。		
改定対象 (自) 年月日 (至)														
改定対象 (自) 年月日 (至)														
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割	0							
配慮措置	0	基本年金額	000005000	算定基礎期間		解散みなし年月日								
脱退一時金相当額		脱退一時金		加算申出年月		共船区分								
交付の申出の有無	0	相当額												

説明

「基礎年金番号」がもれています。

処理

「基礎年金番号」を記入して、再度中脱申出を行ってください。

### 事例2

事故連絡票														
厚生年金基金番号		0000		厚生年金基金加入員番号		0000020110		加入員氏名		1		レコウハコ連合 花子		
性別	02	生年月日	7.02.05.14		基礎年金番号 *				0002-000000	申出年月	22.04		整理番号	1000000-01
住所	2	105-0011 港区 芝公園		2-4-1								処理年月日	7.22.04.15	
年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与
1	21 04 01	6	1	0160	0160									
2	21 08 10	6	S	0020	0020									
3	21 09 01	6	4											
婚姻年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分		事故コード 1103		
改定対象 (自) 年月日 (至)												*の項目は有り得ないコードです。		
改定対象 (自) 年月日 (至)														
改定対象 (自) 年月日 (至)														
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割	0							
配慮措置	0	基本年金額	000004600	算定基礎期間		解散みなし年月日								
脱退一時金相当額		脱退一時金		加算申出年月		共船区分								
交付の申出の有無	0	相当額												

説明

「基礎年金番号」の上4桁において「0002」という記号は存在しません。

処理

正しい「基礎年金番号」を記入して、再度中脱申出を行ってください。

事例3

中脱		事故連絡票															** 中脱 **	
1115		厚生年金基金番号	0000	厚生年金基金加入員番号	000005111	加入員氏名	1	レコウハコ連合花子								整理番号	1000000-01	
性別	02	生年月日	5.53.04.10	基礎年金番号	8301-000000	申出年月	22.04								処理年月日	7.22.04.15		
住所	2	105-0011 港区																
年月日	種別区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与				
1	18:05:16	6	1	0170	0170													
2	18:09:01	6	3	0170	0170													
3	19:09:01	6	3	0190	0190													
4	20:09:01	6	3	0190	0190													
5	21:09:01	6	3	0190	0190													
6	21:12:15	6	4															
婚姻年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分								
改定対象(自)年月日(至)																		
改定対象(自)年月日(至)																		
改定対象(自)年月日(至)																		
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割	0											
配慮措置	0	基本年金額	000043700	算定基礎期間		解散みなし年月日												
脱退一時金相当額		脱退一時金		加算申出年月		共船区分												
交付の申出の有無	0	相当額																

- 説明 「住所」に不備があります。
- 処理 正しい「住所」を記入して、再度中脱申出を行ってください。

事例4

中脱		事故連絡票															** 中脱 **	
1204		厚生年金基金番号	0000	厚生年金基金加入員番号	0000040210	加入員氏名	1	レコウハコ連合花子								整理番号	1000000-01	
性別	02	生年月日	5.45.11.08	基礎年金番号	4273-000000	申出年月	22.04								処理年月日	7.22.04.15		
住所	2	105-0011 港区 芝公園 2-4-1																
年月日	種別区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与				
1	20:08:01	6	1	0360	0360													
2	21:09:01	6	3	0380	0380													
3	21:12:01	6	4															
婚姻年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分								
改定対象(自)年月日(至)																		
改定対象(自)年月日(至)																		
改定対象(自)年月日(至)																		
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割	0											
配慮措置	0	基本年金額	000033200	算定基礎期間	016	解散みなし年月日												
脱退一時金相当額		脱退一時金		加算申出年月		共船区分												
交付の申出の有無	0	相当額	000053000															

- 説明 「脱退一時金相当額交付の申出の有無」が「0」(無)となっているものの、脱退一時金相当額と算定基礎期間の記入があり、矛盾しています。
- 処理 脱退一時金相当額交付の申出がある場合は「脱退一時金相当額交付の申出の有無」を「有」と記入し、申出がない場合は脱退一時金相当額と算定基礎期間を抹消して、再度中脱申出を行ってください。

事例5

事故連絡票															
厚生年金基金番号		0000		厚生年金基金加入員番号		0000004221		加入員氏名		1 村ノ 功 基金 太郎		中 脱			
性別	01	生年月日	7.01.03.20		基礎年金番号		2225-000000		申出年月		22.04		整理番号	1000000-01	
住所	2	105-0011 港区 芝公園 2-4-1												処理年月日	7.22.04.15
年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	
1	20.06.10	5	1	0142	0142										
2*	20.12.05	5	S	0100	0100										
3*	20.12.25	5	S	0005	0005										
4	21.07.20	5	4												
婚姻年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分		事故コード 1224			
改定対象 (自) 年月日 (至)												資格記録の配列に矛盾があります。			
改定対象 (自) 年月日 (至)															
改定対象 (自) 年月日 (至)															
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割	0								
配慮措置	0	基本年金額	000010900	算定基礎期間		解散みなし年月日									
脱退一時金相当額		脱退一時金		加算申出年月		共給区分									
交付の申出の有無	0	相当額													

説明 「賞与」の記録が同月内に2回あります。

処理 同月内に複数回の賞与がある場合は、その月の最終賞与の記録を活かし、同月で合算した賞与額を記入して、再度中脱申出を行ってください。  
この事例では、平成20年12月25日の賞与額を「0105」(0100+0005)に訂正し、平成20年12月5日の賞与の記録を抹消します。

事例6

事故連絡票															
厚生年金基金番号		0000		厚生年金基金加入員番号		0000822100		加入員氏名		1 村ノ 功 基金 太郎		中 脱			
性別	01	生年月日	5.55.02.11		基礎年金番号		3273-000000		申出年月		22.04		整理番号	1000000-01	
住所	2	105-0011 港区 芝公園 2-4-1												処理年月日	7.22.04.15
年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	
1	20.03.04	5	1	0170	0170										
2*	20.07.10	5	3	0153	0153										
3	20.09.01	5	3	0170	0170										
4	20.12.20	5	S	0110	0110										
5	21.07.15	5	S	0085	0085										
6	21.09.01	5	3	0180	0180										
7	21.09.25	5	4												
婚姻年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分		事故コード 1228			
改定対象 (自) 年月日 (至)												該当する報酬月額がありません。			
改定対象 (自) 年月日 (至)															
改定対象 (自) 年月日 (至)															
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割	0								
配慮措置	0	基本年金額	000010900	算定基礎期間		解散みなし年月日									
脱退一時金相当額		脱退一時金		加算申出年月		共給区分									
交付の申出の有無	0	相当額													

説明 異動原因と報酬月額の間連において矛盾しています。資格記録の2行目の報酬月額は厚生年金保険法に定める等級表に該当がありません。

処理 資格記録を修正して、再度中脱申出を行ってください。(この事例では異動原因が賞与であると推定されますが、確認のうえ中脱申出を行ってください。)

事例7

中脱

1236

事故連絡票															** 中脱 **		
性 別		01		生 年 月 日		5.30.04.10		基 礎 年 金 番 号		8111-000000		申 出 年 月		22.04		整理番号 1000000-01	
住 所		2		105-0011 港区 芝公園 2-4-1												処理年月日 7.22.04.15	
厚生年金 基金番号		0000		厚生年金基金 加入員番号		0063210000		加入員 氏 名		1		申 出 年 月		22.04		基金 太郎	
年 月 日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	年 月 日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	年 月 日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与			
1	02:04:01	5	1	0380	0380												
2	02:10:01	5	3	0380	0380												
3	03:10:01	5	3	0410	0410												
4	04:10:01	5	3	0410	0410												
5	05:09:30	5	4														
6	21:03:01	5	1	0340	0340												
7	21:06:15	5	S	0310	0310												
8	21:07:15	5	S	0100	0100												
9	21:09:01	5	3	0300	0300												
10	21:10:30	5	4														
婚 姻 年 月 日		離 婚 年 月 日		改 定 請 求 年 月 日		改 定 請 求 取 消 年 月 日		改 定 割 合		分 割 区 分						事故コード 1236	
改定対象 (自)		年月日 (至)														基本年金額が代行相当額より低い値です。	
改定対象 (自)		年月日 (至)															
改定対象 (自)		年月日 (至)															
一時金給付		2		給付変更		0		特殊過去勤務		0		年金分割		0			
配慮措置		0		基本年金額 *		000015300		算定基礎期間				解散みなし年月日					
脱退一時金相当額		0		脱退一時金				加算申出年月				共給区分					
交付の申出の有無		0		相当額													

説明

「基本年金額」が連合会で試算した代行相当額を下回っています。

処理

「基本年金額」もしくは「資格記録」や「基本項目」の一部に誤りがあります。誤りがある部分を修正して、再度中脱申出を行ってください。

なお、この事例では「資格記録」に対して明らかに低い「基本年金額」が記載されています。この場合、一部の期間が既に連合会へ中脱申出されていることもありますので、中脱申出を行っている期間があるかどうかを併せて確認してください。既に中脱申出を行っている期間がある場合は、再度資格を取得した年月日に着目し、基金規約に従って、以下のような取扱いとなります。

- (1) 再度資格を取得した年月日が平成 17 年 9 月 30 日以前の場合は、マスタの記録(前半期間)に対して、再加入者交付請求を行います。その翌月以後に全ての期間について再度中脱申出を行ってください。
- (2) 再度資格を取得した年月日が平成 17 年 10 月 1 日以降の場合は、ポータビリティ拡充後の制度に基づく処理が必要になります。

ポータビリティ拡充後、連合会からの移転移換を受けない(=受換しない)規約の場合は、連合会に中脱申出していない期間のみについて正しい基本年金額を計算し、改めて中脱申出を行ってください。

ポータビリティ拡充後、連合会からの移転移換を受ける(=受換する)規約の場合は、以下 a・b の 2 つの方法があります。(再度基金へ加入した時点における本人の選択により処理内容が異なります。)

- a. 本人が連合会からの移転移換を選択した場合は、移転移換申出書を提出してください。その翌月以後に全ての期間について改めて中脱申出を行ってください。
- b. 本人が連合会からの移転移換を選択しなかった場合は、と同様の処理を行ってください。

前半期間を中脱申出する前に再度資格を取得している場合等、基金規約に基づき取消届を提出することになる場合もありますので、併せてご確認ください。

この事例では、再度資格を取得した年月日が平成 21 年 3 月 1 日(資格記録の 6 行目)となっており、ポータビリティ拡充後(上記(2))の取扱いとなります。

事例8

事故連絡票															
厚生年金基金番号		0000		厚生年金基金加入員番号		0015210000		加入員氏名		1 林ノ知 基金 太郎		* * 中 脱 * *			
性別	01	生年月日	5.38.11.07		基礎年金番号		2123-000000		申出年月		22.04		整理番号	1000000-01	
住所	2	105-0011 港区 芝公園 2-4-1													
年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	
1	10	10	01	5	1	0260	0260	15	19	09	01	5	3	0300	0300
2	11	10	01	5	3	0260	0260	16	20	09	01	5	3	0300	0300
3	12	10	01	5	3	0260	0260	17	*	21	09	01	5	4	
4	13	10	01	5	3	0260	0260								
5	14	10	01	5	3	0260	0260								
6	15	07	11	5	S	0217	0217								
7	15	09	01	5	3	0260	0260								
8	15	12	06	5	S	0240	0240								
9	16	06	15	5	S	0240	0240								
10	16	09	01	5	3	0260	0260								
11	16	12	15	5	S	0240	0240								
12	17	07	05	5	S	0240	0240								
13	17	09	01	5	3	0260	0260								
14	18	09	01	5	3	0300	0300								
婚姻年月日	18.11.20	離婚年月日	20.10.20	改定請求年月日	20.11.29	改定請求取消年月日		改定割合	04326635	分割区分	1				
改定対象 (自)															
年月日 (至)															
改定対象 (自)	18.11.20	20.10.20	20.11.29			00000000			2						
年月日 (至)	20.04.01	20.10.20													
改定対象 (自)															
年月日 (至)															
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割		0							
配慮措置	0	基本年金額	000208200	算定基礎期間	解散みなし年月日										
脱退一時金相当額															
交付の申出の有無	0	相当額	加算申出年月		共給区分										

中 脱  
1 2 5 1

整理番号 1000000-01  
処理年月日 7.22.04.15  
事故コード 1251  
基金規約に定める加入員期間を超えています。

説明

連合会で管理している基金規約に定められている「加入員期間」を超えているため、中途脱退者とはなりません。

この事例の基金規約では、中途脱退者の要件を加入員期間 10 年未満としています。

処理

対象者の資格記録に誤りがなければ中途脱退者となりませんので、再度中脱申出を行う必要はありません。なお、基金規約を変更したことにより中途脱退者の要件に変更が生じた場合は、連合会へ規約変更の届出を行ってください。(詳しくは「その他」の1を参照してください。)

事例9

事故連絡票														
厚生年金基金番号		0000		厚生年金基金加入員番号		0000066210		加入員氏名		1 りょうりけい 連合 花子		* * 中 脱 * *		
性別	02	生年月日	5.47.02.03		基礎年金番号		1151-000000		申出年月		* 22.04		整理番号	1000000-01
住所	2	105-0011 港区 芝公園 2-4-1												
年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与
1	21	05	01	6	1	0280	0280							
2	22	01	20	6	4									
婚姻年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分				
改定対象 (自)														
年月日 (至)														
改定対象 (自)														
年月日 (至)														
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割		0						
配慮措置	0	基本年金額		算定基礎期間	解散みなし年月日									
脱退一時金相当額														
交付の申出の有無	0	相当額	加算申出年月		共給区分									

中 脱  
1 2 6 6

整理番号 1000000-01  
処理年月日 7.22.04.15  
事故コード 1266  
基本年金額の記載がありません。

説明

「基本年金額」がもれています。基本年金額は申出時の必須項目です。

処理

「基本年金額」を計算し記入のうえ、再度中脱申出を行ってください。

事例 10

中 脱

1305

事故連絡票															
性別	01	厚生年金基金番号	0000	厚生年金基金加入員番号	0000013051	加入員氏名	1	林 太郎 基金 太郎	基礎年金番号	1151-000000	申出年月	22.04	整理番号	1000000-01	
住所	2	105-0011 港区 芝公園 2-4-1												処理年月日	7.22.04.15
年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	
1	20 04 01	5	1	0280	0280										
2	20 09 01	5	3	0300	0300										
3	21 09 01	5	3	0300	0300										
4	21 11 20	5	4												
離婚年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分					
改定対象 (自)		年月日 (至)													
改定対象 (自)		年月日 (至)													
改定対象 (自)		年月日 (至)													
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割	0								
配慮措置	0	基本年金額	000031200	算定基礎期間		解散みなし年月日									
脱退一時金相当額		脱退一時金		加算申出年月		共給区分									
交付の申出の有無	0	相当額													

\*\* 中 脱 \*\*

整理番号 1000000-01  
処理年月日 7.22.04.15

事故コード 1305

同一処理月に基本項目が一部一致しているデータが複数提出されたため処理できませんでした。

事故連絡票															
性別	02	厚生年金基金番号	0000	厚生年金基金加入員番号	0000013052	加入員氏名	1	林 花子 年金 花子	基礎年金番号	1151-000000	申出年月	22.04	整理番号	1000000-01	
住所	2	105-0011 港区 芝公園 2-4-1												処理年月日	7.22.04.15
年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	
1	20 04 01	6	1	0200	0200										
2	20 09 01	6	3	0190	0190										
3	21 09 01	6	4												
離婚年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分					
改定対象 (自)		年月日 (至)													
改定対象 (自)		年月日 (至)													
改定対象 (自)		年月日 (至)													
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割	0								
配慮措置	0	基本年金額	000018300	算定基礎期間		解散みなし年月日									
脱退一時金相当額		脱退一時金		加算申出年月		共給区分									
交付の申出の有無	0	相当額													

\*\* 中 脱 \*\*

整理番号 1000000-01  
処理年月日 7.22.04.15

事故コード 1305

同一処理月に基本項目が一部一致しているデータが複数提出されたため処理できませんでした。

説明

同一処理月において、同一の「基礎年金番号」で中脱申出された者がいたため、連合会ではどちらも処理ができませんでした。

処理

正しい「基礎年金番号」を記入して、どちらも再度中脱申出を行ってください。



事例 1 2

中 脱

1 4 0 1

事故連絡票															
性 別	02	生 年 月 日	5.42.04.25	基 礎 年 金 番 号	0850-000000	申 出 年 月	22.04	厚 生 年 金 基 金 番 号	0000	厚 生 年 金 基 金 加 入 員 番 号	0000104100	加 入 員 氏 名	1	以 下 何 者 に 関 連 有 無	以 下 何 者 に 関 連 有 無
住 所	2	105-0011 港区 芝公園 2-4-1													
年 月 日	種 別 等 の 区 分	異 動 原 因	報 酬 賞 与	給 与 賞 与	年 月 日	種 別 等 の 区 分	異 動 原 因	報 酬 賞 与	給 与 賞 与	年 月 日	種 別 等 の 区 分	異 動 原 因	報 酬 賞 与	給 与 賞 与	
1	21.04.13	6	1	0190	0190										
2	21.07.10	6	S	0020	0020										
3	21.09.01	6	3	0200	0200										
4	21.10.29	6	4												
婚 姻 年 月 日		離 婚 年 月 日		改 定 請 求 年 月 日		改 定 請 求 取 消 年 月 日		改 定 割 合		分 割 区 分					
改 定 対 象 ( 自 )		年 月 日 ( 至 )													
改 定 対 象 ( 自 )		年 月 日 ( 至 )													

整理番号 1000000-01  
処理年月日 7.22.04.22

事故コード 1401

\*の項目が一致しているマスタが存在するため処理できませんでした。

事故連絡票															
性 別	02	生 年 月 日	5.42.04.25	基 礎 年 金 番 号	2146-000000	申 出 年 月	02.07	厚 生 年 金 基 金 番 号	0000	厚 生 年 金 基 金 加 入 員 番 号	0000000401	加 入 員 氏 名	1	以 下 何 者 に 関 連 有 無	以 下 何 者 に 関 連 有 無
住 所	2	105-0011 港区 芝公園 2-4-1													
年 月 日	種 別 等 の 区 分	異 動 原 因	報 酬 賞 与	給 与 賞 与	年 月 日	種 別 等 の 区 分	異 動 原 因	報 酬 賞 与	給 与 賞 与	年 月 日	種 別 等 の 区 分	異 動 原 因	報 酬 賞 与	給 与 賞 与	
1	01.11.20	6	1	0142	0142										
2	02.04.27	6	4												
婚 姻 年 月 日		離 婚 年 月 日		改 定 請 求 年 月 日		改 定 請 求 取 消 年 月 日		改 定 割 合		分 割 区 分					
改 定 対 象 ( 自 )		年 月 日 ( 至 )													
改 定 対 象 ( 自 )		年 月 日 ( 至 )													
改 定 対 象 ( 自 )		年 月 日 ( 至 )													
一 時 金 給 付 配 慮 措 置	2	給 付 変 更 基 本 年 金 額	2	特 殊 過 去 勤 務 算 定 基 礎 期 間	000	000000	000	年 金 分 割 解 散 日 年 月 日							

整理番号 1000000-01  
処理年月日 7.22.04.22

事故コード 1401

\*の項目が一致しているマスタが存在するため処理できませんでした。

説明

氏名(名字を除く)、性別、生年月日が一致するマスタが存在するため、処理ができませんでした。

氏名、性別、生年月日、基礎年金番号のうち、3 つが一致する同一基金のマスタが存在する場合は事故になります。

処理

今回申出の記録とマスタが同一人であるか確認し、今回の申出もしくはマスタを訂正することになります。(同一人ではない場合、その旨を記載した付箋を加入員台帳に添付する等、確認結果を記入のうえ、再度中脱申出を行ってください。)

(1) 今回の申出の内容に誤りがある場合は、事故として返戻された今回申出の記録を修正し、再度中脱申出を行ってください。

(2) マスタに誤りがある場合は、まず訂正届を提出してマスタの基本項目を訂正し、その翌月以後、返戻された今回申出分について再度中脱申出を行ってください。

記録を確認する際、マスタの履歴(事故連絡票の左上に印字)を併せて確認してください。履歴が「中脱」の場合、現在連合会で中脱者として収録されている者になります。

再度資格を取得した年月日に着目し、基金規約に沿った取扱いを確認のうえ処理を行ってください。(詳しくは「事例7」の処理(1)(2)を参照してください。)

事故連絡票																											
厚生年金 基金番号		0000		厚生年金基金 加入員番号		0000014011		加入員 氏名		1 林ノ知 基金 太郎		性別		* 01		生年月日		5.58.08.34		基礎年金番号		* 7557-000000		申出年月		22.04	
住所		2		105-0011 港区 芝公園 2-4-1																							
年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与													
1	20	05	01	5	1	0134	0134																				
2	20	09	01	5	3	0020	0020																				
3	20	12	12	5	S	0200	0200																				
4	21	07	01	5	3																						
5	21	07	12	5	S																						
6	21	09	01	5	4																						

一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割	0
配慮措置	0	基本年金額	000014000	算定基礎期間		解散みなし年月日	
脱退一時金相当額		脱退一時金		加算申出年月		共給区分	
交付の申出の有無	0	相 当 額					

\*\* 中 脱 \*\*  
整理番号 1000000-01  
処理年月日 7.22.04.22

事故コード 1401  
\*の項目が一致しているマスタが存在するため処理できませんでした。

事故連絡票																											
厚生年金 基金番号		0000		厚生年金基金 加入員番号		0000014012		加入員 氏名		1 リョウ知 連合 健一		性別		* 01		生年月日		7.02.03.05		基礎年金番号		* 7557-000000		申出年月		21.02	
住所		2		105-0011 港区 芝公園 2-4-1																							
年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与	年月日	種別等 の区分	異動 原因	報酬 賞与	給与 賞与													
1	20	05	01	5	1	0150	0150																				
2	20	07	01	5	4																						

一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	000	年金分割	000000
配慮措置	0	基本年金額	1,700	算定基礎期間	000	解散みなし年月日	

\*\* マスタ \*\*  
整理番号 1000000-01  
処理年月日 7.22.04.22

説明

「基礎年金番号」が一致する別人と思われるマスタが既に存在するため、処理ができませんでした。

処理

今回の中脱申出もしくはマスタの内容を訂正することになります。

- (1) 今回の中脱申出の内容に誤りがある場合は、事故として返戻された今回申出の記録を修正し、再度中脱申出を行ってください。
- (2) マスタの内容に誤りがある場合は、まず訂正届を提出してマスタの基本項目を訂正してください。その翌月以後、返戻された今回申出分について再度中脱申出を行ってください。



事故連絡票															
厚生年金基金番号		0000			厚生年金基金加入員番号		0000000501			加入員氏名		1		初老年金 幸子	
性別	02	生年月日	5.37.12.06			基礎年金番号			2122-000000		申出年月		22.04		
住所	105-0011 港区 芝公園 2-4-1														
年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	
1	05/04/10	6	1	0220	0220	15	20/08/01	6	3	0340	0340				
2	05/10/01	6	3	0220	0220	16	20/12/15	6	S	0380	0380				
3	06/07/16	6	4			17	21/07/31	6	S	0420	0420				
4	17/06/01	6	1	0340	0340	18	21/09/15	6	4						
5	17/12/15	6	S	0225	0225										
6	18/04/20	6	S	0200	0200										
7	18/07/28	6	S	0660	0660										
8	18/09/01	6	3	0380	0380										
9	18/12/15	6	S	0290	0290										
10	19/04/20	6	S	0250	0250										
11	19/07/31	6	S	0566	0566										
12	19/09/01	6	3	0380	0380										
13	19/12/15	6	S	0485	0485										
14	20/07/31	6	S	0311	0311										
婚姻年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分					
改定対象 (自) 年月日 (至)															
改定対象 (自) 年月日 (至)															
改定対象 (自) 年月日 (至)															
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	0	年金分割	0								
配慮措置	0	基本年金額	000146500		算定基礎期間	解散みなし年月日									
脱退一時金相当額	0		相 当 額	加算申出年月		共 給 区 分									

整理番号 1000000-01  
処理年月日 7.22.04.22

事故コード 1501  
資格記録の全部または一部が重複しています。

事故連絡票															
中 脱 厚生年金基金番号		0000			厚生年金基金加入員番号		0000000501			加入員氏名		1		以コウサコ 連合 幸子	
性別	02	生年月日	5.37.12.06			基礎年金番号			2122-000000		申出年月		06.10		
住所	105-0011 港区 芝公園 2-4-1														
年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	年月日	種別等の区分	異動原因	報酬賞与	給与賞与	
1	05/04/10	6	1	0220	0220										
2	05/10/01	6	3	0220	0220										
3	06/07/16	6	4												
婚姻年月日		離婚年月日		改定請求年月日		改定請求取消年月日		改定割合		分割区分					
改定対象 (自) 年月日 (至)															
改定対象 (自) 年月日 (至)															
改定対象 (自) 年月日 (至)															
一時金給付	2	給付変更	2	特殊過去勤務	000	年金分割	000000								
配慮措置	0	基本年金額	24,116		算定基礎期間	000 解散みなし年月日									

整理番号 1000000-01  
処理年月日 7.22.04.22

説明

今回申出の資格記録の一部と、マスタ(平成6年10月に中脱申出された記録)の資格記録が重複しているため、処理ができませんでした。

処理

再度資格を取得した年月日(=重複していない記録の最初の行の年月日)に着目し、必要に応じて再加入者交付請求、取消し、連合会に中脱申出していない期間(重複していない期間)のみ中脱申出する等の処理を行います。

詳しくは「事例7」の処理(1)(2)を参照してください。  
 なお、この事例では、再度資格を取得した年月日が平成17年6月1日(資格記録の4行目)となっており、平成17年9月30日以前に再度資格を取得しているので、マスタの記録(前半期間)に対して、再加入者交付請求を行います。その翌月以後、全ての期間について再度中脱申出を行ってください。

事例 1 6

移換

1 2 1 8

事故連絡票										
移換申出	基金番号等	0000	加入員(者)氏名	イコウ知						** 移換 **
性別 *	1	生年月日 *	5.24.10.10	基礎年金番号	0411-000000	受付年月	22.04			整理番号 1000000-01
住所										処理年月日 平成22.04.15
電話番号				脱退一時金相当額						事故コード 1218  支給開始年齢に到達しています。
本人が拠出した掛金額				基本移換区分	2					
算定基礎期間				加算移換区分	1					
資格取得年月日				D B 移換区分						
資格喪失年月日				移換先資格取得年月日	220201					
										** マスタ **
性別		基金番号等		加入員(者)氏名						整理番号
生年月日		基礎年金番号		通知年月						処理年月日
住所										
脱退一時金相当額				本人が拠出した掛金額						
算定基礎期間				資格取得年月日		資格喪失年月日				

説明

移換日(権利義務移転等申出月の翌月末日)において既に支給開始年齢に到達しています。

処理

ポータビリティ準則第5の2の(3)に従い、基金へ移転移換を行うことはできません。支給開始年齢に到達する前に積立金等の移換が完了するか確認した上で申出を行ってください。なお、基金の資格を取得した者に対して移転移換の選択を促す際は、移転移換申出の事務が可能である期日までに選択するよう説明する必要があります。

事例 1 7

移換

1 2 4 0

事故連絡票										
移換申出	基金番号等	0000	加入員(者)氏名	ナナハコ						** 移換 **
性別	2	生年月日	5.50.09.21	基礎年金番号	0953-000000	受付年月	22.04			整理番号 1000000-01
住所										処理年月日 平成22.04.15
電話番号				脱退一時金相当額						事故コード 1240  資格取得年月日が平成17年10月1日より前の日付になっていません。
本人が拠出した掛金額				基本移換区分	2					
算定基礎期間				加算移換区分						
資格取得年月日				D B 移換区分						
資格喪失年月日				移換先資格取得年月日 *	161001					
										** マスタ **
性別		基金番号等		加入員(者)氏名						整理番号
生年月日		基礎年金番号		通知年月						処理年月日
住所										
脱退一時金相当額				本人が拠出した掛金額						
算定基礎期間				資格取得年月日		資格喪失年月日				

説明

「資格取得年月日」が平成17年10月1日より前の日付であるため、処理ができません。

処理

平成17年9月30日以前に基金に再度加入していた事実が判明した場合は、再加入者交付請求を行うことになります。「資格取得年月日」に記載した年月日に相違がなければ、移転移換申出書ではなく、再加入者交付請求書を作成して提出してください。





事 故 連 絡 票										* * 訂 正 * *		
性 別	01	生 年 月 日	5.42.09.12	基 礎 年 金 番 号	201118 6 4	厚 生 年 金 基 金 加 入 員 番 号	0000	0000414100	加入員氏名		申 出 年 月	21.01
12 資格記録訂正 201108 6 4												
A1 改定請求新規追加												
		10.11.13	20.11.12	20.11.27		03938521		1				
A1 改定請求新規追加												
		10.11.13 20.04.01 20.11.12	20.11.12	20.11.27		00000000		2				

整理番号 1000000-01

処理年月日 7.22.04.12

事故コード 1414

基本年金額の記載がありません。

事 故 連 絡 票										* * マ ス タ * *				
中 脱	01	生 年 月 日	5.42.09.12	基 礎 年 金 番 号	105-0011 港区 芝公園 2-4-1	厚 生 年 金 基 金 加 入 員 番 号	0000	0000414100	加入員氏名	1 初村 知 年金 太郎	申 出 年 月	21.01		
住所 2														
年 月 日	種 別 等 の 区 分	異 動 原 因	報 酬 賞 与	給 与 賞 与	年 月 日	種 別 等 の 区 分	異 動 原 因	報 酬 賞 与	給 与 賞 与	年 月 日	種 別 等 の 区 分	異 動 原 因	報 酬 賞 与	給 与 賞 与
1	19 04 01	5	1	0240	0240									
2	19 09 01	5	3	0240	0240									
3	20 09 01	5	3	0300	0300									
4	20 11 18	5	4											
婚姻年月日 離婚年月日 改定請求年月日 改定請求取消年月日 改定割合 分割区分														
改定対象 (自) 年月日 (至)														
改定対象 (自) 年月日 (至)														
改定対象 (自) 年月日 (至)														
一時金給付 配慮措置	2 0	給付変更 基本年金額	2	特殊過去勤務 26,100	000	算定基礎期間	0000000	000	年金分割 解散みなし年月日					

説明

訂正届の「訂正後基本年金額」に記載がないため、処理ができませんでした。  
平成 17 年 3 月以降で中脱申出時に基本年金額の記載をした者( 連合会で基本年金額を計算していない者 ) について、基本年金額や現価相当額に影響がある項目の訂正を行う場合( 具体的には 性別の訂正 生年月日の訂正 資格記録の追加・訂正・削除 対象者情報の新規・追加・訂正 を行う場合 ) 「訂正後基本年金額」欄に金額の記載がないと事故になります。

処理

訂正後の基本年金額を「訂正後基本年金額」欄に記載し、再度訂正届を提出してください。( 詳しくは「訂正および取消事務」の 1 の ( 1 ) ウ を参照してください。 )

# その他

## この章の概要

基金規約の管理  
通算企業年金のご案内

## VI その他

### 1. 基金規約の管理

#### (1) 連合会が管理する基金規約について

##### ① 中途脱退者に係る規約の変更時（給付設計以外）

連合会では、基金規約のうち、中途脱退者の支給義務の移転に関連する内容（給付設計に関するもの以外）を連合会システムに取り込み、管理しています。

そのため、次の事項について規約変更を行った場合は、（別紙 1）「中途脱退者移転事務等に係る規約変更届」に変更内容等を記入したうえで、「認可後の規約変更の写」と「新旧規約対照表」を添えて、連合会に届出してください。

##### ア. 中途脱退者の要件

- ・ 加入員期間
- ・ 喪失時年齢

##### イ. 基金の属性

- ・ 設立形態
- ・ 給付の型

##### ② 基金への権利義務移転等に係る規約の変更時

連合会との権利義務の移転および積立金等の移換について登録届を提出後、さらにその要件に対して規約変更を行った場合には、（別紙 2）「登録届兼変更届」を使用し、連合会へ登録状況変更の届出をしてください。

##### ③ その他

以下の規約変更については、様式は問いませんので、企画振興部会員サービス課会員係へ届出してください。また、規約変更ではありませんが、役員就退任の届出についても同係宛にご連絡ください。なお、連合会ホームページの会員専用ページ「会員情報の変更」フォームからも変更可能です。

(<https://www.pfa.or.jp/kikin/henkou/index.php>)

- ・ 基金名称
- ・ 住所
- ・ 電話番号、FAX番号 等
- ・ 役員（理事長・常務（専務）理事）就退任

## 変更内容による届出書類および届出先等一覧

	規約変更等の内容	届出書類	連合会届出先
①	中途脱退者に係る規約の変更時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入員期間</li> <li>・ 喪失時年齢</li> <li>・ 設立形態</li> <li>・ 給付の型 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中途脱退者移転事務等に係る規約変更届」(別紙1)</li> <li>・ 「認可後の規約変更の写」</li> <li>・ 「新旧規約対照表」</li> </ul>	年金サービスセンター
②	権利義務の移転、積立金等の移換等に係る変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利義務の移転</li> <li>・ 積立金等の移換</li> <li>・ 申出等のとりまとめ</li> <li>・ 総幹事受託機関</li> </ul>	登録届兼変更届(厚生年金基金) (別紙2)	年金記録課 年金記録係
③	その他連合会との連絡に必要な変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金名称</li> <li>・ 住所、電話番号、FAX番号</li> <li>・ 役員就退任(理事長、常務(専務)理事)</li> </ul>	葉書、FAXによる届出(書式は問いません。)および連合会ホームページの会員専用ページ「会員情報の変更」フォームから変更可能。	企画振興部 会員サービス課 会員係

※別紙1および2については、連合会ホームページの「様式等ダウンロード」からダウンロードしたものをご利用いただけます。

(<http://www.pfa.or.jp/nenkin/ijukan/ijukan02.html>)

### 届出先

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館 10階 企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 年金記録係 または 企業年金連合会 企画振興部 会員サービス課 会員係
--

(記入例)

(別紙 1)

中途脱退者移転事務等に係る規約変更届

平成 年 月 日

企業年金連合会 年金サービスセンター 御中

基金番号  
< ×××× >

〇〇〇〇〇 厚生年金基金

以下のとおり中途脱退者に係る部分の規約変更を行いましたので、届出します。

規約変更年月日	(例) 平成 22 年 4 月 1 日より適用	
規約変更事項	(例) 連合会移換者の定義を変更した。 (例) 給付の型を変更した。	
中途脱退者(連合会移換者)の範囲に関する要件	加入員期間	(例) 加入員期間を 15 年から 20 年へ変更した。
	喪失時年齢	(例) 喪失時年齢を 55 歳から 60 歳へ変更した。
給付の型	(例) 代行型→加算型	

\* 太枠の欄は必ずご記入ください。

\* 「認可後の規約変更の写」、「新旧規約対照表」を本届出に添付し提出していただくようお願いいたします。

(記入例)

(別紙 2)

企業年金連合会  
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届 (厚生年金基金)

基金番号	× × × ×
基金名称	〇〇〇〇〇〇厚生年金基金

項目	内容	変更箇所
基金名称	(フガナ) -----	
総幹事受託機関(資金決済業務を委託している受託機関)の名称		
連合会から権利義務の承継をできるか否か	(○) 承継できる ( ) 承継できない	
連合会から権利義務の承継をできる場合	( ) 全ての者を承継できる (○) 自基金の再加入者のみ承継できる	
連合会から積立金等の移換ができるか否か	(○) 移換できる ( ) 移換できない	○
連合会から積立金等の移換ができる場合	( ) 全ての積立金等を移換する (○) 厚生年金基金由来の年金給付等積立金のみ移換する ( ) 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	○
連合会から権利義務を承継する場合の手続き	( ) 基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする ( ) 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

\* 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

平成××年××月××日

厚生年金基金の名称

〇〇〇〇〇〇厚生年金基金

理事長名

○ ○ ○ ○

担当者名

○ ○ ○ ○

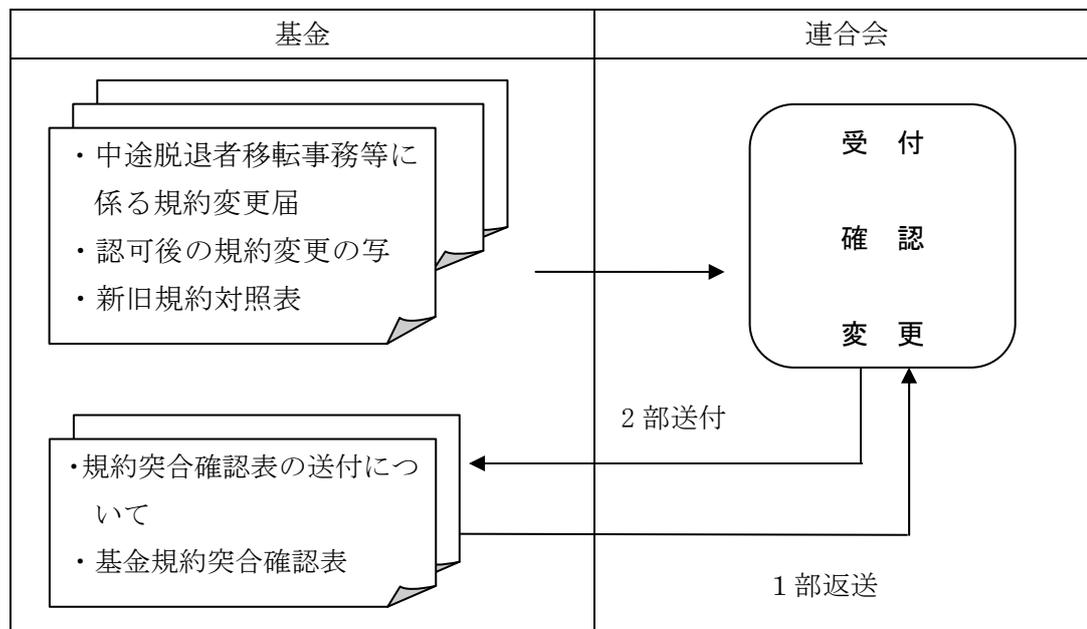
## (2) 規約変更処理の流れ

### i 連合会の処理

連合会では届出のあった規約内容を確認した上で規約変更処理を行い、必要に応じて「基金規約突合確認表」を2部作成し、基金へ送付します。

### ii 基金の確認作業等

「基金規約突合確認表」が連合会から送られてきた基金は、その内容が変更した規約内容に適合しているかを確認してください。相違がなければ「基金規約突合確認表」のうち1部を、確認欄に押印したうえで連合会年金サービスセンター年金記録課へ返送してください。なお、内容に誤りがある場合、その箇所を修正（朱書）してください。



(様式例) 規約突合確認表の送付について

平成〇年〇月〇日

○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  ○ ○ ○      厚生年金基金 御中 < 〇 〇 〇 〇 >
---

規約突合確認表の送付について

平素は、中途脱退者の移転業務につきまして格別のご協力をたまり、厚く御礼申し上げます。

さて、連合会では中途脱退者に関する事項を別紙規約突合確認表のとおり収録いたします。つきましては、内容をご点検の上、相違箇所があれば朱書で訂正し、確認欄の1又は2のいずれかを○で囲みご捺印の上1部を  
 年    月    日までにご返送をお願いいたします。

企業年金連合会  
 年金サービスセンター年金記録課

(様式例) 基金規約突合確認表

0000      基金規約突合確認表 (昭和21年4月2日以降の給付率表)      平成〇年〇月〇日現在

適用年月日      16. 10. 1					
男子			女子		
生年月日	給付率	+ α	生年月日	給付率	+ α
昭和21年4月2日～ 昭和28年4月1日	7. 22500	0. 10000	昭和21年4月2日～ 昭和33年4月1日	7. 22500	0. 10000
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日	7. 22500	0. 13000	昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日	7. 23400	0. 10900
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	7. 22500	0. 13000	昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日	7. 24400	0. 11900
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	7. 22500	0. 13000	昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日	7. 25500	0. 13000
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	7. 22500	0. 13000	昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日	7. 26700	0. 14200
昭和36年4月2日～	7. 22500	0. 13000	昭和41年4月2日～	7. 28100	0. 15600

0000      基金規約突合確認表 (中脱条件明細)      平成〇年〇月〇日現在

適用年月日      17. 10. 1					
男子			女子		
生年月日	中脱年齢	期間	生年月日	中脱年齢	期間
～昭和28年4月1日	60	10	～昭和33年4月1日	60	10
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61	10	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61	10
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62	10	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62	10
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63	10	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63	10
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64	10	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64	10
昭和36年4月2日～	65	10	昭和41年4月2日～	65	10

(様式例) 基金規約突合確認表

基金規約突合確認表

年 月 日現在

基金番号				第 号				設立年月日				年 月 日				年 金 額 計 算 の 条 件																			
基金名称 厚生年金基金																生 年 月 日		設 立 時		給付率		+α													
																給付率		+α		給付率		+α		給付率		+α		給付率		+α					
住 所																昭 2 年 4 月 2 日		昭 2 年 4 月 1 日																	
																昭 3 年 4 月 2 日		昭 3 年 4 月 1 日																	
電 話 番 号																昭 4 年 4 月 2 日		昭 4 年 4 月 1 日																	
																昭 5 年 4 月 2 日		昭 5 年 4 月 1 日																	
設立の形態				設立		企業の業態		中途脱退者とする条件								昭 6 年 4 月 2 日		昭 6 年 4 月 1 日																	
																昭 7 年 4 月 2 日		昭 7 年 4 月 1 日																	
給付の型				型		総幹事受託機関		中途脱退者とする条件								昭 8 年 4 月 2 日		昭 8 年 4 月 1 日																	
																昭 9 年 4 月 2 日		昭 9 年 4 月 1 日																	
適用年月日																昭 10 年 4 月 2 日		昭 10 年 4 月 1 日																	
																昭 11 年 4 月 2 日		昭 11 年 4 月 1 日																	
加入員期間																昭 12 年 4 月 2 日		昭 12 年 4 月 1 日																	
																昭 13 年 4 月 2 日		昭 13 年 4 月 1 日																	
喪失時年齢																昭 14 年 4 月 2 日		昭 14 年 4 月 1 日																	
																昭 15 年 4 月 2 日		昭 15 年 4 月 1 日																	
一律																昭 16 年 4 月 2 日		昭 16 年 4 月 1 日																	
																昭 17 年 4 月 2 日		昭 17 年 4 月 1 日																	
任意																昭 18 年 4 月 2 日		昭 18 年 4 月 1 日																	
																昭 19 年 4 月 2 日		昭 19 年 4 月 1 日																	
男																昭 20 年 4 月 2 日		昭 20 年 4 月 1 日																	
																昭 21 年 4 月 2 日		昭 21 年 4 月 1 日																	
女																昭 22 年 4 月 2 日		昭 22 年 4 月 1 日																	
																昭 23 年 4 月 2 日		昭 23 年 4 月 1 日																	
任意男																昭 24 年 4 月 2 日		昭 24 年 4 月 1 日																	
																昭 25 年 4 月 2 日		昭 25 年 4 月 1 日																	
任意女																昭 26 年 4 月 2 日		昭 26 年 4 月 1 日																	
																昭 27 年 4 月 2 日		昭 27 年 4 月 1 日																	
端 数 処 理																昭 28 年 4 月 2 日		昭 28 年 4 月 1 日																	
																昭 29 年 4 月 2 日		昭 29 年 4 月 1 日																	
年金給付に関する条件																昭 30 年 4 月 2 日		昭 30 年 4 月 1 日																	
																昭 31 年 4 月 2 日		昭 31 年 4 月 1 日																	
注) 上記生年月日ごとの給付率は、設立時から平成15年4月1日前までの間は、代行乗率1000分の7.125(昭和21年4月1日までの間に生まれた者は、平成12年4月1日施行の厚生年金保険法附則別表第7に準ずる)、平成15年4月1日以降は、代行乗率1000分の5.481(昭和21年4月1日までの間に生まれた者は、平成15年4月1日施行の厚生年金保険法附則別表第7に準ずる)に基金のプラスαを加えた率を記載しています。なお、平成12年4月1日以前の代行乗率は現行の数値とは異なりますが、直近の状態の代行乗率で設立時より給付率を記しております。																端数処理コード(下記参照)																			
																端数処理コード(下記参照)																			

**確 認 欄**

1. 本表の通り相違ありません。  
 2. 本表の訂正箇所相違又は変更がありました。

平成 年 月 日

厚生年金基金

常務理事 印

## 通算企業年金のご案内

通算企業年金は、当基金が本来あなたに支給すべき脱退一時金について、その相当額（以下「脱退一時金相当額」という。）をあなたが企業年金連合会（以下「連合会」という。）に交付することを選択した場合に、交付された脱退一時金相当額に基づいて支給されるものです。

以下に特徴等を示しますので、よくお読みいただいたうえで、年金(通算企業年金)または脱退一時金の選択をして下さい。

### 1. 支給開始年齢および終身年金

通算企業年金は、65歳支給開始です。ただし、生年月日によって次のように60歳から64歳となる場合があります。（表1参照）

なお、連合会が脱退一時金相当額を受けたときの年齢が支給開始年齢に達しているときは、そのときから年金が支給されます。

また、**通算企業年金は終身(あなたが生存されている限り)支払われます。**

(表1) 支給開始年齢

#### 【男子】

昭和28年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和36年4月2日以降に生まれた方	65歳

#### 【女子】

昭和33年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和41年4月2日以降に生まれた方	65歳

#### 【坑内員(坑内員としての厚生年金の被保険者期間が15年以上ある方)】

昭和33年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和41年4月2日以降に生まれた方	65歳

#### ポイント1

支給開始年齢が61歳以上の方は、60歳に達した日以降であって支給開始年齢に達する前に通算企業年金の支給開始時期を繰り上げて請求することもできます。  
この場合も通算企業年金は終身支払われますが、年金額は減額されます。

## 2. 通算企業年金額

通算企業年金額は次のよう求めます。

Step1

脱退一時金相当額 - 1,100 円 (定額事務費) = A

A ÷ 通算企業年金現価率 1(表 2) = B

- ・ 定額事務費  
1,100 円
- ・ 通算企業年金現価率 1(表 2)  
脱退一時金相当額を交付する月の末日における年齢、性別及び支給開始年齢(表 1)に応じた率を用います。
- ・ 端数処理  
円未満切上げ

Step2

A - 35,000 円 (定率事務費の上限) = C

C ÷ 通算企業年金現価率 2(表 3) = D

- ・ 定率事務費の上限  
35,000 円
- ・ 通算企業年金現価率 2(表 3)  
脱退一時金相当額を交付する月の末日における年齢、性別及び支給開始年齢(表 1)に応じた率を用います。
- ・ 端数処理  
円未満切上げ

Step3

上記 B、D のうちいずれか大きい額を通算企業年金額とします。

脱退一時金相当額が 1,100 円 (定額事務費) を超えない場合は、通算企業年金を選択することはできません。

通算企業年金は、年金資産の運用状況等によっては、増額改定される場合があります。

連合会が脱退一時金相当額を受けた日において、既に連合会がその者について通算企業年金の給付の支給に関する義務を負っていた場合は、今回の脱退一時金相当額に基づく通算企業年金額の計算においては、(表 2)とあるのは(表 4)と読み替えるものとします。

## 3. 事務費

連合会が脱退一時金相当額を受けたときは、脱退一時金相当額の内から 定額事務費 (受付、承継通知書送付などに要する経費) と、 定率事務費 (データ管理、振込手数料などに要する経費) が控除されます。

定額事務費 = 1,100 円 (一律)

定率事務費 = (脱退一時金相当額 - 1,100 円) - B × (表 3)

B は Step1 で求めた B の額を使用します。

(ただし、 の定率事務費の額が 35,000 円を超える場合には、 の定率事務費の額は 35,000 円とします。)

の定額事務費と の定率事務費の合計が事務費となります。

事務費 = 定額事務費 + 定率事務費 (円未満切捨て)





(表4) 通算企業年金現価率3

年齢	支給開始年齢													
	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳			
	男子	女子	男子	女子										
15歳	7.4393	8.5851	7.0762	8.2220	6.7212	7.8669	6.3739	7.5197	6.0343	7.1800	5.7022	6.8479		
16	7.6035	8.7749	7.2323	8.4037	6.8692	8.0406	6.5142	7.6856	6.1669	7.3383	5.8273	6.9987		
17	7.7715	8.9690	7.3920	8.5894	7.0208	8.2182	6.6577	7.8552	6.3027	7.5001	5.9554	7.1528		
18	7.9435	9.1675	7.5554	8.7794	7.1758	8.3999	6.8046	8.0286	6.4415	7.6656	6.0865	7.3105		
19	8.1194	9.3706	7.7225	8.9737	7.3344	8.5856	6.9549	8.2060	6.5837	7.8348	6.2206	7.4717		
20	8.2993	9.5782	7.8935	9.1724	7.4967	8.7756	7.1086	8.3875	6.7291	8.0079	6.3579	7.6367		
21	8.4833	9.7906	8.0684	9.3757	7.6627	8.9699	7.2658	8.5731	6.8777	8.1850	6.4982	7.8054		
22	8.6714	10.0078	8.2472	9.5836	7.8323	9.1687	7.4265	8.7629	7.0297	8.3660	6.6416	7.9779		
23	8.8636	10.2299	8.4299	9.7962	8.0057	9.3719	7.5908	8.9571	7.1851	8.5513	6.7882	8.1544		
24	9.0602	10.4571	8.6167	10.0136	8.1830	9.5799	7.7588	9.1556	7.3439	8.7407	6.9382	8.3350		
25	9.2613	10.6895	8.8078	10.2360	8.3643	9.7925	7.9306	9.3587	7.5064	8.9345	7.0915	8.5196		
26	9.4669	10.9270	9.0032	10.4633	8.5497	10.0097	8.1062	9.5662	7.6725	9.1325	7.2483	8.7082		
27	9.6772	11.1698	9.2031	10.6956	8.7394	10.2319	8.2859	9.7784	7.8424	9.3349	7.4087	8.9011		
28	9.8922	11.4181	9.4074	10.9333	8.9333	10.4591	8.4696	9.9954	8.0162	9.5419	7.5727	9.0984		
29	10.1122	11.6720	9.6165	11.1763	9.1317	10.6915	8.6576	10.2173	8.1939	9.7536	7.7404	9.3001		
30	10.3371	11.9316	9.8303	11.4248	9.3346	10.9291	8.8498	10.4443	8.3757	9.9702	7.9120	9.5065		
31	10.5672	12.1972	10.0489	11.6790	9.5421	11.1721	9.0464	10.6764	8.5616	10.1916	8.0875	9.7175		
32	10.8024	12.4688	10.2726	11.9389	9.7543	11.4206	9.2475	10.9138	8.7518	10.4181	8.2671	9.9333		
33	11.0431	12.7465	10.5013	12.2047	9.9714	11.6748	9.4532	11.1565	8.9463	10.6497	8.4507	10.1540		
34	11.2892	13.0306	10.7352	12.4766	10.1934	11.9348	9.6636	11.4049	9.1453	10.8866	8.6385	10.3798		
35	11.5410	13.3214	10.9745	12.7549	10.4205	12.2009	9.8787	11.6591	9.3489	11.1292	8.8306	10.6109		
36	11.7985	13.6189	11.2193	13.0397	10.6529	12.4732	10.0989	11.9192	9.5571	11.3774	9.0272	10.8475		
37	12.0619	13.9232	11.4697	13.3309	10.8905	12.7517	10.3240	12.1852	9.7701	11.6312	9.2283	11.0854		
38	12.3314	14.2344	11.7258	13.6288	11.1336	13.0366	10.5544	12.4574	9.9880	11.8909	9.4340	11.3369		
39	12.6072	14.5528	11.9880	13.9336	11.3825	13.3280	10.7902	12.7358	10.2111	12.1566	9.6446	11.5901		
40	12.8893	14.8786	12.2562	14.2455	11.6371	13.6263	11.0315	13.0207	10.4393	12.4285	9.8602	11.8493		
41	13.1784	15.2120	12.5311	14.5646	11.8980	13.9315	11.2788	13.3123	10.6733	12.7068	10.0811	12.1145		
42	13.4742	15.5531	12.8123	14.8912	12.1650	14.2438	11.5319	13.6107	10.9128	12.9915	10.3072	12.3860		
43	13.7770	15.9022	13.1003	15.2254	12.4384	14.5635	11.7910	13.9161	11.1580	13.2830	10.5388	12.6638		
44	14.0871	16.2594	13.3951	15.5674	12.7184	14.8906	12.0565	14.2287	11.4091	13.5813	10.7761	12.9482		
45	14.4047	16.6251	13.6971	15.9175	13.0051	15.2255	12.3284	14.5487	11.6665	13.8868	11.0192	13.2394		
46	14.7300	16.9994	14.0065	16.2759	13.2989	15.5683	12.6069	14.8763	11.9302	14.1995	11.2683	13.5375		
47	15.0633	17.3825	14.3235	16.6428	13.6000	15.9193	12.8925	15.2117	12.2005	14.5196	11.5237	13.8428		
48	15.4047	17.7748	14.6483	17.0184	13.9086	16.2786	13.1851	15.5551	12.4775	14.8475	11.7855	14.1555		
49	15.7548	18.1765	14.9814	17.4031	14.2250	16.6466	13.4852	15.9069	12.7617	15.1834	12.0542	14.4758		
50	16.1137	18.5879	15.3229	17.7971	14.5495	17.0236	13.7931	16.2672	13.0533	15.5274	12.3298	14.8039		
51	16.4818	19.0092	15.6732	18.2006	14.8824	17.4098	14.1090	16.6364	13.3526	15.8799	12.6128	15.1402		
52	16.8593	19.4407	16.0325	18.6139	15.2239	17.8053	14.4331	17.0145	13.6597	16.2410	12.9033	15.4846		
53	17.2466	19.8825	16.4012	19.0371	15.5744	18.2103	14.7658	17.4017	13.9750	16.6109	13.2016	15.8374		
54	17.6440	20.3350	16.7796	19.4705	15.9342	18.6251	15.1074	17.7983	14.2988	16.9897	13.5080	16.1989		
55	18.0519	20.7983	17.1681	19.9144	16.3036	19.0500	15.4583	18.2046	14.6315	17.3778	13.8229	16.5692		
56	18.4705	21.2728	17.5668	20.3691	16.6829	19.4852	15.8185	18.6208	14.9731	17.7754	14.1463	16.9486		
57	18.9000	21.7588	17.9759	20.8347	17.0722	19.9310	16.1884	19.0471	15.3239	18.1827	14.4786	17.3373		
58	19.3407	22.2566	18.3959	21.3118	17.4718	20.3877	16.5681	19.4839	15.6842	18.6001	14.8198	17.7356		
59	19.7931	22.7665	18.8270	21.8004	17.8821	20.8556	16.9581	19.9315	16.0543	19.0277	15.1705	18.1438		
60	20.2578	23.2891	19.2700	22.3012	18.3038	21.3351	17.3590	20.3902	16.4349	19.4662	15.5312	18.5624		
61	19.7254	22.8145	19.7254	22.8145	18.7375	21.8267	17.7714	20.8605	16.8265	19.9157	15.9025	18.9916		
62	19.1839	22.3307	19.1839	22.3307	18.1839	22.3307	18.1839	21.3428	17.2299	20.3767	16.2850	19.4319		
63	18.6338	21.8376	18.6338	21.8376	17.6338	21.8376	18.6338	21.8376	17.6459	20.8498	16.6798	19.8836		
64	18.0756	21.3352	18.0756	21.3352	18.0756	21.3352	18.0756	21.3352	18.0756	21.3352	17.0878	20.3473		
65	17.5101	20.8236	17.5101	20.8236	17.5101	20.8236	17.5101	20.8236	17.5101	20.8236	17.5101	20.8236		

年齢	支給開始年齢													
	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳			
	男子	女子												
66歳	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030	16.9375	20.3030
67	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736	16.3582	19.7736
68	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354	15.7723	19.2354
69	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886	15.1804	18.6886
70	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335	14.5827	18.1335
71	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702	13.9806	17.5702
72	13.3662	17.0091	13.3662	17.0091	13.3662	17.0091	13.3662	17.0091	13.3662	17.0091	13.3662	17.0091	13.3662	17.0091
73	12.7515	16.4478	12.7515	16.4478	12.7515	16.4478	12.7515	16.4478	12.7515	16.4478	12.7515	16.4478	12.7515	16.4478
74	12.1366	15.8865	12.1366	15.8865	12.1366	15.8865	12.1366	15.8865	12.1366	15.8865	12.1366	15.8865	12.1366	15.8865
75	11.5217	15.3252	11.5217	15.3252	11.5217	15.3252	11.5217	15.3252	11.5217	15.3252	11.5217	15.3252	11.5217	15.3252
76	10.9068	14.7639	10.9068	14.7639	10.9068	14.7639	10.9068	14.7639	10.9068	14.7639	10.9068	14.7639	10.9068	14.7639
77	10.2919	14.2026	10.2919	14.2026	10.2919	14.2026	10.2919	14.2026	10.2919	14.2026	10.2919	14.2026	10.2919	14.2026
78	9.6770	13.6413	9.6770	13.6413	9.6770	13.6413	9.6770	13.6413	9.6770	13.6413	9.6770	13.6413	9.6770	13.6413
79	9.0621	13.0800	9.0621	13.0800	9.0621	13.0800	9.0621	13.0800	9.0621	13.0800	9.0621	13.0800	9.0621	13.0800
80	8.4472	12.5187	8.4472	12.5187	8.4472	12.5187	8.4472	12.5187	8.4472	12.5187	8.4472	12.5187	8.4472	12.5187
81	7.8323	11.9574	7.8323	11.9574	7.8323	11.9574	7.8323	11.9574	7.8323	11.9574	7.8323	11.9574	7.8323	11.9574
82	7.2174	11.3961	7.2174	11.3961	7.2174	11.3961	7.2174	11.3961	7.2174	11.3961	7.2174	11.3961	7.2174	11.3961
83	6.6025	10.8348	6.6025	10.8348	6.6025	10.8348	6.6025	10.8348	6.6025	10.8348	6.6025	10.8348	6.6025	10.8348
84	5.9876	10.2735	5.9876	10.2735	5.9876	10.2735	5.9876	10.2735	5.9876	10.2735	5.9876	10.2735	5.9876	10.2735
85	5.3727	9.7122	5.3727	9.7122	5.3727	9.7122	5.3727	9.7122	5.3727	9.7122	5.3727	9.7122	5.3727	9.7122
86	4.7578	9.1509	4.7578	9.1509	4.7578	9.1509	4.7578	9.						

## 4 . 保証期間

保証期間中に死亡により年金を受け取れなくなったり、年金での受取りから一時金での受取りに代えた場合は、残りの保証期間に応じて死亡一時金や選択一時金を受け取ることができます。通算企業年金の保証期間は支給開始から 80 歳までとなります。ただし支給開始年齢が 65 歳以降の場合は次に示す保証期間となります。

(表5) 65 歳以降支給開始の通算企業年金の保証期間

支給開始年齢	保証期間
65 歳	15 年
66 歳	14 年
67 歳	13 年
68 歳	12 年
69 歳	11 年
70 歳	10 年
71 歳	9 年
72 歳	9 年
73 歳	8 年
74 歳	8 年
75 歳	7 年
76 歳	7 年
77 歳	6 年
78 歳	6 年
79 歳	5 年
80 歳	5 年
81 歳	4 年
82 歳	4 年
83 歳	3 年
84 歳	3 年
85 歳	2 年
86 歳	2 年
87 歳以上	1 年

(注)年齢に 1 歳未満の端数月がある場合の保証期間は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の保証期間} = A \text{ 歳の保証期間} + \{ (A + 1) \text{ 歳の保証期間} - A \text{ 歳の保証期間} \} \times B / 12$$

## 5 . 一時金

### (1) 選択一時金

あなたに次に掲げるいずれかの事情がある場合には、通算企業年金の受給に代えて選択一時金を受給することもできます。ただし、支給開始前の場合は、どのような理由であっても**選択一時金を受給することはできません。**

- (ア) あなた又はあなたの属する世帯の生計を主として維持している方が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合

- (イ) あなたが債務を弁済することが困難な場合
- (ウ) あなたが心身に重大な障害を受け、又は長期間入院した場合
- (エ) その他(ア)～(ウ)に準ずる事情がある場合

選択一時金の額は請求の時期により次のようになります。

年金の裁定請求と同時に選択の場合

選択一時金額 = 通算企業年金額 × 選択一時金支給乗率(表6)

- ・ 選択一時金支給乗率(表6)

「4.保証期間」に応じた率を用います。

- ・ 端数処理

円未満切上げ

- ・ **ただし、選択一時金額が(脱退一時金相当額 - 事務費)を下回る場合は、(脱退一時金相当額 - 事務費)を選択一時金額とします。(最低保証)**

(表6) 選択一時金支給乗率

保証期間	乗率
20年	16.1127
19	15.4659
18	14.8046
17	14.1283
16	13.4369
15	12.7299
14	12.0070
13	11.2678
12	10.5120
11	9.7392
10	8.9490
9	8.1410
8	7.3148
7	6.4701
6	5.6063
5	4.7231
4	3.8201
3	2.8967
2	1.9525
1	0.9871
0	0.0000

(注)保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

$$A年B月の支給乗率 = A年の支給乗率 + \{ (A+1)年の支給乗率 - A年の支給乗率 \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入)

#### ポイント2

- ・ 脱退一時金相当額から事務費を控除した額を最低保証額としますので、交付から選択一時金の請求(年金支給開始年齢)までの期間が短いと、一時金の額が脱退一時金相当額を下回る場合があります。
- ・ 年金の裁定請求と同時に選択一時金を選択する場合は、通算企業年金の半分(50%)を一時金選択することもできます。

保証期間内に選択の場合

年金支給開始後で保証期間内に選択一時金を選択した場合は、残存保証期間に応じた選択一時金となります。

選択一時金額 = 通算企業年金額 × 選択一時金支給乗率(表7)

・ 選択一時金支給乗率(表7)

残存保証期間に応じた率を用います。

・ 端数処理

円未満切上げ

(表7) 選択一時金支給乗率

残存保証期間	乗率
20年	16.1127
19	15.4659
18	14.8046
17	14.1283
16	13.4369
15	12.7299
14	12.0070
13	11.2678
12	10.5120
11	9.7392
10	8.9490
9	8.1410
8	7.3148
7	6.4701
6	5.6063
5	4.7231
4	3.8201
3	2.8967
2	1.9525
1	0.9871
0	0.0000

(注)残存保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

$$A年B月の支給乗率 = A年の支給乗率 + \{ (A+1)年の支給乗率 - A年の支給乗率 \} \times B / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入)

### 【参考】保証期間内に一時金選択した場合の受取総額

年金の保証期間内に一時金選択した場合の受取総額は、次のようになります。

(例1:受取総額が脱退一時金相当額を上回るケース)

連合会に交付時の年齢:20歳

性別:男性

年金支給開始年齢:65歳

脱退一時金相当額:100万円

選択時期:年金を1年間受給後に一時金選択

通算企業年金額は、「2.通算企業年金額」に基づき、

$$A = 1,000,000 \text{円} - 1,100 \text{円}$$

$$B = A \div 6.4992 = 153,696 \text{ (円未満切上げ)}$$

$$C = A - 35,000 \text{ 円}$$

$$D = C \div 6.2325 = 154,658 \text{ (円未満切上げ)}$$

通算企業年金額 = 154,658 円 (B、Dのうち、いずれか大きい額)

$$1 \text{ 年間の年金支給額} = 154,658 \text{ 円}$$

保証期間は 80 歳までですから、残存保証期間は 14 年となりますので、

$$\text{選択一時金} = \text{年金額} \times 12.0070$$

$$= 154,658 \text{ 円} \times 12.0070$$

$$= 1,856,979 \text{ 円 (円未満切上げ)}$$

$$1 \text{ 年間の年金支給額} + \text{選択一時金}$$

$$= 2,011,637 \text{ 円} > \text{脱退一時金相当額 (1,000,000 円)}$$

(例 2: 受取総額が脱退一時金相当額とほぼ同程度のケース)

連合会に交付時の年齢: 48 歳

性別: 男性

年金支給開始年齢: 65 歳

脱退一時金相当額: 100 万円

選択時期: 年金を 1 年間受給後に選択

通算企業年金額は、「2. 通算企業年金額」に基づき、

$$A = 1,000,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 円}$$

$$B = A \div 11.9971 = 83,262 \text{ 円 (円未満切上げ)}$$

$$C = A - 35,000 \text{ 円}$$

$$D = C \div 11.6787 = 82,535 \text{ 円 (円未満切上げ)}$$

通算企業年金額 = 83,262 円 (B、Dのうち、いずれか大きい額)

$$1 \text{ 年間の年金支給額} = 83,262 \text{ 円}$$

保証期間は 80 歳までですから、残存保証期間は 14 年となりますので、

$$\text{選択一時金} = \text{年金額} \times 12.0070$$

$$= 83,262 \text{ 円} \times 12.0070$$

$$= 999,727 \text{ 円 (円未満切上げ)}$$

$$1 \text{ 年間の年金支給額} + \text{選択一時金}$$

$$= 1,082,989 \text{ 円} \quad \text{脱退一時金相当額 (1,000,000 円)}$$

(例 3: 受取総額が脱退一時金相当額を下回るケース)

連合会に交付時の年齢: 60 歳

性別: 男性

年金支給開始年齢: 60 歳

脱退一時金相当額: 100 万円

選択時期: 年金を 1 年間受給後に一時金選択

通算企業年金額は、「2.通算企業年金額」に基づき、

$$A = 1,000,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 円}$$

$$B = A \div 20.5959 = 48,500 \text{ 円} \quad (\text{円未満切上げ})$$

$$C = A - 35,000 \text{ 円}$$

$$D = C \div 20.1559 = 47,822 \text{ 円} \quad (\text{円未満切上げ})$$

通算企業年金額 = 48,500 円 ( B、Dのうち、いずれか大きい額 )

1年間の年金支給額 = 48,500 円

保証期間は 80 歳までですから、残存保証期間は 19 年となりますので、

選択一時金 = 年金額  $\times$  15.4659

$$= 48,500 \text{ 円} \times 15.4659$$

$$= 750,097 \text{ 円} \quad (\text{円未満切上げ})$$

1年間の年金支給額 + 選択一時金

$$= 798,597 \text{ 円} < \text{脱退一時金相当額} (1,000,000 \text{ 円})$$

#### ポイント3

年金支給開始後に選択一時金を選択した場合、年金支給開始から選択一時金を選択するまでの年金の合計と選択一時金を合わせても、脱退一時金相当額よりも少なくなる場合があります。

もちろん通算企業年金は終身年金ですので、長生きをして年金として受け取り続ければ受取総額は脱退一時金相当額を上回ってきます。

ご自分で試算されることをお勧めします。

#### (2) 死亡一時金

年金の支給開始前または保証期間内に亡くなられた場合には、遺族の方に死亡一時金が給付されます。

年金の支給開始前に死亡の場合

$$\text{死亡一時金額} = \text{通算企業年金額} \times \text{死亡一時金支給乗率(表8)}$$

・死亡一時金支給乗率(表8)

支給開始年齢(表1)及び死亡時の年齢に応じた率を用います。

・端数処理

円未満切上げ

・ただし、死亡一時金額が(脱退一時金相当額 - 事務費)を下回る場合は、(脱退一時金相当額 - 事務費)を死亡一時金額とします。(最低保証)

(表8) 支給開始年齢別、死亡時の年齢による死亡一時金支給乗率

死亡時の年齢	支給開始年齢					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
15歳	5.9200	5.5573	5.2026	4.8557	4.5164	4.1846
16	6.0532	5.6823	5.3197	4.9650	4.6181	4.2788
17	6.1894	5.8102	5.4393	5.0767	4.7220	4.3751
18	6.3286	5.9409	5.5617	5.1909	4.8282	4.4735
19	6.4710	6.0746	5.6869	5.3077	4.9368	4.5742
20	6.6166	6.2113	5.8148	5.4271	5.0479	4.6771
21	6.7655	6.3510	5.9457	5.5492	5.1615	4.7823
22	6.9177	6.4939	6.0794	5.6741	5.2776	4.8899
23	7.0734	6.6400	6.2162	5.8017	5.3964	4.9999
24	7.2325	6.7894	6.3561	5.9323	5.5178	5.1124
25	7.3953	6.9422	6.4991	6.0658	5.6420	5.2275
26	7.5616	7.0984	6.6453	6.2022	5.7689	5.3451
27	7.7318	7.2581	6.7948	6.3418	5.8987	5.4654
28	7.9057	7.4214	6.9477	6.4845	6.0314	5.5883
29	8.0836	7.5884	7.1041	6.6304	6.1671	5.7141
30	8.2655	7.7591	7.2639	6.7796	6.3059	5.8426
31	8.4515	7.9337	7.4273	6.9321	6.4478	5.9741
32	8.6416	8.1122	7.5945	7.0881	6.5928	6.1085
33	8.8361	8.2947	7.7653	7.2476	6.7412	6.2460
34	9.0349	8.4814	7.9400	7.4106	6.8929	6.3865
35	9.2382	8.6722	8.1187	7.5774	7.0479	6.5302
36	9.4460	8.8673	8.3014	7.7479	7.2065	6.6771
37	9.6586	9.0668	8.4881	7.9222	7.3687	6.8273
38	9.8759	9.2709	8.6791	8.1004	7.5345	6.9810
39	10.0981	9.4794	8.8744	8.2827	7.7040	7.1380
40	10.3253	9.6927	9.0741	8.4691	7.8773	7.2986
41	10.5576	9.9108	9.2783	8.6596	8.0546	7.4629
42	10.7952	10.1338	9.4870	8.8545	8.2358	7.6308
43	11.0381	10.3618	9.7005	9.0537	8.4211	7.8025
44	11.2864	10.5950	9.9187	9.2574	8.6106	7.9780
45	11.5404	10.8334	10.1419	9.4657	8.8043	8.1575
46	11.8000	11.0771	10.3701	9.6787	9.0024	8.3411
47	12.0655	11.3263	10.6034	9.8964	9.2050	8.5287
48	12.3370	11.5812	10.8420	10.1191	9.4121	8.7206
49	12.6146	11.8418	11.0859	10.3468	9.6239	8.9169
50	12.8984	12.1082	11.3354	10.5796	9.8404	9.1175
51	13.1886	12.3806	11.5904	10.8176	10.0618	9.3226
52	13.4854	12.6592	11.8512	11.0610	10.2882	9.5324
53	13.7888	12.9440	12.1179	11.3099	10.5197	9.7469
54	14.0990	13.2353	12.3905	11.5644	10.7564	9.9662
55	14.4163	13.5331	12.6693	11.8246	10.9984	10.1904
56	14.7406	13.8376	12.9544	12.0906	11.2459	10.4197
57	15.0723	14.1489	13.2458	12.3626	11.4989	10.6541
58	15.4114	14.4673	13.5439	12.6408	11.7576	10.8939
59	15.7582	14.7928	13.8486	12.9252	12.0222	11.1390
60	16.1127	15.1256	14.1602	13.2160	12.2927	11.3896
61	-	15.4659	14.4788	13.5134	12.5692	11.6459
62	-	-	14.8046	13.8175	12.8520	11.9079
63	-	-	-	14.1283	13.1412	12.1758
64	-	-	-	-	13.4369	12.4498
65	-	-	-	-	-	12.7299

(注)死亡時年齢に1歳未満の端数月がある場合の率は次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の率} = A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12 \quad (\text{小数点以下第5位を四捨五入})$$

保証期間内に死亡の場合

年金支給開始後で保証期間内に死亡された場合は、残存保証期間に応じた死亡一時金となります。

死亡一時金額 = 通算企業年金額 × 死亡一時金支給乗率(表9)

・死亡一時金支給乗率(表9)

残存保証期間に応じた率を用います。

・端数処理

円未満切上げ

(表9) 死亡一時金支給乗率

残存保証期間	乗率
20年	16.1127
19	15.4659
18	14.8046
17	14.1283
16	13.4369
15	12.7299
14	12.0070
13	11.2678
12	10.5120
11	9.7392
10	8.9490
9	8.1410
8	7.3148
7	6.4701
6	5.6063
5	4.7231
4	3.8201
3	2.8967
2	1.9525
1	0.9871
0	0.0000

(注)残存保証期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は次式による。

$A$ 年 $B$ 月の支給乗率 =  $A$ 年の支給乗率 + { ( $A + 1$ )年の支給乗率 -  $A$ 年の支給乗率 } ×  $B / 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)

ポイント4

年金支給開始後の死亡の場合は、年金支給開始前の死亡とは異なり、死亡一時金額の最低保証はありません。このため、年金支給開始から亡くなるまでの年金受取総額と死亡一時金を合わせても、脱退一時金相当額よりも少ない場合があります。

具体的な計算例は、「【参考】保証期間内に一時金選択した場合の受取総額」と同様になりますので、一時金選択時期を死亡時期と読替えてご確認下さい。